

# 丸亀市文化芸術基本計画

－ 新しい価値 と 新しいつながり を生み出す －



丸 亀 市



## あいさつ

丸亀市では、平成 17 年に県内初の「丸亀市文化振興条例」を制定し、文化の薫り高い、潤い豊かなまちとして歩み続けることを宣言しました。

さらに平成 18 年には、「丸亀市文化振興基本計画」を策定し、文化芸術の振興施策を総合的かつ計画的に推進するための方策を定めました。

また、平成 29 年度から令和 3 年度までは「第 2 次丸亀市文化振興基本計画」に基づき、市民が主役の文化芸術の振興施策をさらに推進するため、全庁的な取組を行うことで、人が輝く田園文化都市を創造し、地方創生の一助になるよう事業に取り組んでまいりました。

さて、本計画の上位計画である「第二次丸亀市総合計画」では、日々の生活のなかで幸せを実感できる「豊かで暮らしやすいまち 丸亀」という将来像の下、心が充足し、楽しく、快適に暮らすことができるまち、そして、市民の誰もが主役となり、自分らしく、いきいきと輝くまちを実現するための、5つの基本方針を定めています。

今般、策定いたします『丸亀市文化芸術基本計画』においても、「－ 新しい価値 と 新しいつながり を生み出す －」を基本理念とし、市民の「文化的権利」を基本に、文化芸術がもつ様々な価値を生かすとともに、誰もが地域で、安全安心で豊かな生活を営めるよう、福祉、教育、まちづくり、国際交流、観光、産業等の関連分野と連携し、文化芸術における幅広い施策展開を進めてまいりたいと考えております。

今後も、市民の自主的な文化芸術活動につきましては、さらに活発になるよう環境づくりを進めるとともに、市民が、より一層身近に文化芸術に親しみ、楽しむことができるように文化施設等の整備や文化団体等への支援に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力、そして積極的な参画をいただきたいと存じます。

また、未来を担う子どもたちをはじめ、市民の皆様がふるさとへの愛着と誇りを育み、文化財や伝統文化等が次世代へと受け継がれますよう、引き続き歴史・文化資源の保存と活用を進めてまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、熱心にご審議いただきました「丸亀市文化芸術推進審議会」委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださいました多くの市民の皆様から感謝申し上げます。

令和 4 年 4 月

丸亀市長 松 永 恭 二

## 目 次

<b>第1章 本計画の概要</b>		
第1節	本計画の趣旨	2
(1)	本計画の基本的な考え方	
(2)	本計画策定の目的	
(3)	文化芸術施策に取り組む姿勢	
(4)	本計画策定の背景（国・県・本市の文化芸術推進の動向把握）	
第2節	本計画の位置付け	13
(1)	文化芸術基本法との関係	
(2)	他法令との関係	
(3)	地方自治法との関係	
(4)	丸亀市文化芸術推進条例との関係	
(5)	総合計画、教育大綱との関係	
(6)	その他の分野別計画との関係	
第3節	本計画の構成と期間	16
(1)	計画の方向性・期間について	
(2)	「施策の展開」等について	
第4節	本計画策定の体制	18
(1)	丸亀市文化芸術推進審議会による審議	
(2)	市民アンケートの活用	
(3)	関係各課からのヒアリング	
(4)	教育委員会からのヒアリング	
(5)	文化芸術政策ゼミ	
(6)	文化振興講演会	
第5節	本計画の対象となる文化の範囲	21
<b>第2章 丸亀市における文化芸術の現状と課題</b>		
第1節	人口等の概要	24
(1)	これまでの総人口推移	
(2)	丸亀市における人口の現状と将来の予測値	
(3)	人口の将来目標	
(4)	観光客数	
第2節	丸亀市の現状と課題	28
(1)	SWOT分析による現状分析	
(2)	SWOT分析からみえる課題	

第3節	文化芸術をめぐる社会の情勢	30
(1)	価値観の多様化	
(2)	孤独・孤立の深刻化	
(3)	地方創生	
(4)	グローバル化の進展	
(5)	情報通信技術の発展等	
第4節	丸亀市の文化芸術の現状と課題	33
(1)	市民アンケート調査結果から（その1）	
(2)	市民アンケート調査結果から（その2）	

### 第3章 丸亀市の文化芸術の特性

第1節	丸亀市の文化的背景	52
第2節	丸亀市の文化資源	53
(1)	文化芸術に関係する施設の概要	
(2)	文化財の概要	
(3)	観光レクリエーションの概要	
(4)	伝統工芸品・特産品・名物の概要	
第3節	丸亀市の行事・事業等	76
(1)	主な年間行事	
(2)	その他の年間行事	
(3)	民間主催イベント	
第4節	市民の文化活動状況	78
(1)	丸亀市文化協会	
(2)	丸亀市文化振興事業協議会	
(3)	丸亀シティフィルハーモニックオーケストラ	
(4)	丸亀ドイツ兵俘虜楽団の足跡を辿る会	
(5)	丸亀市少年少女合唱団	
(6)	丸亀市民吹奏楽団	
(7)	丸亀市文化財保護協会	
(8)	コミュニティ活動	
(9)	幼稚園・保育所（園）・認定こども園や小・中学校の文化活動	
(10)	市内における文化芸術に関わる団体等	

#### 第4章 本計画の基本理念及び基本方針

第1節 基本理念	86
第2節 基本方針	88
(1) 基本方針1 市民主体の文化芸術の推進	
(2) 基本方針2 多様な文化芸術の創造	
(3) 基本方針3 文化芸術を生かしたまちづくり	
(4) 基本方針4 歴史・文化の継承	
(5) 基本方針5 多様な文化交流による魅力発信	
第3節 本計画の体系	89

#### 第5章 本計画の基本目標及び基本的施策と主な取組

第1節 基本目標と基本的施策	92
第2節 基本方針1 市民主体の文化芸術の推進	93
(1) 基本目標	
(2) 基本的施策	
第3節 基本方針2 多様な文化芸術の創造	97
(1) 基本目標	
(2) 基本的施策	
第4節 基本方針3 文化芸術を生かしたまちづくり	100
(1) 基本目標	
(2) 基本的施策	
第5節 基本方針4 歴史・文化の継承	105
(1) 基本目標	
(2) 基本的施策	
第6節 基本方針5 多様な文化交流による魅力発信	110
(1) 基本目標	
(2) 基本的施策	

#### 第6章 本計画の推進に当たって

第1節 本計画の推進	118
(1) 市政の横断的な文化芸術施策の展開	
(2) 多様な主体が文化芸術に関わる横断的な体制づくり	
(3) 「丸亀市猪熊弦一郎現代美術館」を中核とした施策展開	
第2節 文化芸術に関する人材や専門機関等との連携・協働	120
(1) 専門性を持つ団体や人材との連携・協働	
(2) 大学等との連携・協働	

(3)	丸亀市文化振興事業協議会との連携・協働	
(4)	市内文化施設の相互連携・協働	
第3節	各種団体との交流による活動の創出	121
(1)	個人	
(2)	市民活動団体	
(3)	丸亀市文化協会等の文化団体	
(4)	教育・福祉等の活動団体（教育・福祉等に関わる団体）	
(5)	行政	
第4節	本計画の進行管理及び評価の手法	123
第5節	本計画の評価	124

## 資料

	丸亀市文化芸術基本条例	126
	丸亀市文化芸術推進審議会委員名簿	129





## 第1章 本計画の概要

- 第1節 本計画の趣旨
- 第2節 本計画の位置付け
- 第3節 本計画の構成と期間
- 第4節 本計画策定の体制
- 第5節 本計画の対象となる文化の範囲

## 第1章 本計画の概要

### 第1節 本計画の趣旨

#### (1) 本計画の基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症は、わずかな間に多くの尊い命を奪いました。

そして、ウィズコロナ時代の到来によって、これまでの社会の仕組みが大きく変わり、芸術のありようや社会的な役割にも大きな変容と進化が求められています。

このような状況の中、芸術は何を表現し、社会に何を訴えることができるのでしょうか。

20世紀後半に急速に進展したグローバル化やあらゆるものを商品化し、市場原理を押し進めてきた資本主義によって、日本をはじめとした先進国は経済的な恩恵に浴してきました。しかし、そのことが新型コロナウイルスの世界的パンデミックを加速させ、資本主義に支えられてきた文化や教育、芸術における構造的課題を露呈したことは間違いありません。

また、近年の大国の自国第一主義、英国のEU離脱や米中の対立など、世界的な分断が進む中、新型コロナウイルスの猛威により国境を越える移動が厳しく制限され、更に分断が進む一方で、新型コロナウイルスに対処するためには、国際的な連帯が強く求められています。

歴史学者のユヴァル・ノア・ハラリは、「私たちの目の前には、自国を優先し各国との協力を阻む道を進むか、グローバルに結束するかという2つの選択肢がある」と警鐘を鳴らしています。

分断か繋がりか。それが問われる歴史的な転換点に文化芸術の社会的な役割や存在価値は更に高まるだろうとされています。

また、日本社会全体においても、少子高齢社会の進行や人口減少社会の到来、社会経済のグローバル化など、大きな転換点を迎えており、近年では、東日本大震災や異常気象・災害の多発により、多くの人々の実感としてあるのは「当たり前はありがたい」という感覚ではないかと思えます。そして、コロナ禍はその感覚をさらに強化するものとなっています。

経済成長の余波としての幸せが生まれるのではなく、「ふだんの暮らしの幸せ(Well-being)」自体が目的だと多くの人が共通理解を持つような暮らしを送りたい。それがおそらく従来の日本型経済成長スタイルとは違った経済成長を可能にするのではないか、それが成熟社会への転換ということではないかと考えます。

今、文化芸術は、美術館や劇場で鑑賞したり、趣味や娯楽で楽しんだりするだけの存在ではなくなりつつあります。

教育や福祉、地域再生など現代の日本社会全体や地方都市が抱える様々な課題に

対し、文化芸術ならではの革新的な解決策がもたらされる、そんな時代が到来しています。そして、それを実現するためには、従来の文化政策をいかに強化し、他の政策領域との連携をどのように進めるべきかを考えなければなりません。大きな社会の変革により、これまでの常識が一変したニューノーマル時代において、文化芸術の新たな可能性があると感じるからこそ、文化芸術の「本来の価値とは何なのか」また、これから文化芸術で「何ができるのか」「何をすべきなのか」という視点で、文化芸術でなければならないことについて私たちは考えていかなければなりません。

## (2) 本計画策定の目的

本市の文化芸術活動において、第2章、第4節「丸亀市の文化芸術の現状と課題」によれば、「個人・団体による自立した活動の展開やその機会の充実」「子どもたちが文化芸術に親しむ機会の充実」などが課題となっています。

加えて今、人口減少という課題に向けた地方創生の取組において、文化芸術が地域の活力を高め、まちづくりを推進していく上で果たす役割は大きいと考えます。

このようなことから、これからの文化芸術の役割を再確認するとともに、市民・各種団体・行政等の役割分担を明確にし、新たな文化芸術の創造・発信と、文化芸術活動を生かしたまちづくり・人づくりにつなげることを目的とし、今般、上位計画である「第二次丸亀市総合計画」（以下「総合計画」という。）において、「基本計画〔後期〕」（以下「基本計画」という。）が策定されることに伴い、文化芸術を取り巻く社会環境や市民ニーズの変化等を踏まえ、「丸亀市文化芸術基本計画」（以下「本計画」という。）を策定いたします。

なお、今回の策定により、関係施策を計画の射程に取り込み、計画の範囲が文化芸術そのものの「振興」とどまらず、文化芸術に関する総合的な施策の推進を図るという方向性を示すものとなることから、従来の計画の題名から「振興」を削り、題名を「丸亀市文化芸術基本計画」と改めます。

[ 計画名の改称 ]

丸亀市文化 **振興** 基本計画



丸亀市文化 **芸術** 基本計画

### (3) 文化芸術施策に取り組む姿勢

文化芸術基本法第2条第3項(\*1)では、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利である」と定められています。それは、世界人権宣言やユネスコ等の「文化的権利」の流れを受けるものと解釈されており、人々のよりよい生き方や暮らしに対する支援のありようが「文化行政」に問われるものとなっています。

平成27年に策定された「文化芸術の推進に関する基本的な方針 閣議決定(第4次)」では、文化芸術に対する位置付けが大幅に変更され、「従来、社会的費用として捉えられていた文化芸術への公的支援に関する考え方を転換し、社会的必要性に基づく戦略的な投資として捉え直す」ことが示されています。その一方で、社会的・経済的な視点だけで捉えるのではなく、文化芸術活動そのものに意義と価値があることを認識しなければなりません。

また、平成27年9月に国連サミットで採択された2030アジェンダにおいては、令和12年(2030年)に向けた国連加盟国共通の目標として「持続可能な開発目標(SDGs)(\*2)」が定められました。そこでは「誰一人取り残さない」という基本理念の下、その達成に向け、国や企業、自治体等の全ての主体が取り組むこととされています。

本市においても、それらの動向を踏まえつつ、市民の「文化的権利」を基本に、文化芸術がもつ本質的な価値を強く認識するとともに、誰もが地域で安全安心で豊かな生活を営めるよう、福祉、教育、まちづくり、国際交流、観光、産業等の関連分野と連携し、社会包摂(ソーシャル・インクルージョン)(\*3)機能を有する文化芸術における幅広い施策展開を進めることで、本計画の理念や目標の達成に向けた取組がSDGs達成に貢献できるよう、本計画を策定し推進することとします。

#### (\*1) 文化芸術基本法 第2条第3項

文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

(\*2) SDGs(エス ディー ジーズ)

「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、2015(平成 27)年 9 月の国連サミットで採択され、2030(令和 12)年までの国際目標。「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、貧困や飢餓などをはじめとした 17 のゴールを掲げ、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的(ユニバーサル)なもの。



(\*3) 社会包摂(ソーシャル・インクルージョン)

・違いのある人たちを、違いを尊重したまま受け入れる社会を目指そうという考え方(文化庁×九州大学共同研究チーム『はじめての”社会包摂×文化芸術“ハンドブック』より抜粋)

・社会的に弱い立場の人であっても排除されることのない共生社会をめざし、相互に支えあうことができる地域社会をめざしていく考え方(丸亀市第 3 次障がい者基本計画・第 6 期障がい福祉計画及び第 2 期障がい児福祉計画より抜粋)

(4) 本計画策定の背景(国・県・本市の文化芸術推進の動向把握)

① 文化芸術とは

文化芸術は、人々の心のありようからその創りあげるものに至るまで、日常生活の中に溶け込んでいます。また、人々に安らぎと潤いをもたらし、創造性と表現力を高めるものとして極めて大切なものと考えています。文化芸術を通して人々が集い、語り合うことによって、互いを理解して尊重し、多様性を受け入れる心豊かな社会を形成するものとして重要な意義を持ちます。

② 「文化芸術基本法」改正の趣旨

平成 29 年 6 月 23 日、「文化芸術振興基本法の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 73 号)が公布・施行され、「文化芸術振興基本法」は、名称が変わり、新たに「文化芸術基本法」となりました。

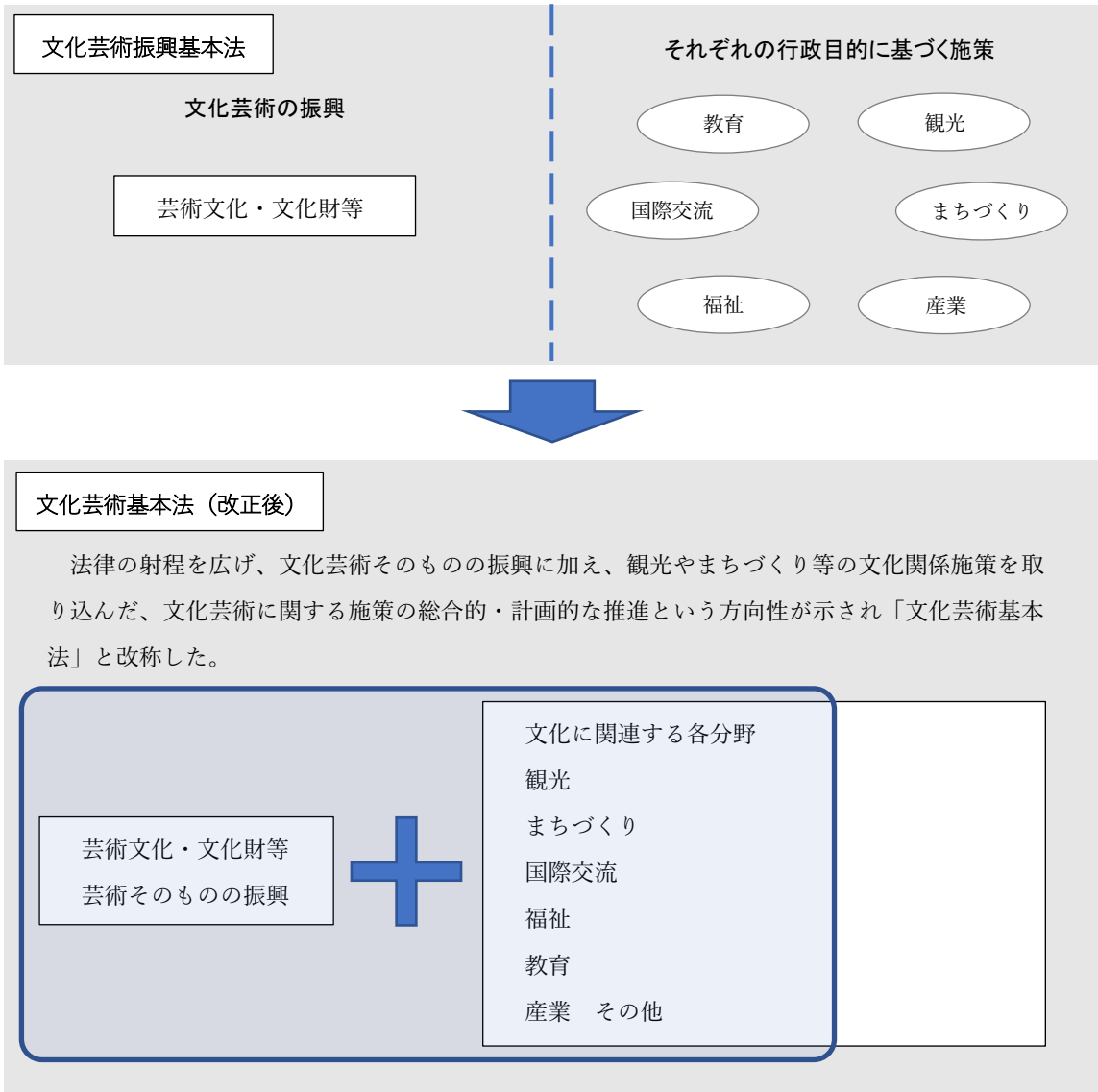
今回の改正は、文化芸術の「本質的価値(\*4)」に加え、「社会的・経済的価値(\*5)」を付加するもので、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするものです。

(\*4) 本質的価値

- ・豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるもの
  - ・国際化が進展する中であって、個人の自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるもの
- (平成 30 年閣議決定「文化芸術推進基本計画(第 1 我が国の文化芸術政策を取り巻く状況等)」より抜粋)

(\*5) 社会的・経済的価値

- ・他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、個々人が共に生きる地域社会の基盤を形成するもの。
  - ・新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するもの。
  - ・科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するもの。
  - ・文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるもの。
- (平成 30 年閣議決定「文化芸術推進基本計画(第 1 我が国の文化芸術政策を取り巻く状況等)」より抜粋)



### ③ 国の動向

平成 13 年 12 月に「文化芸術振興基本法」が公布、施行されました。

その目的は、文化芸術に関する活動を行う団体や人々の自主的な活動を促進することを基本として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かな国民生活と活力ある社会の実現に寄与することとされました。

平成 14 年 12 月には、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項等を定めた第 1 次基本方針が閣議決定され、その後、平成 19 年 2 月に第 2 次基本方針、平成 23 年 2 月に第 3 次基本方針が閣議決定されました。

平成 24 年 6 月には、地方において、文化施設が劇場や音楽堂として十分に機能しておらず、多彩な実演芸能に触れる機会が少ない等の課題を踏まえ、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」を定め、地方の文化会館等の劇場等が有効に活用

されることで実演芸術の振興を図り、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与していくための支援事業の取組を始めました。さらに、平成 27 年 5 月には、第 4 次基本方針が閣議決定されました。

そして、平成 29 年 6 月、文化芸術に関する活動を行う人々の自主的な活動を推進することを基本としながら、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活気ある社会の実現に貢献することを目的に、「文化芸術振興基本法」が改正され、新たに「文化芸術基本法」が制定されました。

#### ■ 近年の国の動向

年 月	法律・基本方針等	主な事項
平成 13 年	文化芸術振興基本法制定	・文化芸術は個人の趣味や嗜好のためだけにあるのではなく、社会的な存在として公共性を保ち、市民社会や都市生活に大きな役割を果たすものとして位置付けられた。
平成 14 年	文化芸術の振興に関する基本的な方針 閣議決定	・文化芸術は国民全体の社会的財産であるとし、個人、民間企業・団体等、地方公共団体、国などそれぞれが自ら文化芸術の担い手であることを認識し、社会全体で文化芸術の振興を図っていく必要があるとしている。
平成 19 年	文化芸術の振興に関する基本的な方針 閣議決定 (第 2 次)	・文化芸術が経済活動において新たな需要や付加価値を生み出す源泉であるとし、文化芸術で国づくりを進める「文化芸術立国」を目指す必要があるとしている。
平成 23 年	文化芸術の振興に関する基本的な方針 閣議決定 (第 3 次)	・社会包摂機能（子ども、若者、高齢者、障がい者等）が明記され、文化芸術の振興を通じて、教育・福祉、産業や経済、まちづくり、国際交流等多様な都市政策とつながりを持ち、都市の基盤を形成していく必要があるとしている。
平成 23 年	劇場、音楽堂等の活性化に関する法律	・劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域文化拠点、国民の生活にお



		<p>いていわば公共財ともいふべき存在と位置付け、その活性化に対して国や地方公共団体は責任があると明記されている。</p>
平成27年	文化芸術の振興に関する基本的な方針 閣議決定 (第4次)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来、社会的費用として捉えられていた文化芸術への公的支援に関する考え方を転換し、社会的必要性に基づく戦略的な投資として捉え直すとしている。</li> <li>・教育、福祉、まちづくり、観光・産業等幅広い分野との関連性を意識しながら、それら周辺領域への波及効果を視野に入れた文化芸術振興策の展開がより一層求められるとしている。</li> </ul>
平成29年	文化芸術振興基本法の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「文化芸術基本法」に法律名を改称し、文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関する施策についても新たな法律の範囲に取り込んだ。</li> <li>・文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の更なる継承、発展及び創造につなげていくとされている。</li> <li>・文化芸術団体の果たす役割が明記されるとともに、国・独立行政法人・文化芸術団体・民間事業者等の連携・協働についても新たに規定された。</li> </ul>
平成29年	文化経済戦略 内閣官房・文化庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未来を志向した文化財の着実な継承と更なる発展</li> <li>・文化への投資が持続的になされる仕組みづくり</li> <li>・文化経済活動を通じた地域の活性化</li> <li>・双方向の国際展開を通じた日本のブランド価値の最大化</li> <li>・文化経済活動を通じた社会包摂・多様文化共生社会の実現</li> <li>・2020年を契機とした次世代に誇れる文化レガシー創出</li> </ul>

平成30年	文化芸術推進基本計画（第1期）策定 閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術基本法に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された基本計画である。</li> <li>・各地方公共団体においても、本基本計画を参酌しながらその地方の実情に即した地方文化芸術推進基本計画を策定することが求められている。</li> </ul>
平成30年	文化経済戦略アクションプラン2018 内閣官房・文化庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化経済戦略の着実な推進を図るために、関係府省庁の緊密な連携の下、施策を速やかに実行していく必要があり、継続的に戦略が掲げる施策等の進捗を把握・検証するとともに、その結果を踏まえた上でPDCA サイクルを実行しながら、平成30年度以降特に重点的に取り組むべき具体的な施策等を立案し、実施していく必要がある。</li> </ul>
平成30年	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものである。</li> <li>・障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る。</li> </ul>
令和2年	文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化の振興を観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的とする。</li> </ul>

#### ④ 県の動向

県では、平成22年に第1回を開催した瀬戸内国際芸術祭など、文化芸術を通じた地域の活性化を図るため様々な施策に取り組んでおり、平成27年4月には文化芸術局を設置しました。また、同年に策定した「新・せとうち田園都市創造計画（平成28年度～令和2年度）」では、「笑顔で暮らせる香川」の実現に向けて、「アート県の魅力を高める」ことを重点施策の一つに掲げています。

また、「第3期 香川県文化芸術振興計画（平成30年度～令和4年度）」では、

文化芸術の持つ意義と効果を再確認するとともに、県が有する文化芸術資源の豊かさを認識した上で、取組の目的をより明確にするため、「断トツの文化芸術（アート）の力で香川を日本一住みたいまちに」を目標として掲げています。

#### ■ 近年の県の動向

年 月	内 容
平成19年	「文化芸術の振興による心豊かで活力あふれる香川づくり条例」の制定
平成22年	第1回「瀬戸内国際芸術祭2010」の開催
平成25年	第2回「瀬戸内国際芸術祭2013」の開催
平成27年	文化芸術局を設置
平成27年	「新・せとうち田園都市創造計画」の策定
平成28年	第3回「瀬戸内国際芸術祭2016」の開催
平成30年	第3期「香川県文化芸術振興計画」の策定
平成31年 令和元年	第4回「瀬戸内国際芸術祭2019」の開催

#### ⑤ 本市の動向

総合計画では、「第二次丸亀市総合計画基本構想」（以下、「基本構想」という）（平成30年度～令和7年度）で目指すべきまちの姿、その実現のために必要なまちづくりの基本方針を示し、「基本計画」（平成30年度～令和3年度）で基本構想の実現に向けて必要となる取組の方向性を体系的に示しています。

また、「丸亀市教育大綱 丸亀市人づくりビジョン【令和4年度版】」（以下「教育大綱」という。）では、「まち全体が学校」「学びの環境整備」「まちづくりの主役となる人づくり」の3点の基本理念の下、地域社会と市民一人ひとりに活力をもたらす文化芸術活動を促進するため、施策の方向性として「文化芸術の振興」を掲げています。

#### ■ 近年の本市の動向

年 月	内 容
平成27年	「丸亀市教育大綱 丸亀市人づくりビジョン【平成27年度版】（平成27年度～令和3年度）」の策定
平成30年	「第二次丸亀市総合計画」の策定 基本構想：8年間（平成30年度～令和7年度） 基本計画〔前期〕：4年間（平成30年度～令和3年度）
令和4年	基本計画〔後期〕：4年間（令和4年度～令和7年度） 「丸亀市教育大綱 丸亀市人づくりビジョン【令和4年度版】

	(令和4年度～令和7年度)」の策定
--	-------------------

■ その他の文化に係る分野の動向

年 月	分 野	内 容
平成29年	健 康	「第2次丸亀市健康増進計画」の策定
平成29年	健 康	「丸亀市自殺対策基本計画」の策定
平成30年	産 業	「丸亀市産業振興計画」の策定
令和2年	子ども	「第2期丸亀市子ども未来計画」の策定
令和2年	協 働	「丸亀市協働実行計画」の見直し
令和2年	政 策	「丸亀市人口ビジョン（令和2年改訂版）」の策定
令和2年	政 策	「第2期丸亀市未来を築く総合戦略」の策定
令和3年	高齢者	「第9次丸亀市高齢者福祉計画」の策定
令和3年	福 祉	「丸亀市第3次障がい者基本計画」の策定
令和3年	福 祉	「第6期障がい福祉計画」の策定
令和3年	福 祉	「第2期障がい児福祉計画」の策定
令和3年	福 祉	「丸亀市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定
令和3年	観 光	「丸亀市観光戦略プラン」の策定
令和4年	教 育	「丸亀市教育大綱【令和4年度版】」の策定
令和4年	生涯学習	「第4次丸亀市生涯学習推進計画」の策定

⑥ 丸亀市文化芸術基本条例の概要

「文化芸術振興基本法」が平成13年に公布・施行されたことを受け、丸亀市では、平成17年に県内初の「丸亀市文化振興条例」を制定しました。

令和4年には、「文化芸術振興基本法」改正の趣旨に沿い、「丸亀市文化振興条例」の一部を改正し、条例名を「丸亀市文化芸術基本条例」に改めました。

## 第2節 本計画の位置付け

### (1) 文化芸術基本法との関係

本計画は、国が示す「文化芸術基本法」を指針としながら、本市の実情に応じた文化芸術の推進の方針とそのための方針に関し、基本的な事項を定めるものであり、文化芸術基本法（平成 29 年法律第 73 号）第 7 条 2 (\*6)に基づいて策定します。

#### (\*6) 文化芸術基本法 第 7 条 2 抜粋

市町村の教育委員会（その長が管理し執行する特定地方公共団体はその長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。

### (2) 他法令との関係

本計画は、「博物館法」「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」等の国の関連法令とも連携を図ります。

### (3) 地方自治法との関係

地方公共団体の目的は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 1 条 2 第 1 項(\*7)の規定に基づく「住民の福祉の増進」であり、これを実現する手段の一つが文化芸術施策であることから、本計画もこれに添うものであり、住民の生活を豊かにし、精神的満足度を高めるものでなければなりません。

特に、地域活性化の拠点となる公共文化施設においては、なぜ民間資本が進出しない地域に設置されているかという点からも、これらの施設をいかにして地域のため、住民のために活用していくのかという視点に立った運営を行わなければなりません。

#### (\*7) 地方自治法 第 1 条 2 第 1 項 抜粋

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

### (4) 丸亀市文化芸術基本条例との関係

丸亀市文化芸術基本条例第 6 条(\*8)で規定する基本計画です。

#### (\*8) 丸亀市文化芸術基本条例第 6 条 抜粋

文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本計画を定めなければならない。

(5) 総合計画、教育大綱との関係

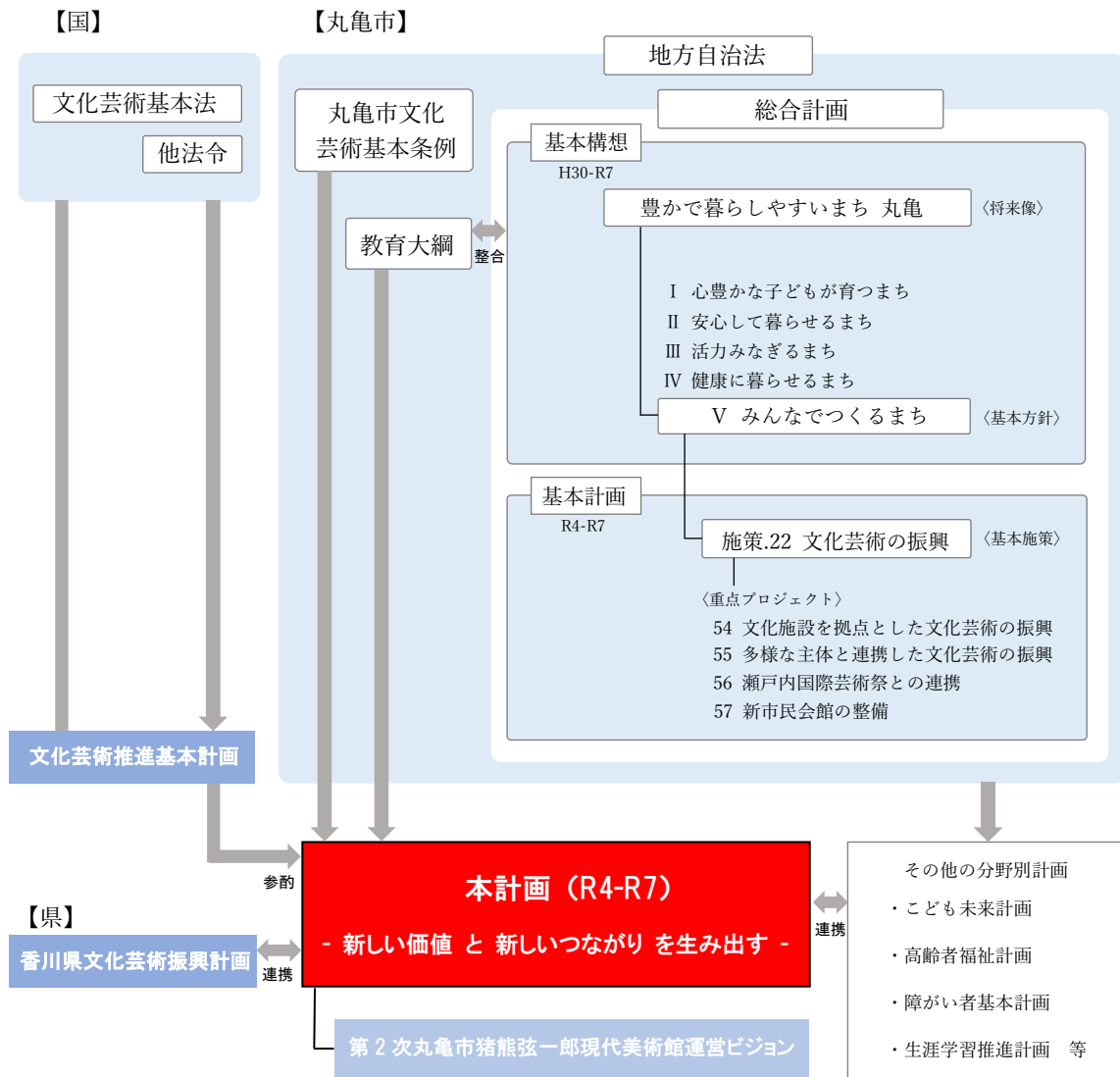
本計画は、「総合計画」を上位計画とする各分野の個別計画の一つであり、教育基本法に規定される基本的な方針を踏まえ、地域の実情に応じて、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の目標や方向性を定めた「教育大綱」の文化芸術の振興における施策の具体的推進に当たっての計画となるものです。

(6) その他の分野別計画との関係

本計画は、「丸亀市協働実行計画」「丸亀市人口ビジョン（令和2年改訂版）」「丸亀市生涯学習推進計画」等の本市の関連計画とも連携を図ります。

なお、県もまた地方公共団体として「香川県文化芸術振興計画」を策定しており、施策・事業等については連携を図ります。

[ 計画の位置付けのイメージ ]



### 第3節 本計画の構成と期間

本計画の構成と期間は、国の「文化芸術基本法」及び「文化芸術の推進に関する基本的な方針 閣議決定（第4次）」を指針とするとともに、「総合計画」との整合性を図る観点から、次のとおりとします。

#### (1) 計画の方向性・期間について


本計画の方向性については、基本的に「総合計画」や「教育大綱」の施策に沿いつつ、基本理念、基本方針を規定し、期間は、「総合計画」の終了年度に合わせて、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

また、新型コロナウイルス感染症拡大による「密閉・密集・密接」の回避、渡航者に対する制限や経済活動の自粛等により、市民の日常生活をはじめ社会・経済活動や文化芸術活動において様々な影響を及ぼしています。

文化芸術分野においては、活動の自粛、イベントの中止・延期、文化施設の閉鎖又は収容人数の制限等により、文化芸術を生業とする人々や観客、人々の日常生活において大きな影響を与えています。その一方で、活動を継続するための無観客ライブの配信や収録した映像の上映など、新たな手法による文化芸術活動が行われています。

このような状況を踏まえ、今後、新型コロナウイルス感染症等の文化芸術活動を脅かす危機に際しては、本計画の見直しを行い、文化芸術の灯が途絶えることのないよう新たな施策を講じ、支援及び取組を進めます。

2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
第二次丸亀市総合計画 基本構想							
第二次丸亀市総合計画 基本計画 [前期]				第二次丸亀市総合計画 基本計画 [後期]			
H27～ 教育大綱				教育大綱			
H29～ 第2次丸亀市文化振興基本計画							
				<b>本計画</b>			
丸亀市猪熊弦一郎現代美術館運営ビジョン				第2次丸亀市猪熊弦一郎 現代美術館運営ビジョン			

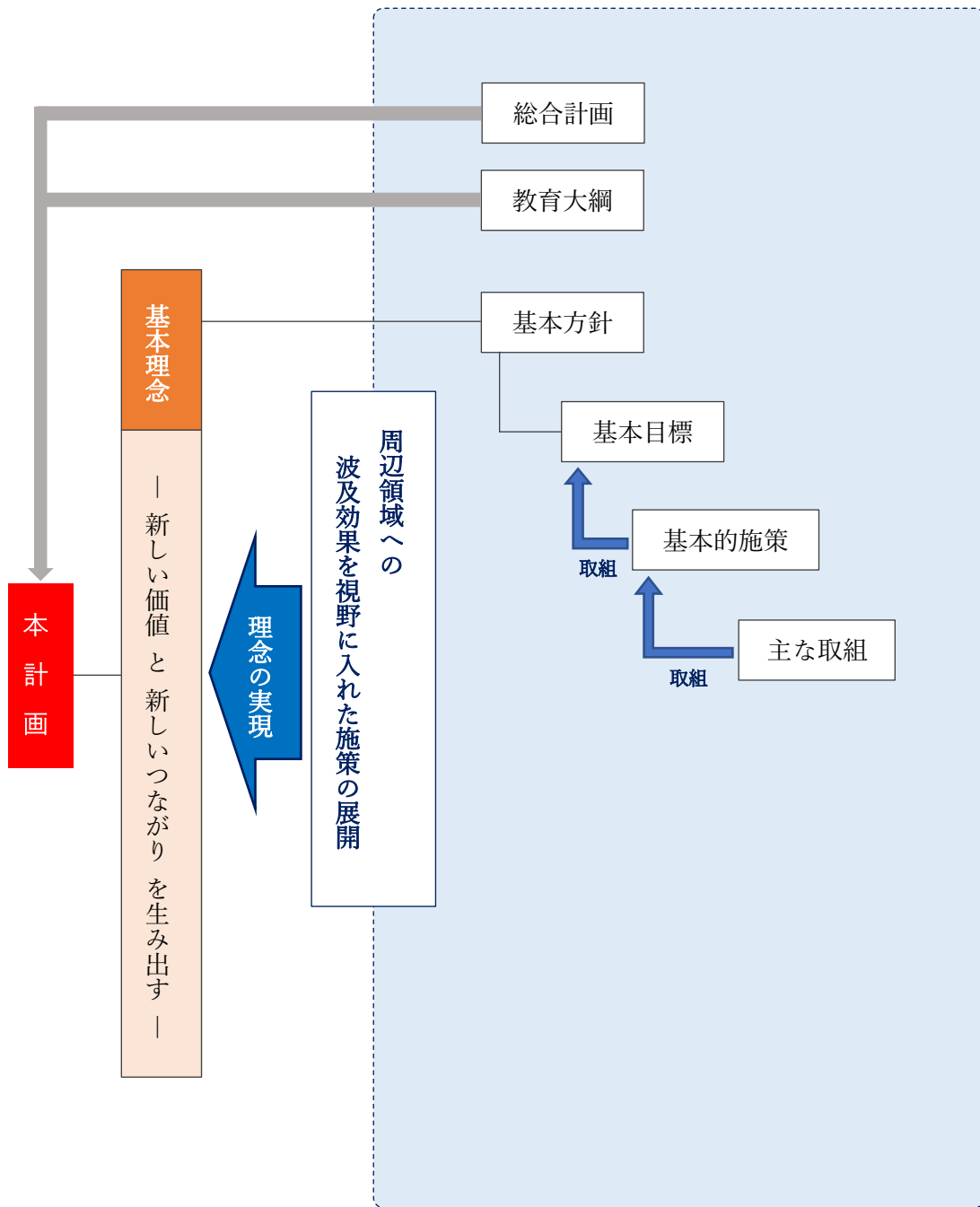

  
継承



(2) 「施策の展開」等について

本計画に掲げる「基本理念」を実現していくため、「総合計画」の基本施策であり、「教育大綱」の施策の方向性として示されている「文化芸術の振興」に加え、周辺領域への波及効果を視野に入れた施策が展開できるよう、「基本方針」に基づき「基本目標」を達成するための「基本的施策」に取り組んでいきます。

また、各々の「基本的施策」について、それらを実施するための「主な取組」を規定します。



## 第4節 本計画策定の体制

### (1) 丸亀市文化芸術推進審議会による審議

本計画の策定に当たっては、学識経験者、文化芸術団体、教育事業者、地域の子育て関係団体など文化芸術の推進に関わる関係者等で組織する「丸亀市文化芸術推進審議会」を6回開催し、今後必要とする施策についての検討・審議を行い、その答申を計画に反映させました。

また、この度「基本計画」及び「教育大綱」が策定されるため、これらとの整合性を図るとともに、パブリックコメントにより市民等の意見を聴取し、本計画を策定しました。

### (2) 市民アンケートの活用

本計画の策定に当たっては、市民の意見・考え方を反映するため、「丸亀市(仮称)みんなの劇場基本構想検討に関するアンケート」「丸亀市(仮称)みんなの劇場管理運営・事業計画検討に関するアンケート」や市の関連計画を策定する際のアンケート等を活用し、計画に反映させました。

#### ① 丸亀市(仮称)みんなの劇場基本構想検討に関するアンケート

- ・調査年 平成30年2月実施
- ・対象者 市内に在住する18歳以上の方
- ・方法 3,000人の無作為抽出による郵送方式
- ・回答数 1,313人(回答率43.8%)

#### ② 丸亀市(仮称)みんなの劇場管理運営・事業計画検討に関するアンケート

- ・調査年 令和2年9月実施
- ・対象者 香川県在住又は香川県内を活動拠点としている文化芸術に関わる個人(実演家、創作者、技術者、制作者等)や営業所
- ・方法 QuestantによるWebアンケート及び手渡し、郵送による調査
- ・回答数 295件(個人239件、事業所56件)

### (3) 関係各課からのヒアリング

文化芸術施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各課から必要に応じてヒアリング調査を実施し、計画の策定につなげました。

(4) 教育委員会からのヒアリング

文化芸術基本法第7条2第2項(\*9)の規定により、教育委員会からの意見聴取を行い計画の策定を行いました。

(\*9) 文化芸術基本法第7条2第2項 抜粋

特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(5) 文化芸術政策ゼミ

文化芸術政策に関わる様々な立場の職員間の相互理解を図ることを目的とし、四国内の行政職員と文化施設関係職員を対象に合同のゼミを開催し、現在の文化芸術施策に関する課題や長期的展望等について講義やワークショップを通して議論しました。

① 『公立美術館の存在意義とは』

- ・開催日程 令和2年5月28日
- ・会場 丸亀市役所 本館 第3会議室
- ・参加者数 49名
- ・講義Ⅰ 「公立美術館の公益性・公共性とは？」  
ー公立文化施設を税金で運営する理論的根拠からー」
- ・講師 静岡文化芸術大学文化政策部芸術文化学科／大学院文化政策研究科  
教授 片山 泰輔 氏
- ・講義Ⅱ 「美術館・博物館の倫理規定・行動規範はなぜ必要か」
- ・講師 石橋財団アーティゾン美術館  
教育普及部長 貝塚 健 氏

② 『美術館とソーシャルデザイン』

- ・開催日程 令和2年10月26日
- ・会場 丸亀市猪熊弦一郎現代美術館 ミュージアムホール
- ・参加者数 51名
- ・講義Ⅰ 「アートから地域の活力創出を」
- ・講師 (株)ニッセイ基礎研究所  
研究理事 吉本 光宏 氏
- ・講義Ⅱ 「市民と共同するミュージアム アートコミュニケータとつくる社会」
- ・講師 東京藝術大学 美術学部  
特任准教授 伊藤 達矢 氏

③ 『事業の価値を引き出す評価の方法と実践』

- ・開催日程 令和3年3月29日
- ・会場 丸亀市猪熊弦一郎現代美術館 ミュージアムホール
- ・参加者数 39名
- ・講師 九州大学大学院 芸術工学研究院 芸術社会学  
准教授 中村 美亜 氏
- ・講師 (株)ニッセイ基礎研究所 芸術文化プロジェクト室 文化生態観察  
大澤 寅雄 氏

(6) 文化振興講演会

教育現場においても子どもの非認知能力の向上が必要とされているなか、文化芸術からのアプローチにより、コミュニケーション能力等を向上させることができるなど、教育分野における文化芸術の役割や可能性について理解する場としました。

『アートで育む子どもの学び ～新たな時代を「生きる力」～』

- ・開催日程 令和3年2月19日
- ・会場 丸亀市猪熊弦一郎現代美術館 ミュージアムホール
- ・参加者数 52名
- ・講師 劇作家・演出家 平田 オリザ 氏

## 第5節 本計画の対象となる文化の範囲

「文化芸術の振興に関する基本的な方針 閣議決定（第4次）」の中で、『文化』については、「人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活に関わる総体を意味する」とあります。

このように、文化の範囲は大変広く、その概念は人によっても様々であり、『文化』を一言で定義することは困難です。

そこで、本計画で指す「文化の範囲」については、国の文化芸術基本法第8条から第14条までを参考に下欄の区分とします。

### 文化芸術基本法を参考にした文化の分野区分

- 芸 術：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
- メディア芸術：映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等  
を利用した芸術
- 伝 統 芸 能：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他我が国古来の伝統的な芸能
- 芸 能：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）
- 生活文化、国民娯楽及び出版物等：
  - 生活文化（茶道、華道、書道、食文化、その他の生活に係る文化）
  - 国民娯楽（囲碁、将棋その他国民的娯楽）並びに出版物及びレコード等
- 文 化 財 等：有形及び無形の文化財並びにその保存技術
- 地域における文化芸術の振興：
  - 各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援
  - 地域固有の伝統芸能、民俗芸能



## 第2章 丸亀市における文化芸術の現状と課題

第1節 人口等の概要

第2節 丸亀市の現状と課題

第3節 文化芸術をめぐる社会の情勢

第4節 丸亀市の文化芸術の現状と課題

## 第2章 丸亀市における文化芸術の現状と課題

### 第1節 人口等の概要

現在、日本全体が人口減少社会に突入し、深刻な問題となっています。

人口減少や高齢化が進行すると消費の減速による地域経済の縮小や、社会保障費の世代間の公平性が保てなくなるばかりでなく、公共サービスの低下による福祉環境の悪化を招く恐れがあります。

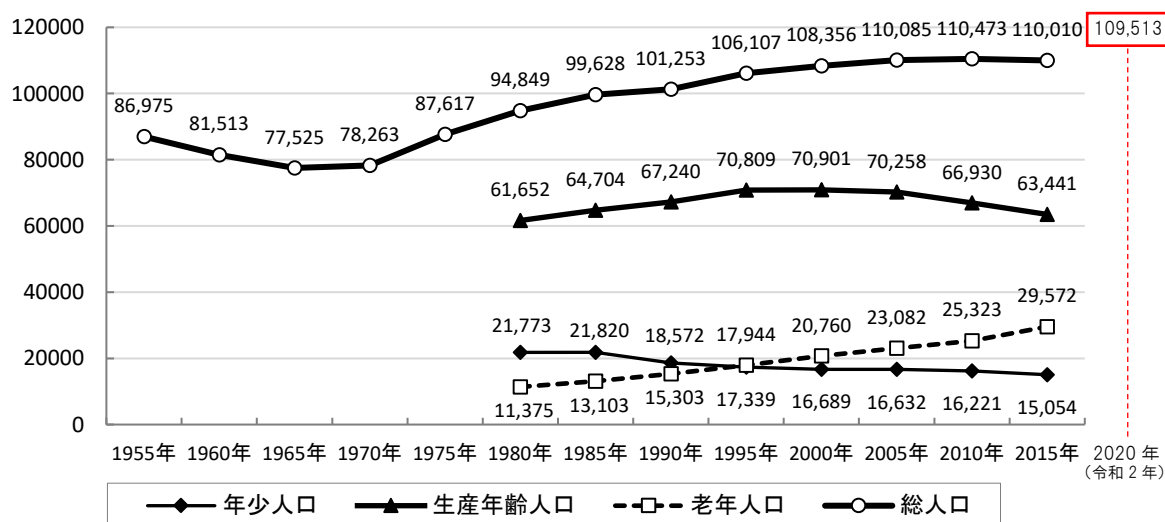
丸亀市においても、人口のピークを過ぎ、他地域と同様に少子高齢化が急速に進行しており、地域の活力が失われないよう、できる限り人口規模を維持する必要があると、人口減少に歯止めをかけるための施策が急務となっています。

#### (1) これまでの総人口推移

- ① 総人口は1965年以降増加していますが、2015年国勢調査では、110,010人と減少に転じています。
- ② 年齢3区分別で見ると年少人口（0-14歳）、生産年齢人口（15-64歳）は減少が続いています。
- ③ 65歳以上の老年人口は年々増加しており、少子高齢化が進行していると言えます。

#### ■ 総人口・年齢3区分別人口の推移

(人)



資料：国勢調査

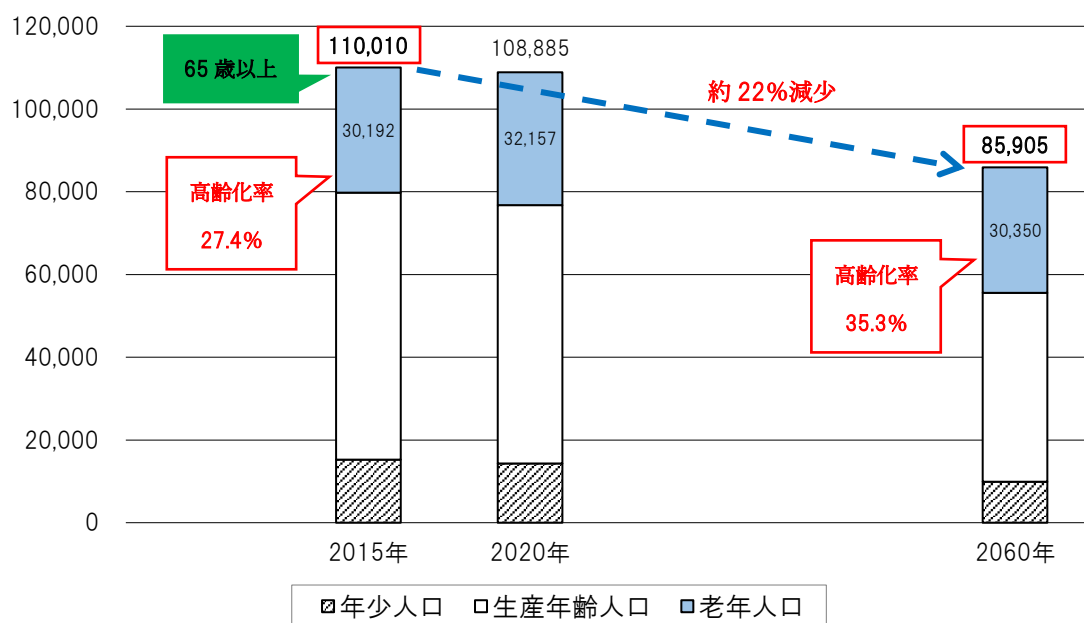
\* 2000年以前のデータは合併前の旧1市2町の数値を合計しています。



(2) 丸亀市における人口の現状と将来の予測値

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が2018年3月に公表した人口推計では、丸亀市の総人口は2015年の110,010人から2060年には約22%減少し、85,905人になると予測されています。

また、高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は、2015年の27.4%（約4人に1人以上）から、2060年には35.3%（約3人に1人以上）になると予測されています。



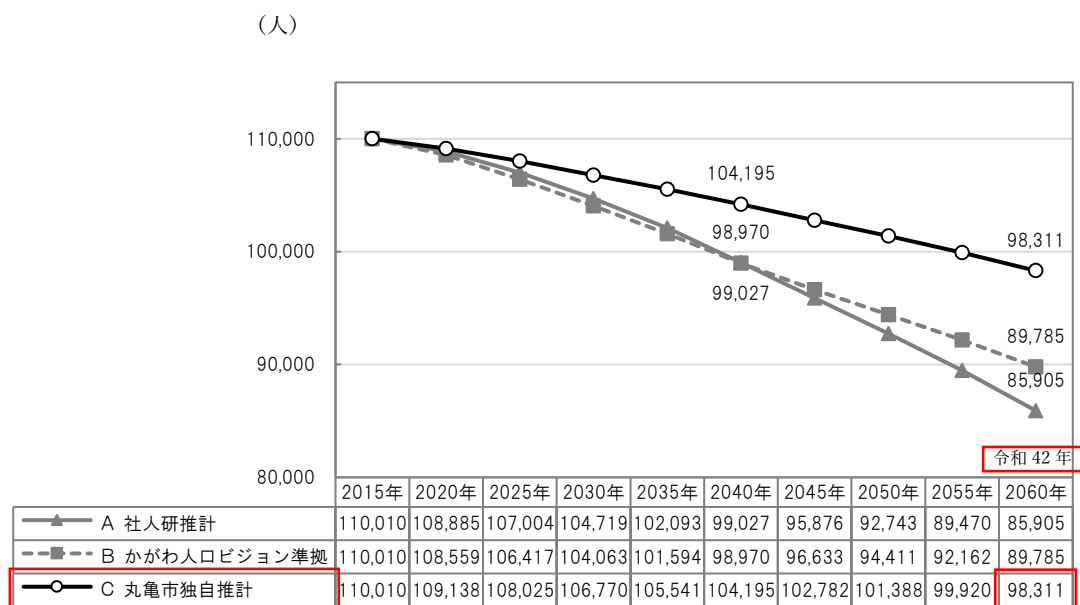
### (3) 人口の将来目標

「丸亀市人口ビジョン（令和2年改訂版）」では、丸亀市が目指す令和42年（2060年）の人口を98,300人に設定しましたが、その数値が達成されたとしても、これから40年の間に、丸亀市の人口は約11,000人、10%程度減少することになります。

よって、人口減少に歯止めをかけ、できる限り人口規模を縮小させないという視点だけでなく、ある程度の人口減少を織り込んで、そのような社会でも豊かに暮らしていけるよう、変化に順応するという視点からも、人口減少対策を講じる必要があります。

2060年 将来人口目標 98,300人

#### ■ 人口推計と長期的な見通しの比較



資料：「丸亀市人口ビジョン（令和2年改訂版）」

## 第2章 丸亀市における文化芸術の現状と課題

### (4) 観光客数

丸亀市を訪問する観光客数は、近年増加する傾向にあり、平成24年次から令和元年次にかけて、約198万人から約303万人へと急増しています。この背景には、丸亀城とNEWレオマワールドへの訪問、また、瀬戸内国際芸術祭の開催による本島への来島者が増えたことがあります。

#### ■ 観光客の状況

(千人)

	平成 24年次	平成 25年次	平成 26年次	平成 27年次	平成 28年次	平成 29年次	平成 30年次	令和 元年次
観光客数	1,985	2,423	1,417	2,737	2,892	3,065	2,871	3,034

資料：「令和2年版丸亀市統計書」

## 第2節 丸亀市の現状と課題

### (1) SWOT分析による現状分析

丸亀市の現況については、SWOT分析の手法を用いて整理し、これからのまちづくりについての課題を明確にしました。丸亀市の特性を活かすべき「強み」や「機会」、克服すべき「弱み」や「脅威」といった視点から把握することが重要です。以下の通りに特性と状況を分析しています。

#### ■ SWOT分析

<p style="text-align: center;"><b>強み</b> (Strength)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転入者の増加による人口流入</li> <li>・ 生活の利便性に強みを感じている市民の多さ</li> <li>・ 地区コミュニティの活性化</li> <li>・ 住みよさランキング</li> <li>・ 豊かな自然環境を守れている</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>弱み</b> (Weakness)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少子高齢化による自然増減</li> <li>・ 核家族化の進行</li> <li>・ 産業人口の減少</li> <li>・ 人口減少による産業の担い手不足</li> <li>・ 地域特性があり、課題が多様化している</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>機会</b> (Opportunity)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方創生への機運の高まり</li> <li>・ ライフスタイルの見直し(田園回帰)</li> <li>・ 大規模災害による防災・減災意識の高揚</li> <li>・ 幹線道路の延伸による交流の増加</li> <li>・ オリンピック・パラリンピックの開催</li> <li>・ ICT、IoTの普及</li> <li>・ 観光振興による交流人口の拡大</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>脅威</b> (Threat)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢化の急速な進行</li> <li>・ 若者の流出</li> <li>・ 人口減少による地域経済の縮小</li> <li>・ 社会保障の増加</li> <li>・ 地方創生の本格化がもたらす自治体間での差別化</li> <li>・ 人間関係の希薄化や自治会加入率の低下</li> <li>・ 高度情報化社会による情報飽和時代の突入</li> </ul>

#### SWOT分析からみえるまちづくりの課題

- |                        |             |
|------------------------|-------------|
| ① 人口減少、少子高齢化への対応       | ② 公共施設の総合管理 |
| ③ 協働意識の必要性と地域コミュニティの強化 | ④ 健全な財政運営   |

資料：「第二次丸亀市総合計画」

(2) SWOT分析からみえる課題

「第2次丸亀市総合計画」では、SWOT分析をもとに以下の4つの課題を抽出し、これを基にまちづくりの方向性を定めています。

- ① 人口減少、少子高齢化への対応
- ② 公共施設の総合管理
- ③ 協働意識の必要性と地域コミュニティの強化
- ④ 健全な財政運営

これらの課題に対し文化芸術の分野からアプローチが可能なものは、以下の2つの課題となります。

① 人口減少、少子高齢化への対応

- ・ 社人研が公表した「日本の将来推計人口」(2012(平成24)年1月)によると、日本の人口は、2026年に1億2,000万人を、2048年には1億人を下回ると推計されています。丸亀市においては、国、香川県の人口減少対策としての長期ビジョンに準じ、「丸亀市人口ビジョン(令和2年度改訂版)」を策定しています。
- ・ 人口減少対策として、「合計特殊出生率の向上」、「転出抑制と転入促進」、「さらなる魅力と安心の醸成」の3つの方向性を定めています。今後もこうした人口ビジョンを踏まえた施策の推進が必要となっています。

③ 協働意識の必要性と地域コミュニティの強化

- ・ 家族の形態や価値観の多様化を背景に、従来型の地域コミュニティの衰退が懸念される一方で、中・高年層を中心に、社会貢献活動への参加意欲が高まっています。
- ・ 市民と行政が対等なパートナーとして情報や課題を共有し、協働によるまちづくりを進めていくことが大切であり、市民活動の活性化と地域コミュニティ機能の強化に向けた取組が求められます。

### 第3節 文化芸術をめぐる社会の情勢

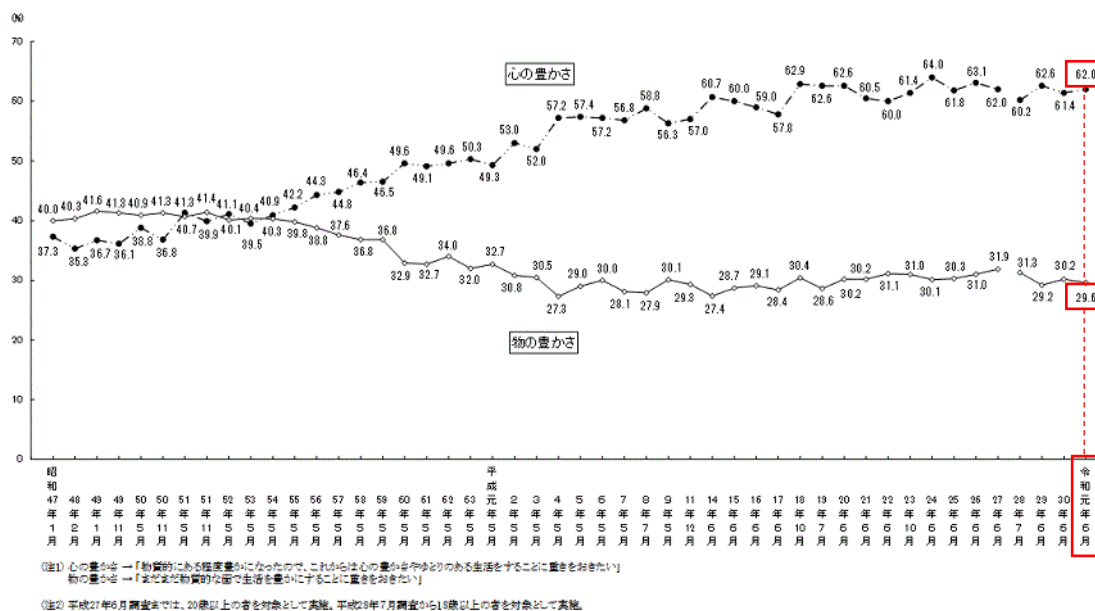
#### (1) 価値観の多様化

近年の国内外の急速な経済情勢の変化や平成23年3月に起こった東日本大震災による甚大な被害による社会情勢の変化、また、新型コロナウイルスによる急激な生活の変化により、市民の価値観の多様化がますます進んでいます。そして、単なる物質的な豊かさではなく、精神的な豊かさや心の安らぎを求める傾向が年々強くなっています。

内閣府が実施した令和元年6月の「国民生活に関する世論調査」によると、今後の生活において、これからは心の豊かさか、まだ物の豊かさかについて聞いたところ、「物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をするに重きをおきたい」(以下「心の豊かさ(\*10)」という。)と答えた者の割合が62.0%、「まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい」(以下「物の豊かさ(\*11)」という。)と答えた者の割合が29.6%となっており、これからは「心の豊かさ」と答えた人の割合は、依然として高い水準にあります。

文化芸術は、私たちに楽しさや感動を与え、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらすものであり、心の豊かさを実現するものとして、その役割がますます期待されています。

図21-2 これからは心の豊かさか、まだ物の豊かさか (時系列)



資料：「国民の生活に関する世論調査（令和元年6月）」

- (\*10) 「心の豊かさ」 心の豊かさやゆとりのある生活をするに重きをおきたい
- (\*11) 「物の豊かさ」 物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい

(2) 孤独・孤立の深刻化

近年のグローバル化や情報化といった経済環境の急激な変化、人口減少、少子高齢化、核家族化など社会環境の劇的な変化が進む中、人と人との関係性の希薄化による孤独・孤立問題が深刻化しています。

例えば、我が国の孤立率は、米国の5倍、英国の3倍高く、また、自殺者が減少してきた直近の10年間においても、小中高校生の自殺者数は、ほぼ一貫して増加傾向にあります。そして、「令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果によると、小中高生の自殺者数は、統計開始以来、過去最多となりました。

更には、新型コロナウイルス感染症の影響によって、孤独・孤立は一層深刻化し、顕在化してきていますが、この問題はそれ以前からのものであり、当面の緊急的な対策に加え、より根本的、根源的で継続的な対策が必要です。

社会的孤立については、「生活困窮者自立支援法」においても言及されるなど、政策対象として意識されてきましたが、一方で孤独については、主観的な状況であり、政策対象として定義はされてきませんでした。

しかし、国民の健康、経済の生産性、そして人々の持続的な幸福の実現(well-being)といった視点に着目すれば、いまや「望まない孤独・孤立」を放置しておくことはできない状況です。

(3) 地方創生

人口減少社会が到来し、特に地方においては過疎化や少子高齢化等の影響、都市部においても単身世帯の増加等の影響により、地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足が指摘されています。

文化芸術、街並み、地域の歴史等を地域資源として戦略的に活用し、地域の特色に応じた優れた取組を展開することで交流人口の増加や移住につなげるなど、地域の活性化を図る新しい動きを支援し、文化芸術を起爆剤とする地方創生が求められています。

(4) グローバル化の進展

グローバル化の進展に伴い、多くの人々が国境を越えて行き交い、国内外の文化人・芸術家等の相互交流が進む中で、文化芸術による対話や交流を通じて新たな価値を創出し、それを世界へ発信するとともに、国内外の文化的多様性や相互理解を促進していくことの重要性が一層高まっています。

我が国の文化は、独自の継続性や柔軟な受容性等を包含する深みを持ち、世界に大きく貢献する力を有する資産です。

互いの価値観やアイデンティティを尊重しながら、文化芸術を介しての国境を越

えた人々の交流は、異なる歴史的背景や文化を持つ他国や民族との相互理解を深めるとともに、多様な文化の共存と文化芸術水準の向上を図るうえで、積極的な推進が望まれるところです。

#### (5) 情報通信技術の発展等

インターネット等の情報通信技術の急速な発展と普及は、国境を越えた対話や交流を活性化させたり、情報の受信・発信を容易にしたりするなど、あらゆる分野において人々の生活に大きな利便性をもたらし、文化芸術活動の創造活動への貢献のみならず、多様で広範な文化芸術活動の展開に貢献するものである。

近年のデジタル技術の進歩は、新型コロナウイルスの影響により急速に普及したWeb会議サービスやVR (Virtual Reality: 仮想現実) 等の新しい表現手段を創出し、創造活動の範囲は大きく広がっています。

しかし、一方では、人間関係の希薄化を生み、現実社会への適応能力の低下などをもたらす等、負の側面も指摘されています。

このような社会においては、情報の効果的な活用を促し、コミュニケーション能力を養うとともに、相手や他人を思いやる心を育むという面において、文化芸術の果たす役割はますます大きくなっています。



第4節 丸亀市の文化芸術の現状と課題

(1) 市民アンケート調査結果から (その1)

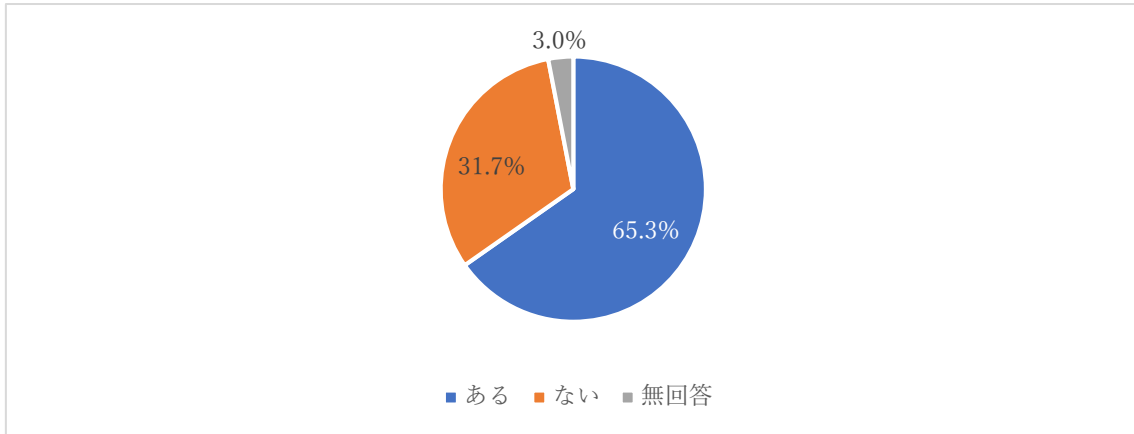
丸亀市（仮称）みんなの劇場管理運営・事業計画検討に関するアンケート

調査対象者	市内に在住する18歳以上の方
調査方法	3,000人の無作為抽出による郵送方式
調査期間	平成30年2月28日～3月16日
回答数	1,313人（回答率43.8%）

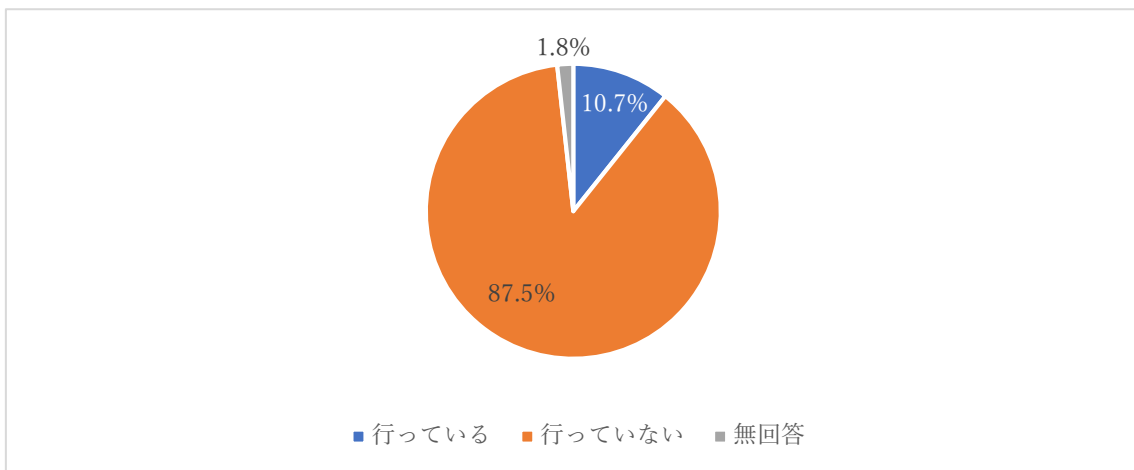
① 文化芸術に関する活動への参加状況について

- ・ 文化芸術に興味がある市民が多い一方で、「自らが文化芸術に関する活動を行っているか」の設問に対して、「行っている（10.7%）」、「行っていない（87.5%）」と文化活動を行っていない人が圧倒的に多い傾向にあります。
- ・ 文化芸術に関する活動を行っていない理由を見ると、「きっかけがない（41.9%）」、「時間がない（32.6%）」が多い傾向にあります。
- ・ 主な活動分野は、「文学、美術・写真」が最も多く、「生活文化」「ポップス、演歌、歌謡曲」「コーラス、合唱、声楽」も比較的多い傾向にあります。
- ・ 活動を行うに当たり苦労していることについては、「活動する人が集まらない」が最も多い傾向にあります。

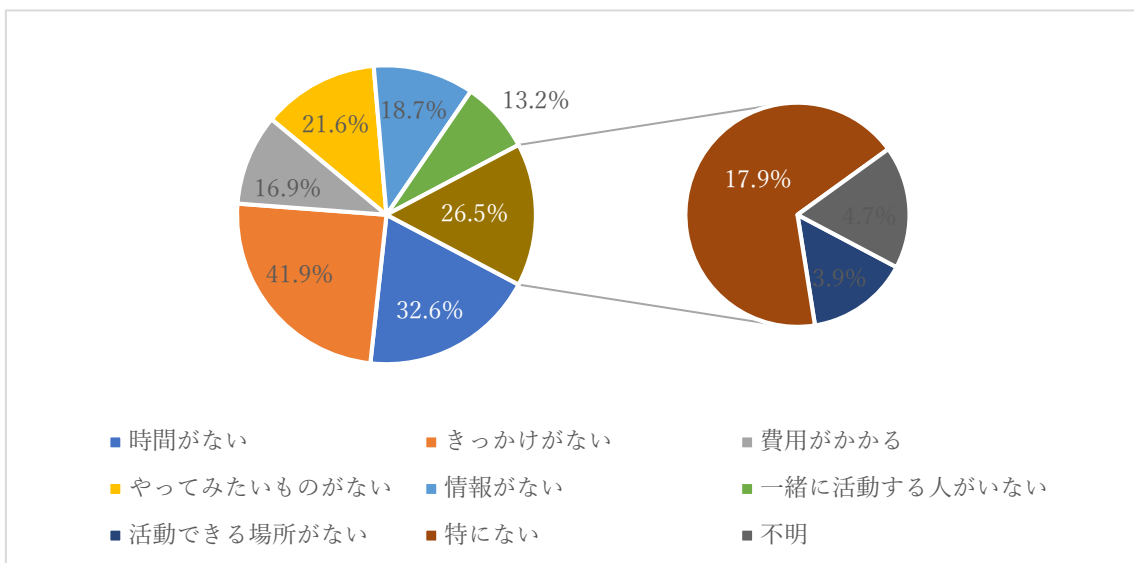
■ 文化芸術に興味はあるか（単数回答）回答者数=1,313



■ 自らが文化芸術に関する活動を行っているか（単数回答）回答者数=1,313

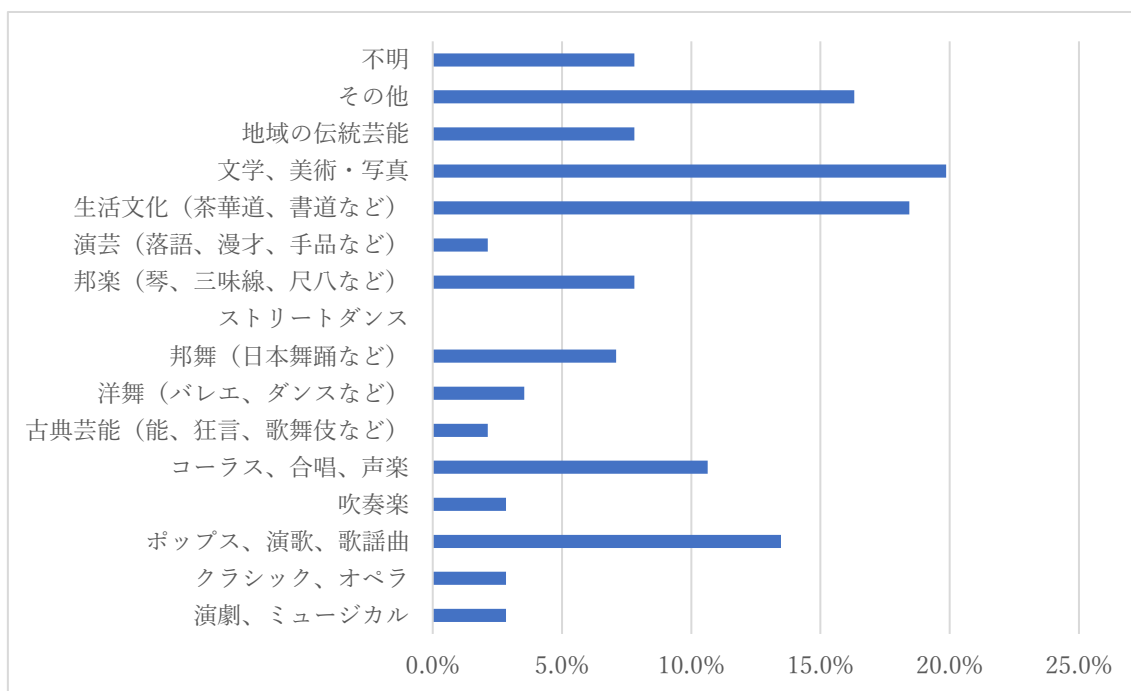


■ 自らが文化芸術に関する活動を行っていない理由（複数回答）回答者数=1,970

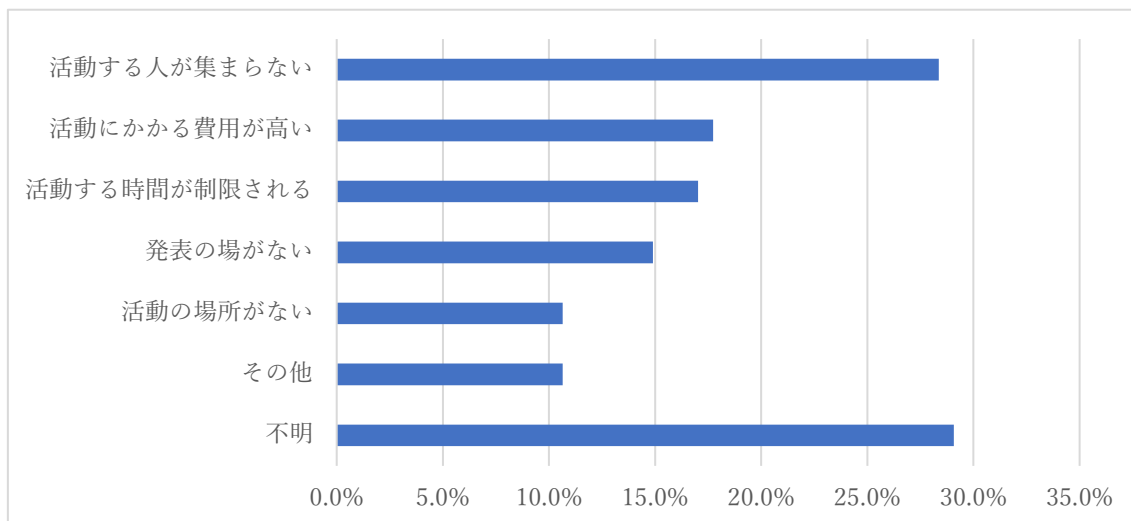


## 第2章 丸亀市における文化芸術の現状と課題

### ■ 主な活動内容は何か（複数回答） 回答者数=141



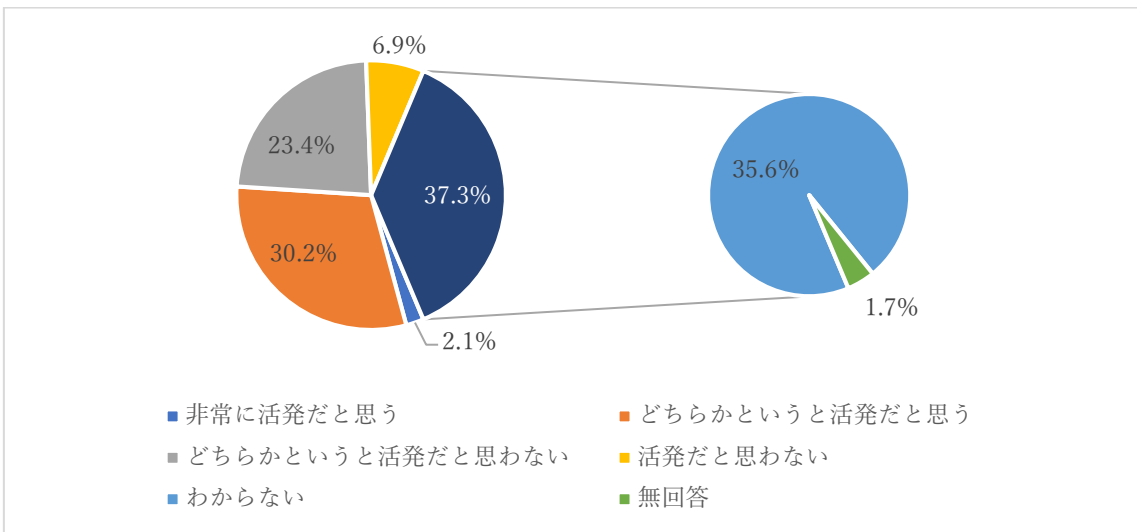
### ■ 活動を行うに当たり苦労していることは何か（複数回答） 回答者数=141



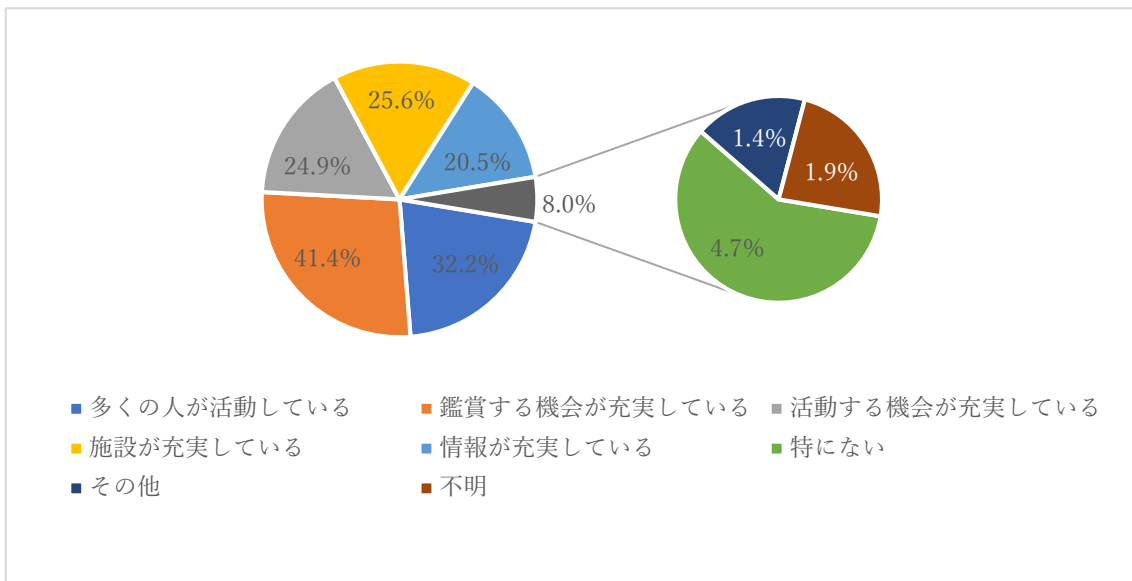
② 文化芸術等に関する本市の特徴・イメージについて

- ・ 丸亀市が「文化芸術に関する活動が活発だと思うか」について、「非常に思う」「どちらかというと思う」を合わせた『活発だと思う』が合わせて3割強となっています。
- ・ 活発だと思う理由については「鑑賞する機会が充実している（41.4%）」「多くの人が活動している（32.2%）」と割合が高くなっています。

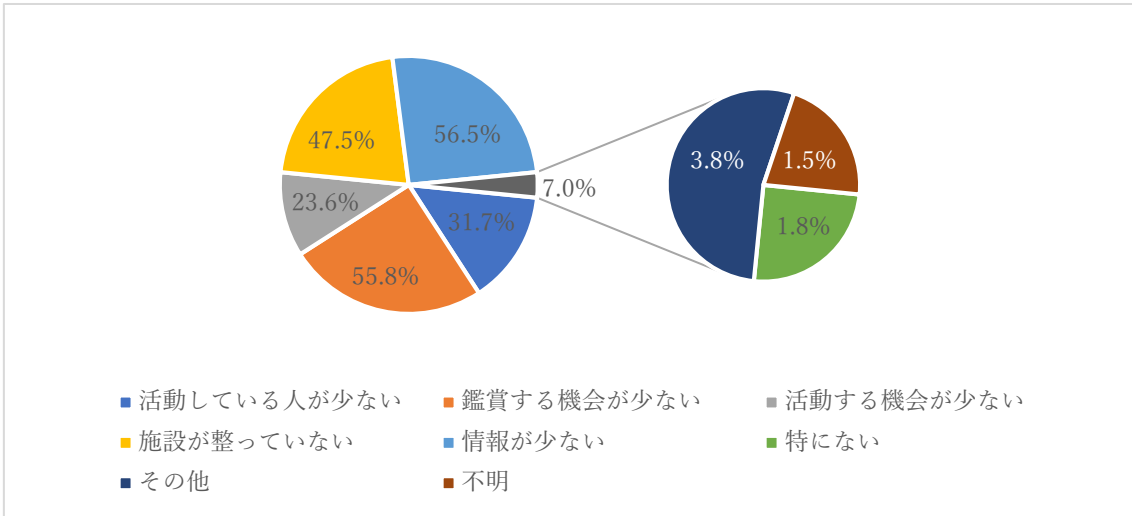
■ 丸亀市は文化芸術に関する活動が活発だと思うか（単数回答）回答者数=1,313



■ 文化芸術に関する活動が活発だと思う理由（複数回答）回答者数=425



■ 文化芸術に関する活動が活発ではないと思う理由（複数回答）回答者数=398

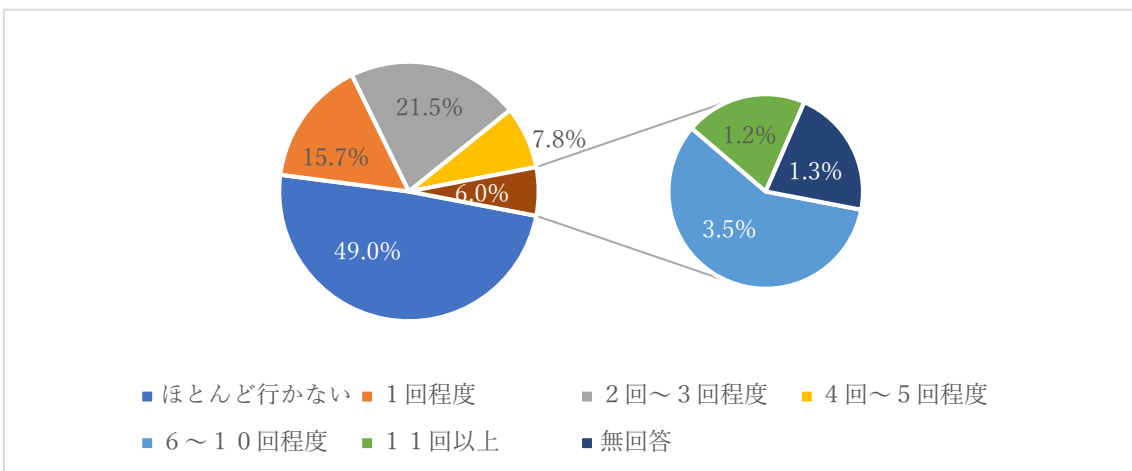


③ 文化施設の利用について

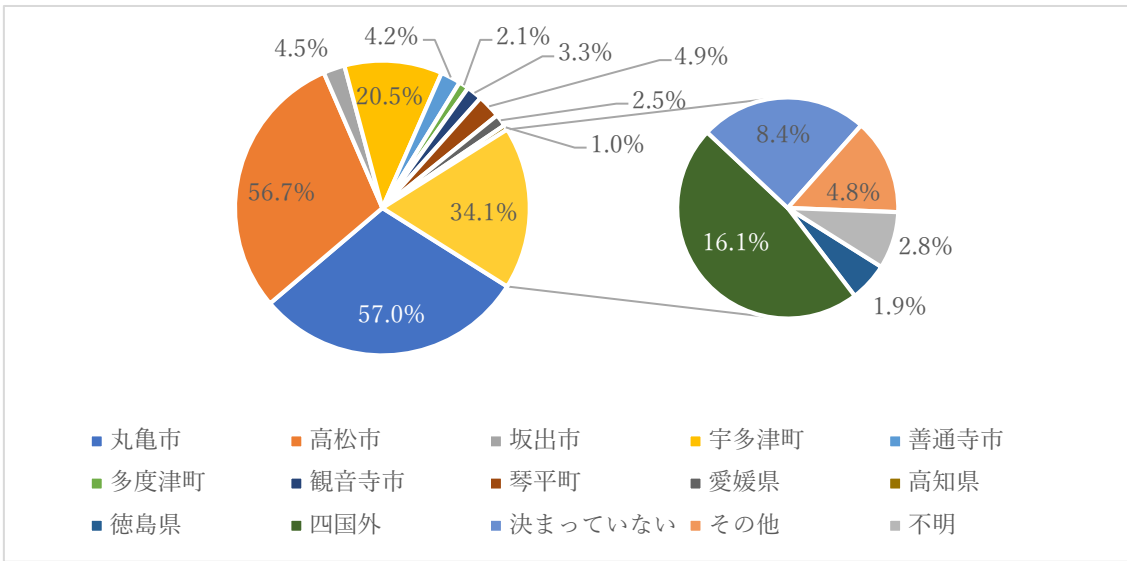
ア 劇場、会館等のホールの利用頻度

- ・ 「ほとんど行かない」が最も多く、次いで「年に1回程度」となっており、利用しない理由としては「きっかけがない」が最も多く、次いで「鑑賞したい催しがない」との回答が多くなっています。
- ・ 鑑賞に行く地域としては「丸亀市」が最も多く、次いで「高松市」が多くなっています。

■ 1年間にどれくらいの頻度で、劇場、会館等のホールへ鑑賞に行くか(市内に限らない)  
(単数回答) 回答者数=1,313

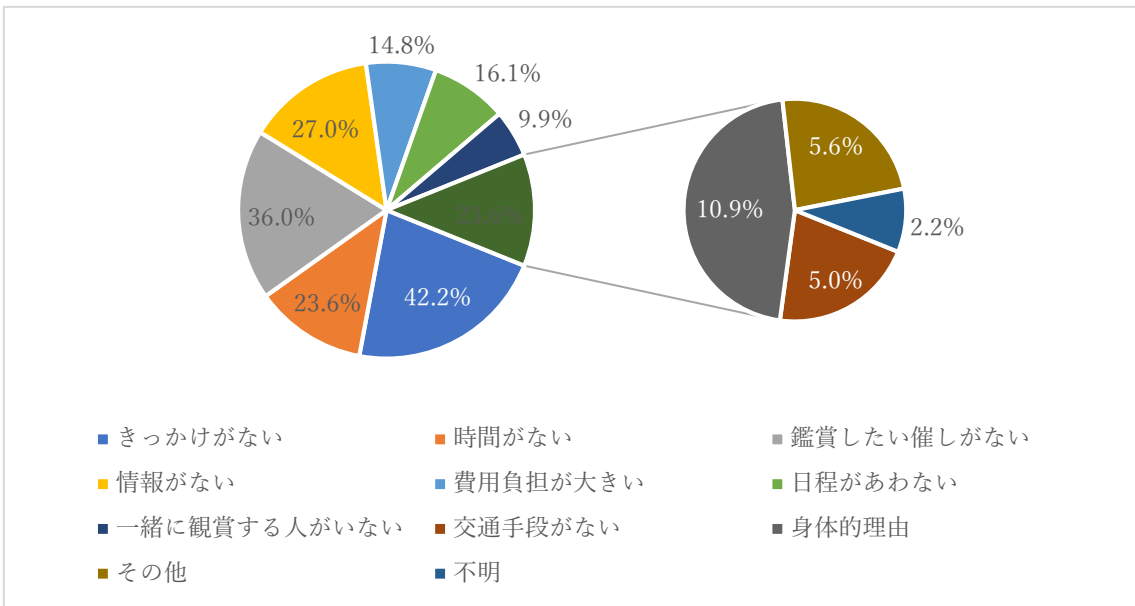


■ 公演を鑑賞に行く地域はどこが多いか（複数回答） 回答者数=669



■ 劇場、会館等のホールへ行かない（行くことができない）理由を教えてください

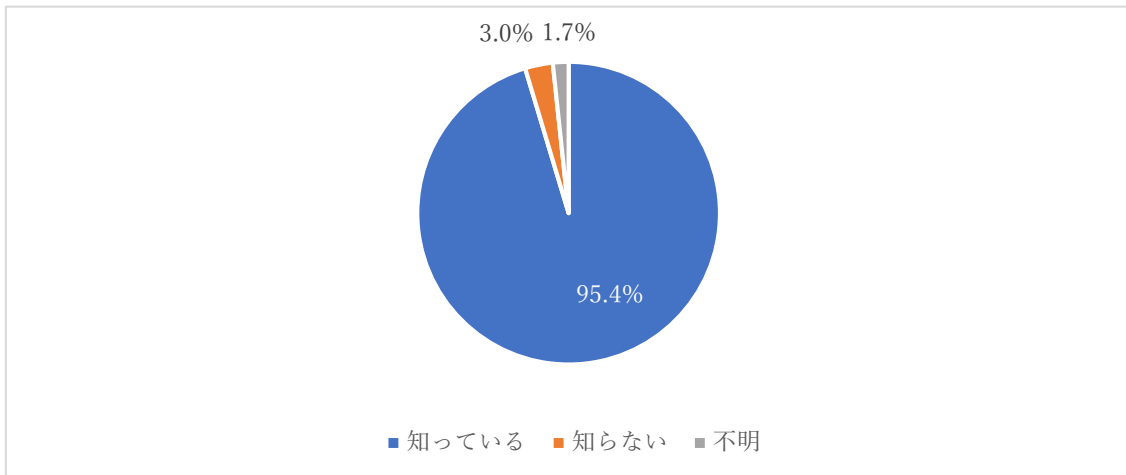
（複数回答） 回答者数=1,245



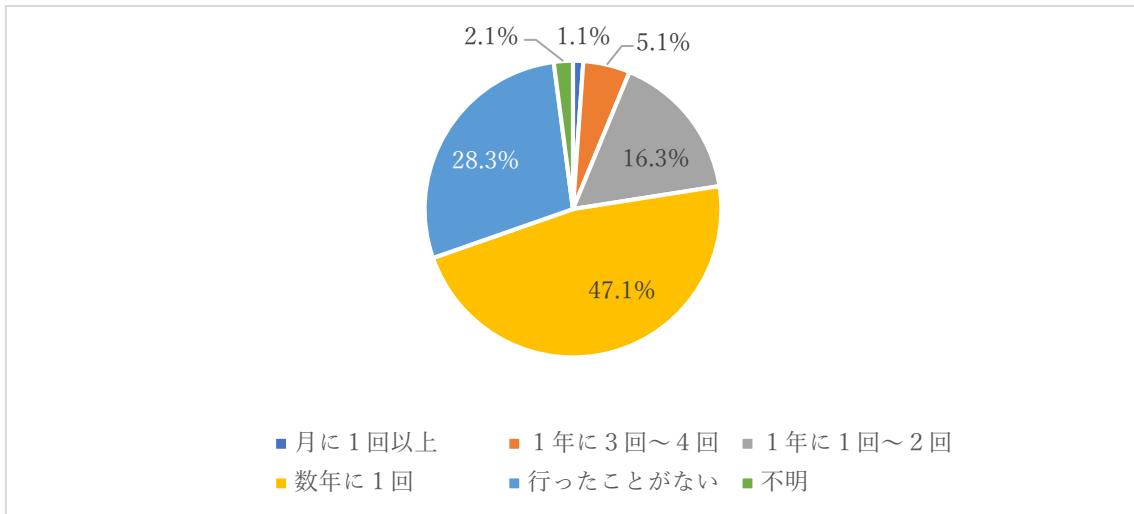
イ 丸亀市猪熊弦一郎現代美術館の利用頻度

- ・ 市民のほとんどが知っており、認知度は非常に高くなっている。
- ・ 「数年に1回」が最も多く、次いで「行ったことがない」となっており、館についてのイメージは、「情報量が少ない」という意見に次いで「興味がない」「現代美術が理解できない」などの意見が多く、情報発信の強化と初めての方に分かりやすい情報提供の充実が求められます。
- ・ 館についてのイメージのうち、「センスがよい」に次いで「いやされる」などの意見が多く、開館当初から行ってきたブランディングに一定の効果を示しています。
- ・ 展示については「常設展」より「企画展」の方がよいという意見が多くなっています。

■ 丸亀市猪熊弦一郎現代美術館を知っているか（単数回答） 回答者数=1,313

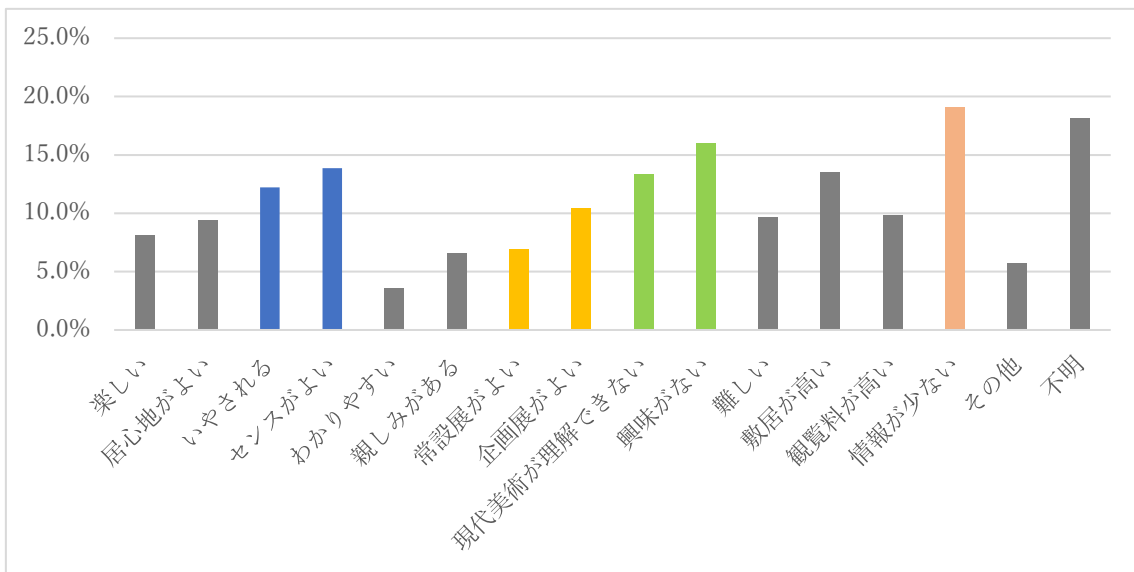


■ 丸亀市猪熊弦一郎現代美術館にどの程度行くか（単数回答）



■ 丸亀市猪熊弦一郎現代美術館についてどういうイメージを持っているか

（複数回答） 回答者数=2,136

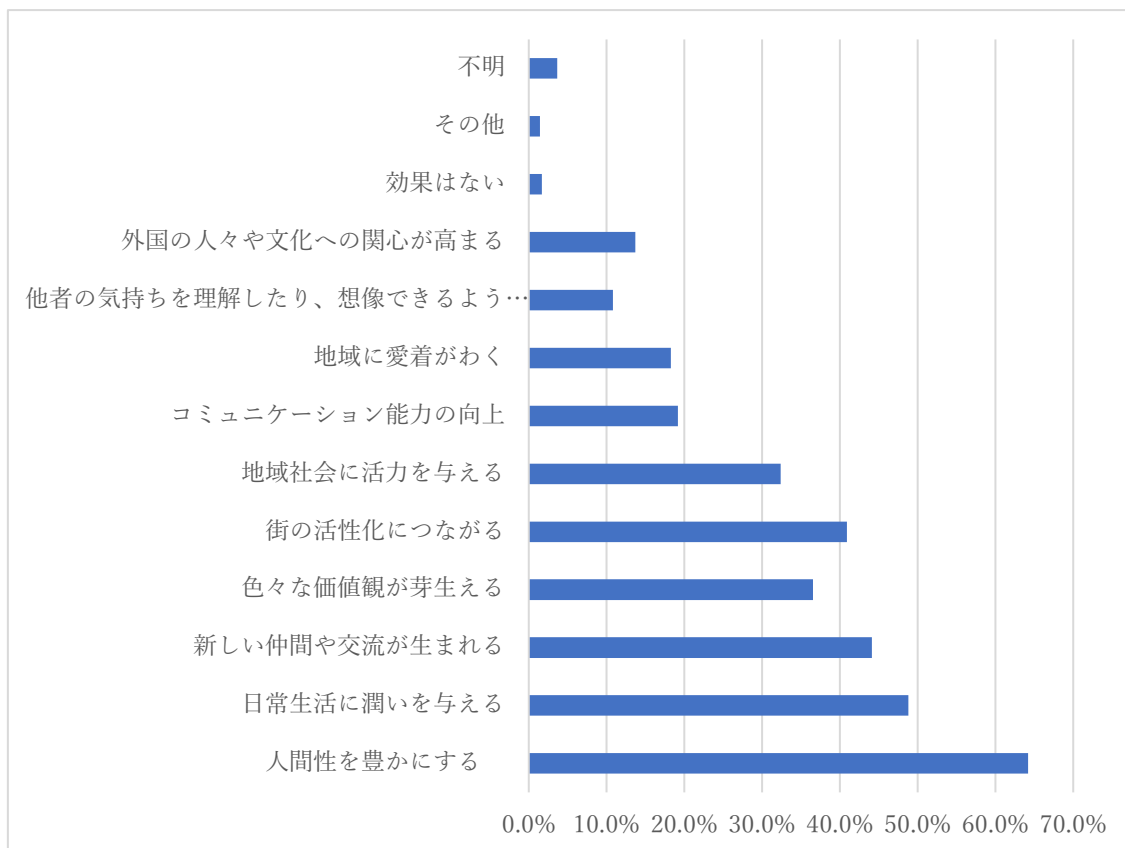




④ 文化芸術がもたらす効果

- ・ 文化芸術がもたらすものとして、多くの人が「人間性を豊かにする」「日常生活に潤いを与える」「新しい仲間や交流が生まれる」などの効果があると感じています。

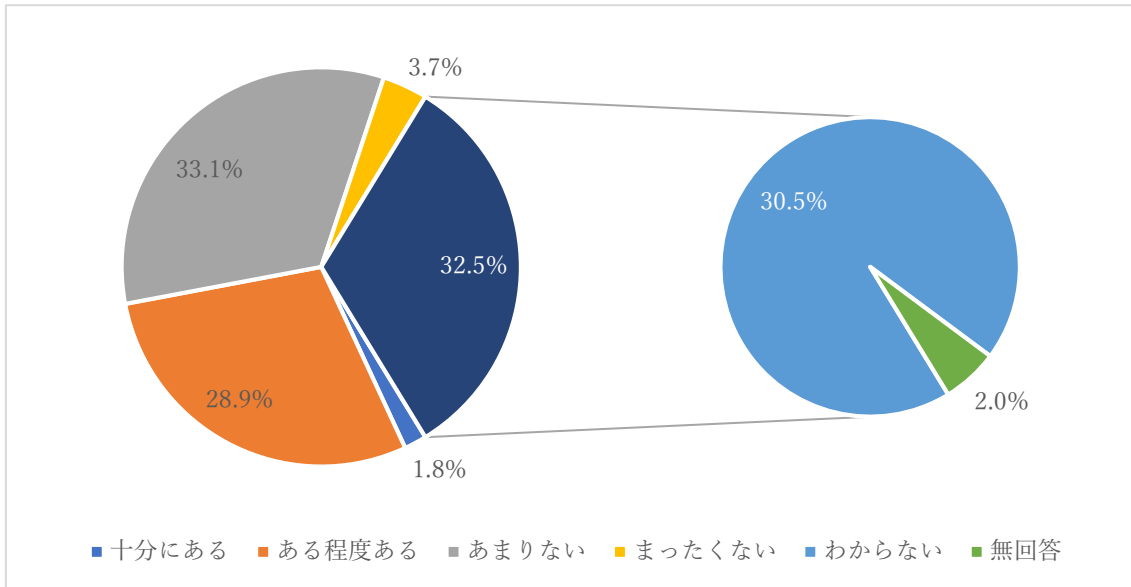
■ 文化芸術が人や地域にもたらす効果は何があると思うか（単数回答）回答者数=1,313



⑤ 次世代の文化芸術体験

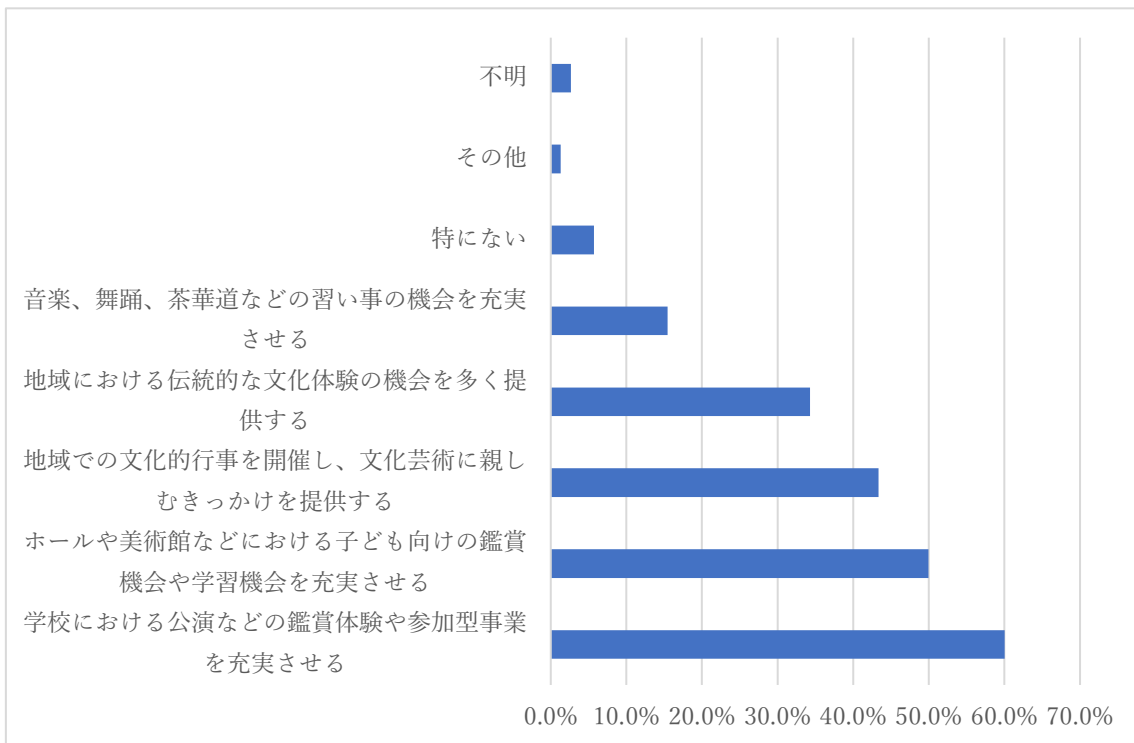
- ・ 子どもに対する文化芸術活動の機会については「十分にある」「ある程度ある」が合わせて 30.7%、「あまりない」「まったくない」が合わせて、36.8%となっています。
- ・ 子どもたちが文化芸術に親しむために必要なこととしては、「学校における公演などの鑑賞体験や参加型事業を充実させる」が最も多く、次いで「ホールや美術館などにおける子ども向けの鑑賞機会や学習機会を充実させる」「地域での文化的行事を開催し、文化芸術に親しむきっかけを提供する」となっており、学校や文化施設、地域での事業が必要とされています。

■ 今の生活の中で、子供たちが文化芸術に触れたり、活動を行ったりする機会ほどの程度あると思うか（単数回答） 回答者数=1,313



■ 子どもたちが文化芸術に親しむために、どのようなことが必要だと思うか

（複数回答） 回答者数=1,313

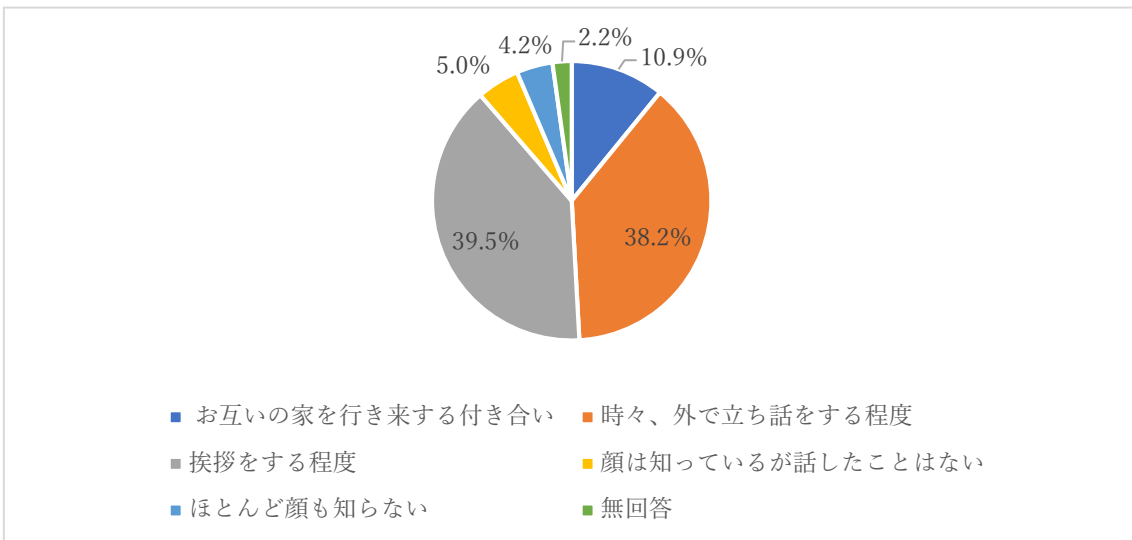


⑥ 生活に関する事項

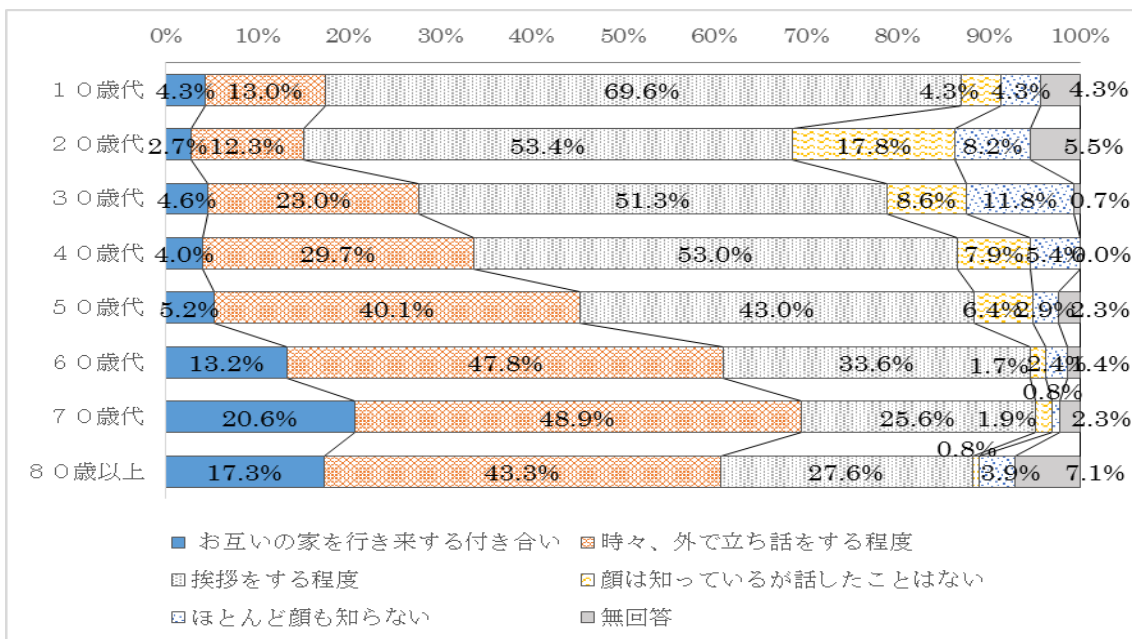
ア 隣近所との付き合いから見える傾向

- ・ 「お互いの家を行き来する付き合い」が10.9%、「時々、外で立ち話をする程度」が38.2%となっていて、「一定の近所付き合いがあると思われる方の割合」は49.1%と半数近い割合となっています。
- ・ 年代別に見てみると、50代以下の年代においては近所付き合いが急速に少なくなっており、地域コミュニティが衰退し、機能しなくなりつつあることを示唆しているともいえます。

■ 普段、隣近所の人との付き合いがあるか。(単数回答) 回答者数=1,313



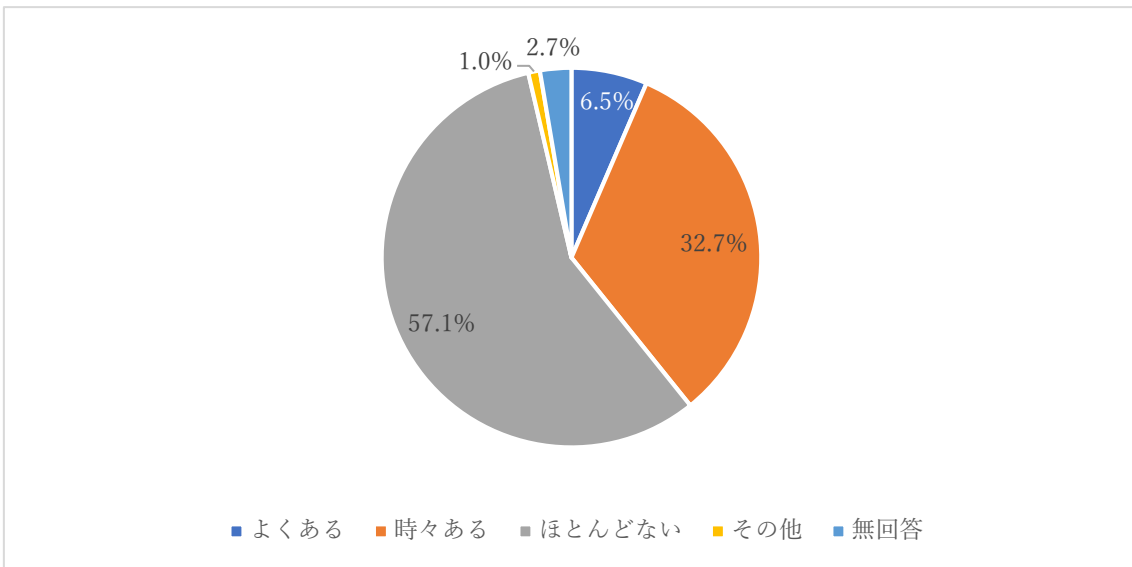
■ 隣近所の人との付き合い (年代別)



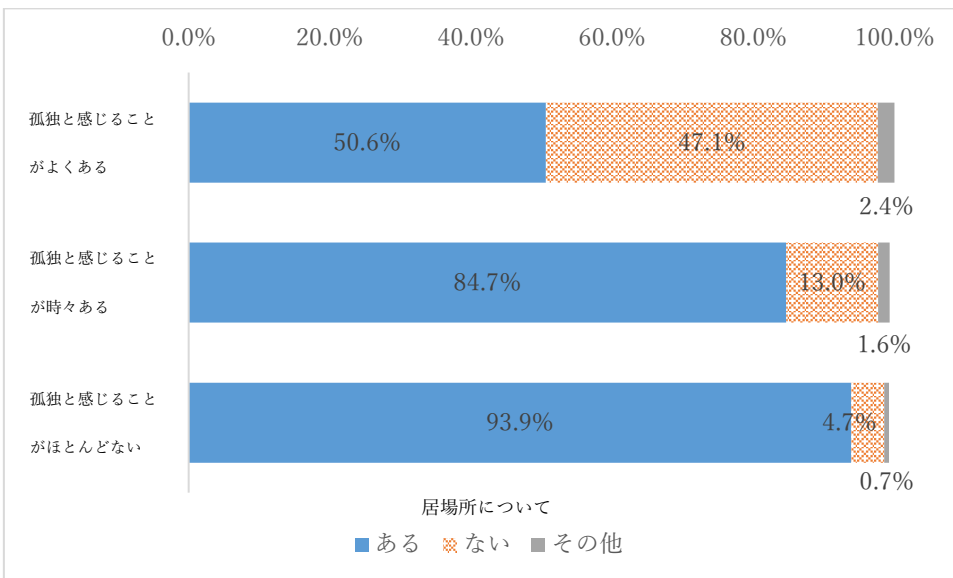
## イ 孤独感について

- ・ 「よくある」6.5%、「時々ある」32.7%の合計39.2%の方が「孤独だと感じることがある」と回答しています。孤独感を感じることは、生活をする上で様々な悪影響を及ぼすといわれていますが、アンケートの中でも孤独感は、健康面に影響があるという傾向が見えます。
- ・ 孤独だと感じる人には居場所や出会いが少ない傾向にあります。

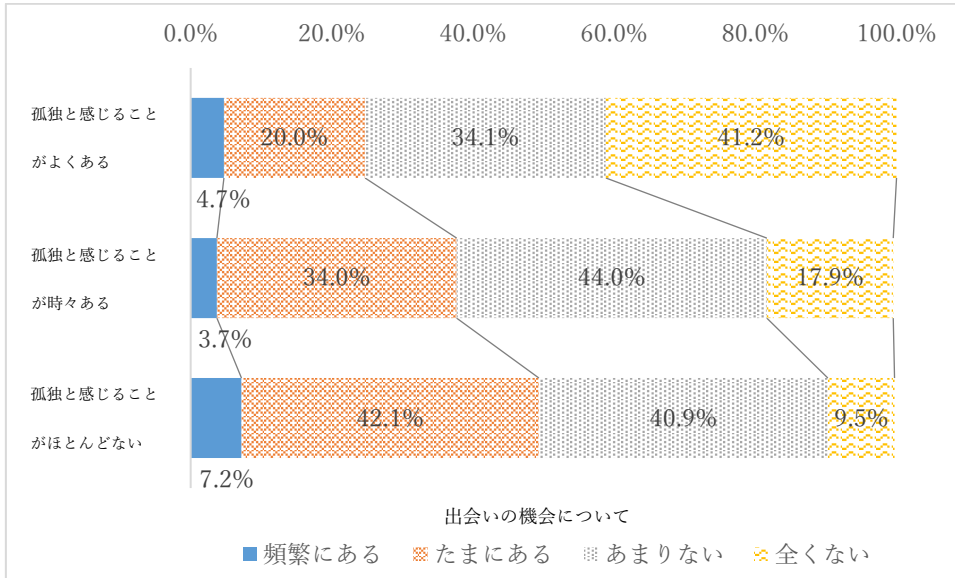
### ■ 孤独とを感じることもあるか。(単数回答) 回答者数=1,313



### ■ 孤独と居場所



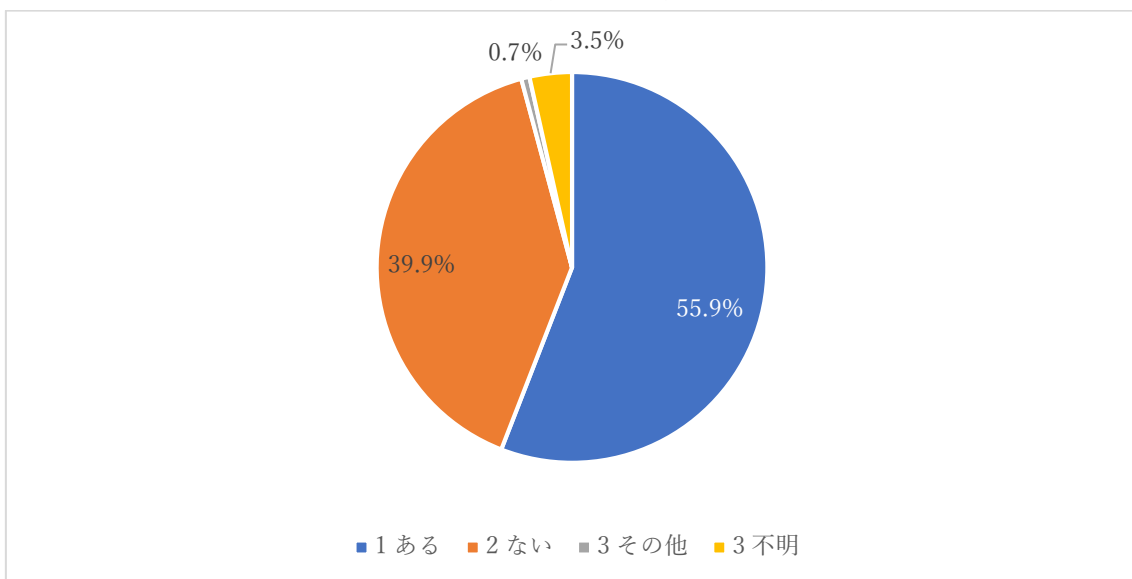
■ 孤独と出会いの機会



ウ 感動した経験について

- ・ 「ある」55.9%、「ない」39.9%と半数以上の方が「最近、心から感動したことがある」と回答しています。
- ・ 感動することは、精神的なストレス解消や免疫機能を上げることでも知られており、心に対し運動・栄養・休養の3つを一気に与えてくれる万能薬とも言えます。「健康」とは、心も体も健康な状態を指し切り離せない関係にあります。

■ 最近、心から感動したことがあるか。(単数回答) 回答数=1,313



## (2) 市民アンケート調査結果から (その2)

丸亀市 (仮称) みんなの劇場管理運営・事業計画検討に関するアンケート

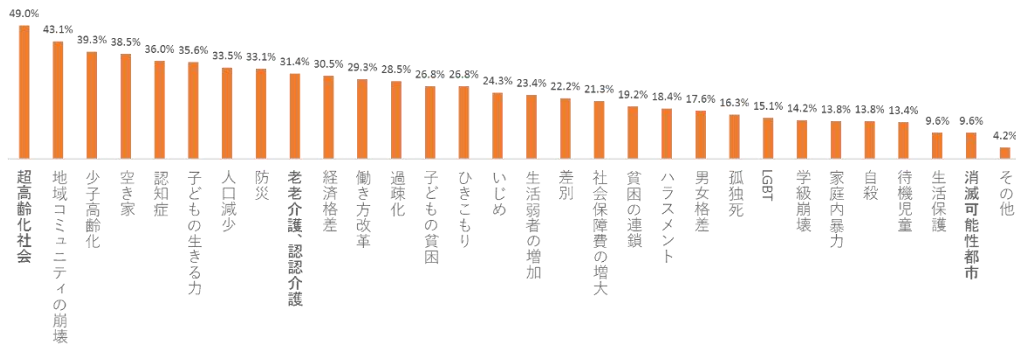
調査対象者	香川県在住又は香川県内を活動拠点としている文化芸術に関わる個人 (実演家、創作者、技術者、制作者等) や事業所
調査方法	Questant による Web アンケート及び手渡し、郵送による調査
調査期間	令和2年9月7日~9月21日
回答数	295件 (個人239件、事業所56件)

### ① 社会課題に関する考え方について

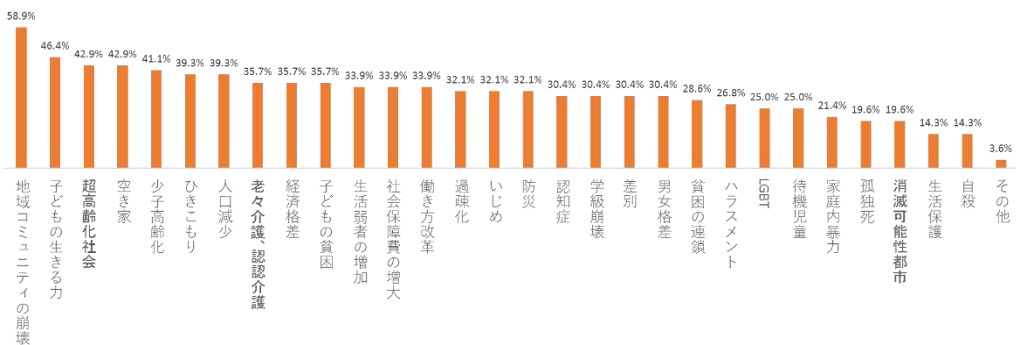
- ・ 超高齢化社会、地域コミュニティの崩壊、少子高齢化、空き家について関心が高く、文化芸術を活用できていると思っている割合が高い。

### ■ 興味や関心のある社会課題について (単数回答)

- ・ 個人対象アンケート 回答者数=239

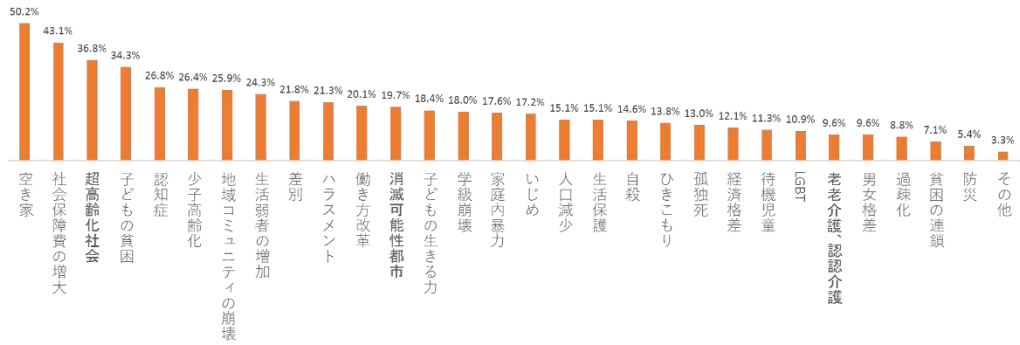


- ・ 事業所対象アンケート 回答者数=56

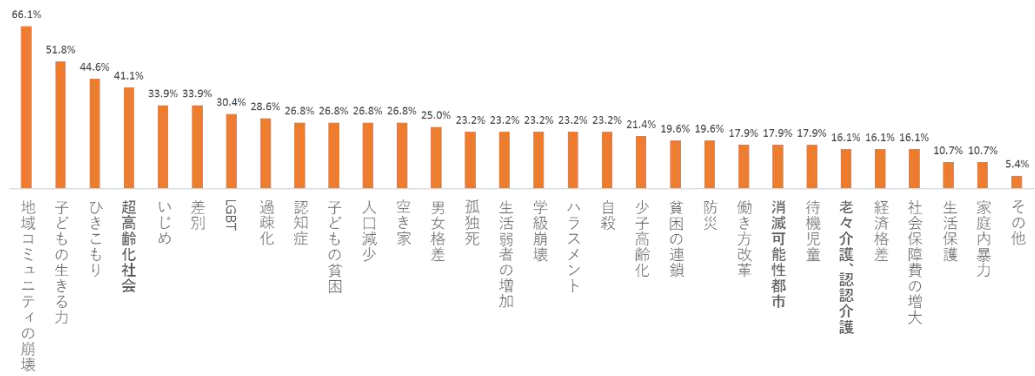


■ 文化芸術の活用が期待できる社会課題について（単数回答）

・個人対象アンケート 回答者数=239



・事業所対象アンケート 回答者数=56

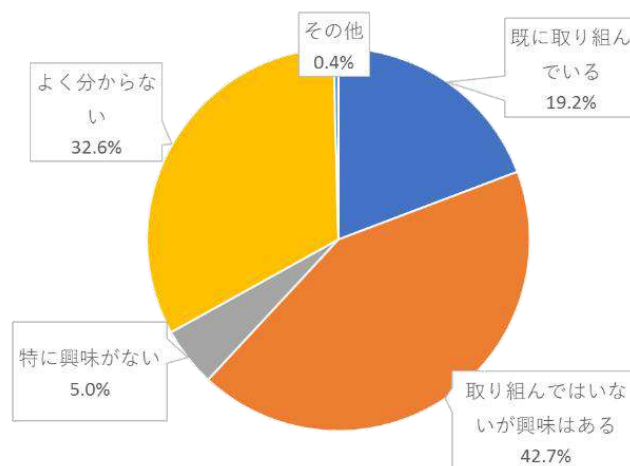


## ② 社会包摂（共生社会）につながるアート活動について

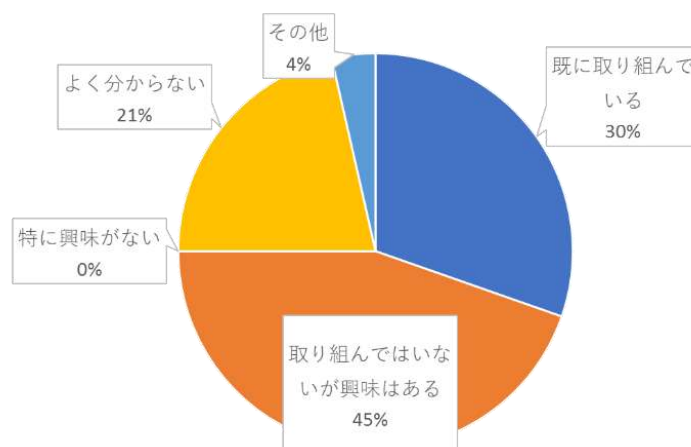
- ・ 個人アンケートでは 61.9%、事業所対象アンケートでは 75%が「既に取り組んでいる」「取り組んではないが興味はある」と回答している。
- ・ 地域コミュニティの崩壊、超高齢化社会、子どもの生きる力の分野について「既に取り組んでいる」「関心がある」と回答した方が多い。

### ■ 社会包摂（共生社会）につながるアート活動について（単数回答）

- ・ 個人対象アンケート 回答者数=239



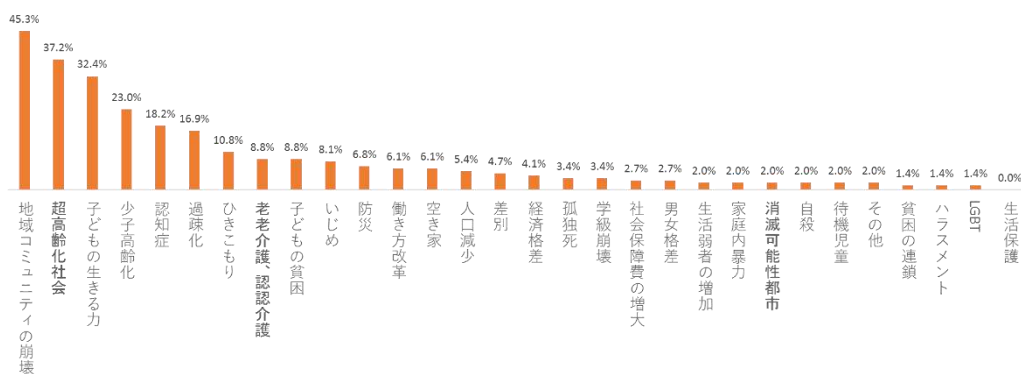
- ・ 事業所対象アンケート 回答者数=56



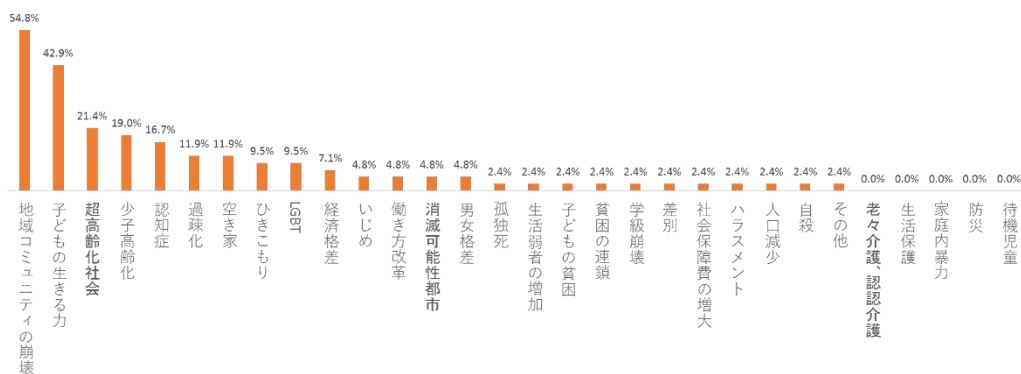


■ 「既に取り組んでいる」「取り組んではいないが興味はある」方の社会包摂（共生社会）につながるアート活動について（複数回答）

・個人対象アンケート 回答者数=148



・事業所対象アンケート 回答者数=42

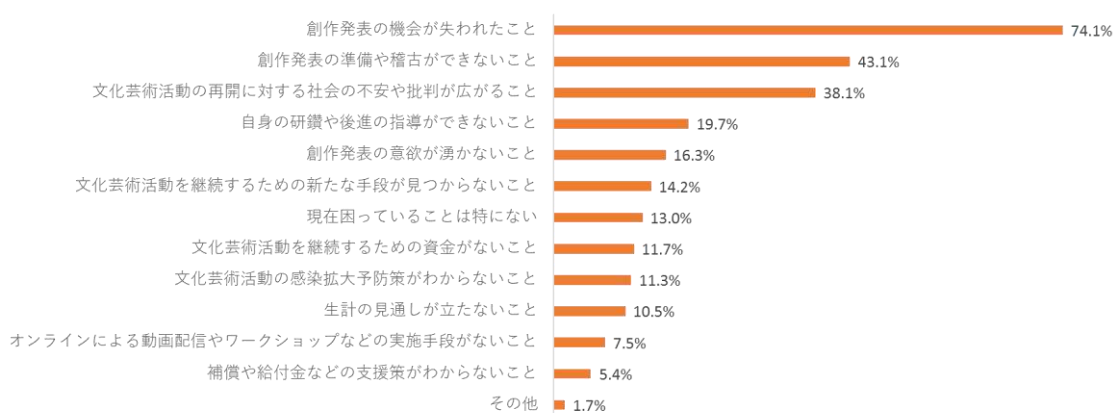


## ② 新型コロナウイルスの影響について

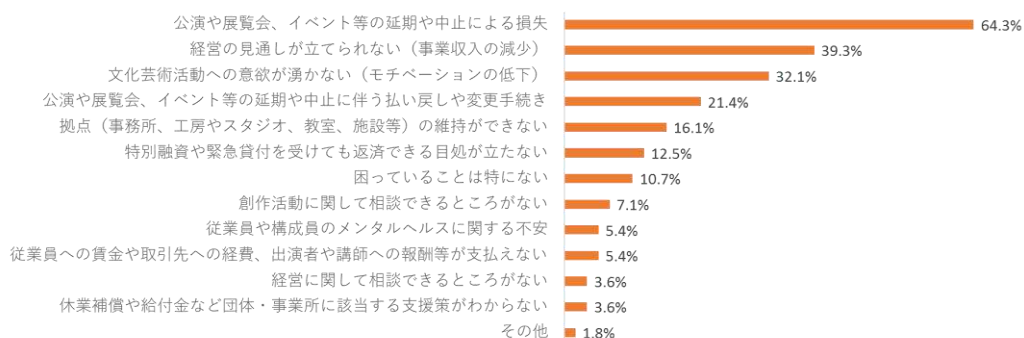
- ・ 個人対象アンケートでは74.1%が「創作の機会が失われたこと」と回答しており最も多い。
- ・ 事業所対象アンケートでは64.3%が「公演や展覧会、イベント等の延期や中止による損失」と回答しており最も多い。

### ■ 新型コロナウイルスの影響で困っていることについて（複数回答）

#### ・ 個人対象アンケート 回答者数=239



#### ・ 事業所対象アンケート 回答者数=56



## 第3章 丸亀市の文化芸術の特性

- 第1節 丸亀市の文化的背景
- 第2節 丸亀市の文化資源
- 第3節 丸亀市の行事・事業等
- 第4節 市民の文化活動状況

### 第3章 丸亀市の文化芸術の特性

#### 第1節 丸亀市の文化的背景

丸亀市は、香川県のほぼ中央に位置する人口約11万人の都市です。

北には風光明媚な瀬戸内海と点在する島々、南は讃岐山脈の山々が連なり、中央部は讃岐平野の田園風景が広がっています。そして、そこには標高422mの讃岐富士がそびえ、土器川が流れ、多数のため池が点在する讃岐特有の景観が広がっています。

「丸亀」のおこりは、慶長年間に讃岐国の領主である生駒氏が丸亀城を築城したことに始まります。寛永20年(1643年)に山崎氏が丸亀城を再建し、万治元年(1658年)から幕末まで京極氏が城主となり丸亀城の整備を引継ぎ、城下町の整備を行います。江戸時代後期には、金毘羅参詣の入港として栄え、「うちわ」の生産が活性化し、現在では伝統産業として発展しました。中津万象園には御茶所と庭園が残り京極家の文化を伝えています。

明治維新後には、歩兵12連隊が置かれ、軍都として発展し、終戦後は香川県第2の都市として発展してきました。

平成17年3月22日には、平成の大合併により、丸亀市、綾歌町、飯山町が合併し、新「丸亀市」が新たに発足し、中・西讃地区では初めて人口が10万人を超えて、現在に至っています。

現在、丸亀城跡は、内堀以内が国指定史跡となっており、高さ日本一の石垣を有する「石垣の名城」と名高く、本市のシンボルとして多くの人々が訪れる観光地となり、市民が憩う都市公園となっています。石垣の頂に行くにつれ垂直になるよう独特の反りを持たせる「扇の勾配」は見るものを魅了し、その石垣に鎮座する天守は現存天守12城の一つです。

残念ながら平成30年7月の豪雨により、石垣の一部が崩落し、現在は全力を挙げて復旧作業に取り組んでいます。

また、近年、香川県は「アート県」として世界から注目されています。本市にはJR丸亀駅前に谷口吉生氏設計の「丸亀市猪熊弦一郎現代美術館」があり、歴史と伝統のある丸亀城とは対照的に、現代アートにより全国から人々が集う環境が整っています。

さらに、本島は、古くから塩飽諸島の中でも海上交通の重要な地点となっており、塩飽水軍の中心地となっていましたが、現在では、3年に一度、日本を代表する芸術祭の一つとも言える「瀬戸内国際芸術祭」の会場になっており、島の自然と現代アートを求め、国内外から多くの方が訪れる場所となっています。

これらの今に伝わる丸亀市特有の文化芸術は、これまで市民が主体的に文化芸術を受容し、創造、発展させ発信してきたことで、現在まで脈々と継承されており、市民生活の営み、歴史・文化・自然景観などにおいて「豊かさ」や「ゆとり」「美しさ」の感じられる、平和で豊かなまちづくりの礎となっています。

第2節 丸亀市の文化資源

(1) 文化芸術に関する施設の概要

丸亀市では、「綾歌総合文化会館」をはじめ、「丸亀市生涯学習センター」などのホールやギャラリーを利用し、様々な文化芸術活動が営まれてきました。

それらに加え、丸亀市の文化芸術の中核施設として「丸亀市猪熊弦一郎現代美術館」を有しています。

その他に、地域の生涯学習の中核的施設として18箇所のコミュニティセンターがあり、市民の様々な活動拠点として機能しています。

また、これらの施設管理のあり方についても検討を進めるため、「丸亀市公共施設等総合管理計画」を策定し、本市の保有する公共施設等を効果的かつ効率的に整備し管理運営を行うための方針を定めています。

① 施設分類

類型区分	大分類	中分類	主な施設	施設数
建物系公共施設	社会教育系施設	博物館等	美術館 資料館 生涯学習センター	18
		図書館	中央図書館 綾歌図書館 飯山図書館	3
	市民文化系施設	文化施設	総合文化会館	1
		集会施設	コミュニティセンター 公民館 ※自治会館、集会場は除く	18

資料：「丸亀市公共施設等総合管理計画」

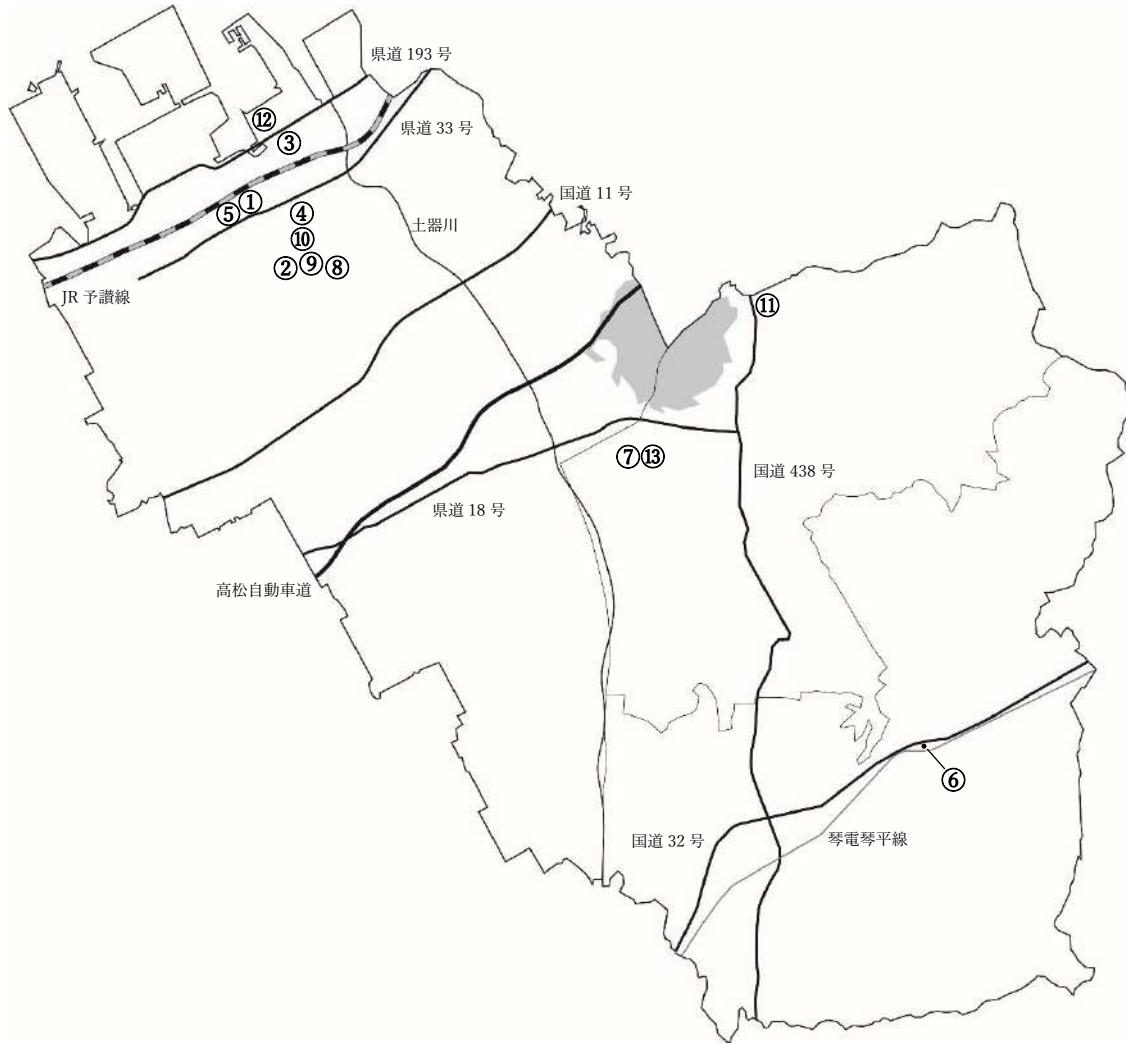
② その他

類型区分	主な施設	施設数
その他の施設	市民交流活動センター	1

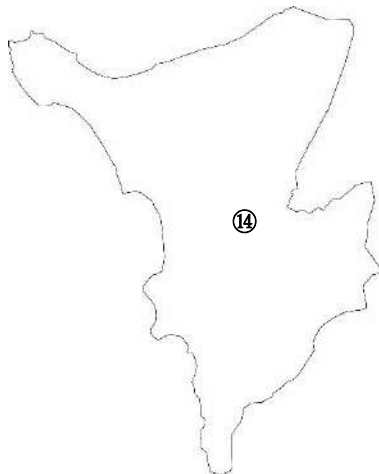
### ③ 社会教育系施設の概要と配置状況

No.	施設名	建築年	場所	管理	備考
①	猪熊弦一郎現代美術館	1991年	浜町	指定管理	中央図書館併設 ホール 170席
②	資料館	1972年	一番丁		
③	資料館収蔵庫	2003年	北平山町		
④	生涯学習センター	1974年	大手町	指定管理	丸亀市児童館併設、ホール 469席
⑤	中央図書館	1991年	浜町	直営	猪熊弦一郎現代美術館併設
⑥	綾歌図書館	1978年	綾歌町	直営	平成17年度から公共図書館として運用
⑦	飯山図書館	2005年	飯山町	直営	飯山総合学習センター併設
⑧	丸亀城天守	—	一番丁	直営	
⑨	延寿閣	—	一番丁	直営	
⑩	城門等	—	一番丁	直営	
⑪	埋蔵文化財整理事務所	1995年	飯山町 東坂元	直営	
⑫	うちの港ミュージアム	1991年	港町	直営	
⑬	飯山総合学習センター	2005年	飯山町	指定管理	飯山図書館併設
⑭	手島自然教育センター	1980年	手島	指定管理	
⑮	史跡塩飽勤番所跡	—	本島町泊	指定管理	
⑯	笠島まち並保存センター	—	本島町笠島	指定管理	
⑰	文書館	—	本島町笠島	指定管理	
⑱	ふれあいの館	—	本島町笠島	指定管理	
⑲	笠島制札場	1987年	本島町笠島	直営	
⑳	制札場風ごみ集積場	1999年	本島町笠島	直営	
㉑	夫婦倉	—	本島町生ノ浜	直営	

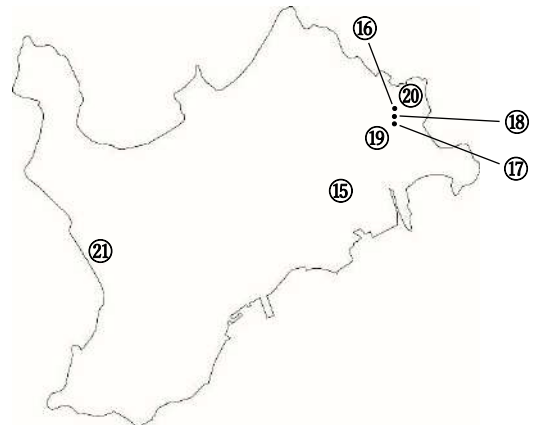
■ 丸亀市全域



■ 手島



■ 本島

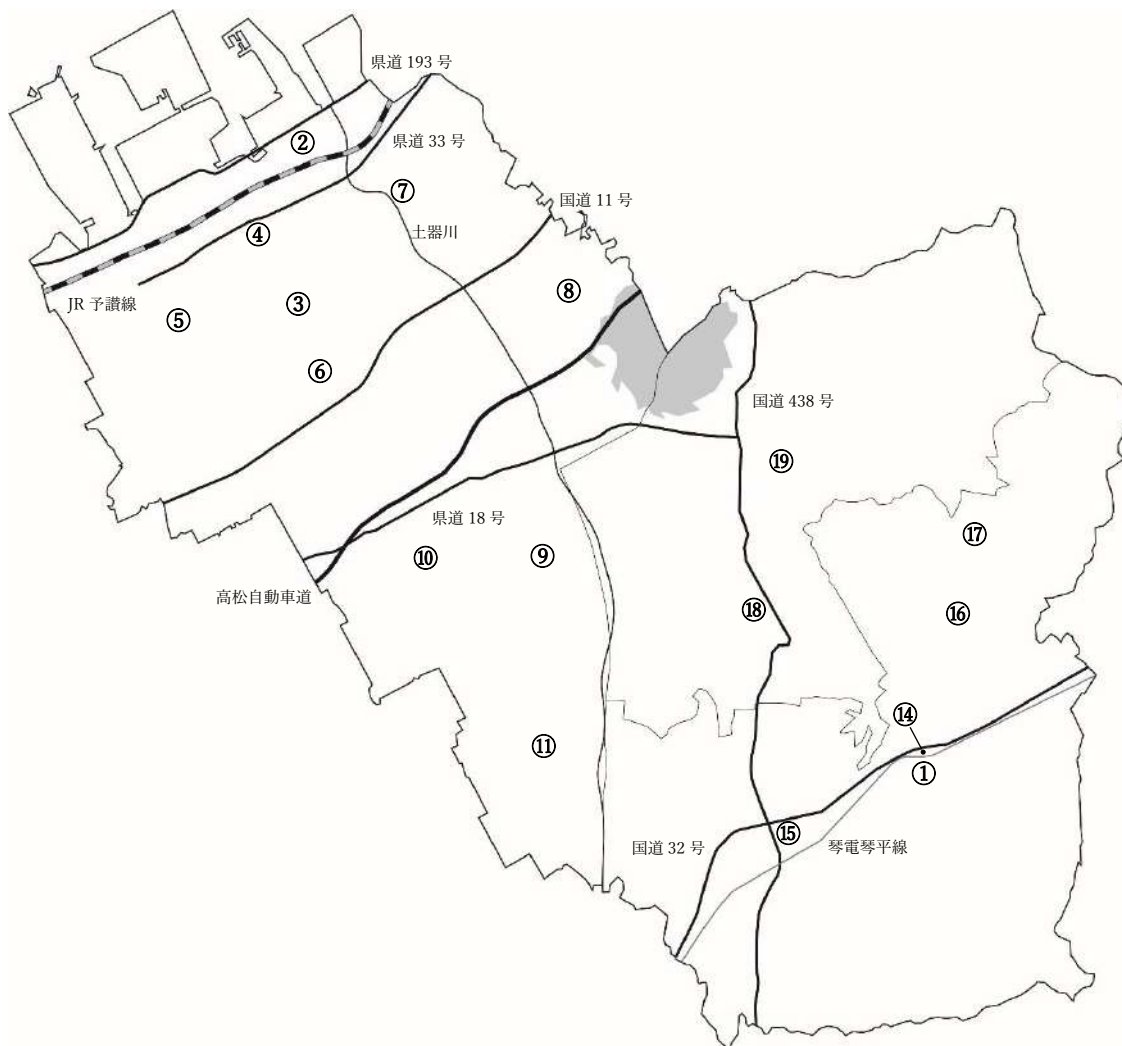


#### ④ 市民文化系施設の概要と配置状況

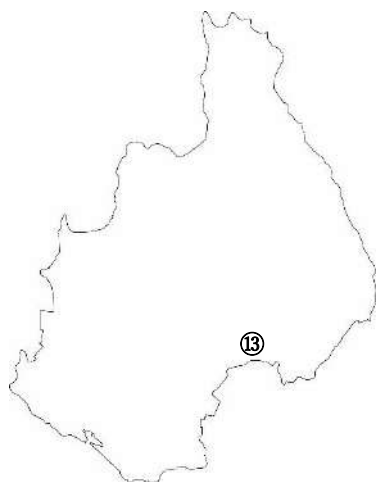
No.	施設名	建築年	場所	管理	備 考
①	綾歌総合文化会館	1996年	綾歌町	指定管理	
②	城北コミュニティセンター	1999年	御供所町	指定管理	
③	城西コミュニティセンター	1997年	山北町	指定管理	
④	城乾コミュニティセンター	2009年	南条町	指定管理	
⑤	城坤コミュニティセンター	2018年	今津町	指定管理	
⑥	城南コミュニティセンター	1994年	山北町	指定管理	
⑦	土器コミュニティセンター	2015年	土器町東	指定管理	
⑧	飯野コミュニティセンター	2021年	飯野町	指定管理	
⑨	川西コミュニティセンター	1988年	川西町	指定管理	
⑩	郡家コミュニティセンター	2014年	郡家町	指定管理	
⑪	垂水コミュニティセンター	2021年	垂水町	指定管理	
⑫	本島コミュニティセンター	1972年	本島	直営	本島市民センター併設
⑬	広島コミュニティセンター	2018年	広島	直営	広島市民センター併設
⑭	栗熊コミュニティセンター	1977年	綾歌町	指定管理	綾歌市民総合センター、綾歌図書館併設
⑮	岡田コミュニティセンター	2006年	綾歌町	指定管理	
⑯	富熊コミュニティセンター	1983年	綾歌町	指定管理	
⑰	ゆうとぴあ綾歌	1994年	綾歌町	指定管理	富熊コミュニティセンター分館
⑱	飯山南コミュニティセンター	2020年	飯山町	指定管理	
⑲	飯山北コミュニティセンター	1976年	飯山町	指定管理	



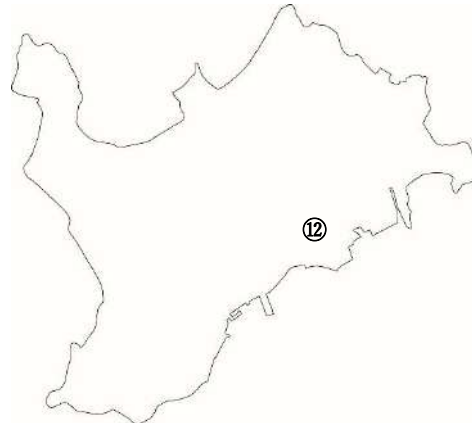
■ 丸亀市全域



■ 広島



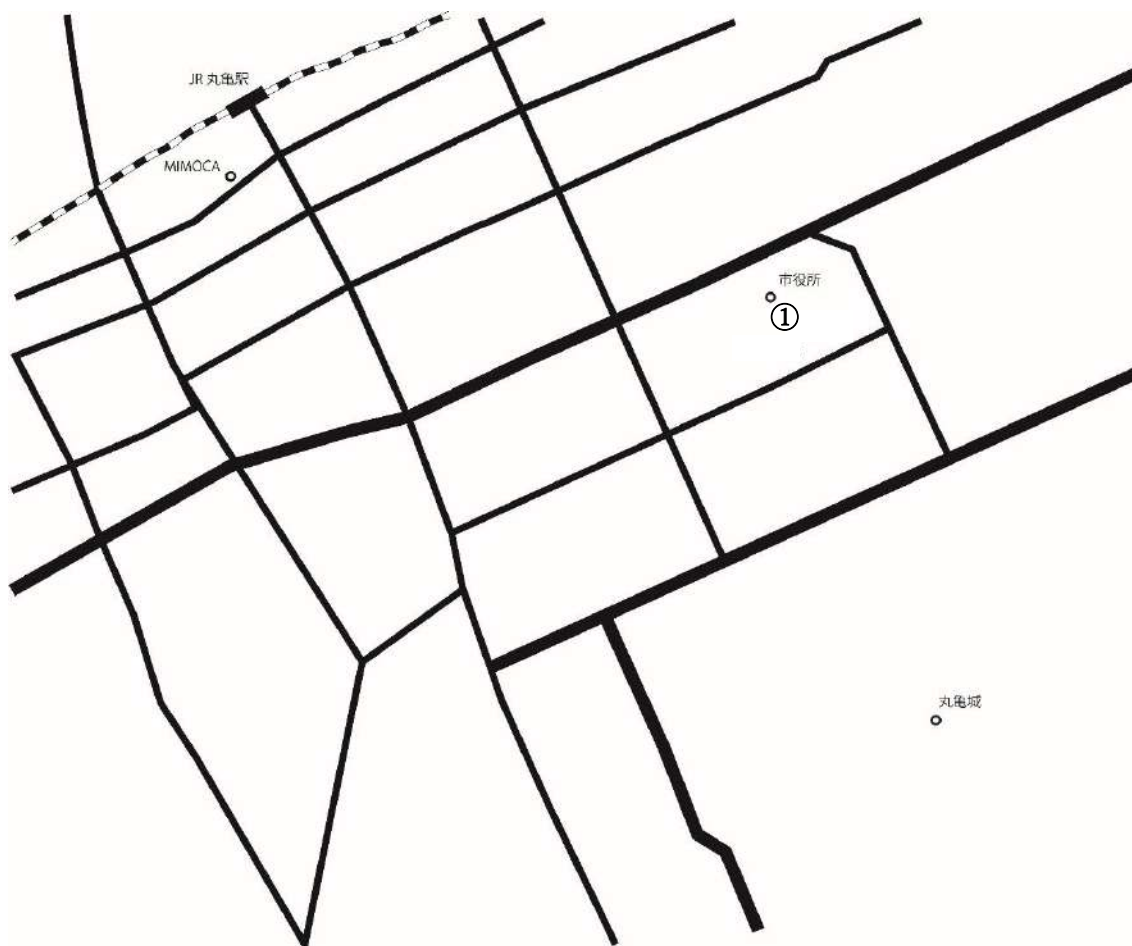
■ 本島



⑤ その他の施設の概要と配置状況

No.	施設名	建築年	場所	管理	備考
①	丸亀市市民交流活動センター	2021年	大手町	指定管理	丸亀市庁舎併設

■ 中心市街地



⑥ 主な文化に関する施設の概況

ア 主な社会教育系施設の概況

■ 丸亀市猪熊弦一郎現代美術館

設 立	規 模 等	R2年度 利用者数	場 所	管 理	備 考
平成3年 (1991年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1階</li> <li>ゲートプラザ</li> <li>ミュージアムショップ</li> <li>・2階</li> <li>展示室 A (285.66 m<sup>2</sup>)</li> <li>展示室 B (286.96 m<sup>2</sup>)</li> <li>造形スタジオ (202.15 m<sup>2</sup>)</li> <li>ミュージアムホール (170 席)</li> <li>美術図書室 (195.20 m<sup>2</sup>)</li> <li>・3階</li> <li>展示室 C (642.74 m<sup>2</sup>)</li> <li>カスケードプラザ (532.40 m<sup>2</sup>)</li> <li>カフェ MIMOCA (236.67 m<sup>2</sup>)</li> </ul>	72,859 名	浜町	指 定 管 理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館と併設</li> <li>・長寿命化工事 (H30、31年・令和元年度)</li> </ul>

■ 丸亀市立資料館

設 立	規 模 等	R2年度 利用者数	場 所	管 理	備 考
昭和47年 (1972年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1階</li> <li>企画展示室 (336 m<sup>2</sup>)</li> <li>・2階</li> <li>常設展示室 (170 m<sup>2</sup>)</li> <li>ギャラリー (126 m<sup>2</sup>)</li> <li>・屋外</li> <li>民具展示室 (97.5 m<sup>2</sup>)</li> </ul>	15,010 名	一番丁	直 営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改修工事 (H28 年度)</li> </ul>

## イ 主な市民文化系施設の概況

### ■ 綾歌総合文化会館

設 立	規 模 等	R2 年度 利用者数	場 所	管 理	備 考
平成 8 年 (1996 年)	大ホール (1,086 席) 小ホール (定員 300 名) 大研修室 (定員 48 名) 中研修室 (定員 40 名) 小研修室 (定員 36 名) 調理実習室 (109 m <sup>2</sup> ) 創作室 (48 m <sup>2</sup> ) 多目的広場 (760 m <sup>2</sup> ) 喫茶 (96.91 m <sup>2</sup> )	26,413 名	綾歌町	指 定 管 理	可 動 席 : 664 席 (大 ホ ー ル 1 階)

## ウ 主なその他の施設の概況

### ■ 丸亀市市民交流活動センター

設 立	規 模 等	R2 年度 利用者数	場 所	管 理	備 考
令和 3 年 (2021 年)	・ 1 階 多目的ホール 1 (114 m <sup>2</sup> ) 72 名 多目的ホール 2 (166 m <sup>2</sup> ) 126 名 ・ 2 階 ROOM 1 (26 m <sup>2</sup> ) 8 名 ROOM 2 (53 m <sup>2</sup> ) 24 名 ROOM 3 (54 m <sup>2</sup> ) 24 名 ROOM 4 (90 m <sup>2</sup> ) 42 名	26,324 名 (R3.3.22 ~3.31 10 日間)	大手町	指 定 管 理	丸 亀 市 庁 舎 併 設

⑦ 主な文化に関する施設の特性と役割

ア 施設の概要

■ 丸亀市猪熊弦一郎現代美術館の概要

「美術館は心の病院」を運営理念とし、市制施行90周年の記念事業として、丸亀市ゆかりの画家・猪熊弦一郎の全面的な協力の下1991年11月23日に開館しました。建築家の谷口吉生による美しい建築を丸亀駅前に構え、猪熊画伯から寄贈を受けた約2万点の猪熊作品を所蔵し、常設展で紹介するとともに、常に新しいものを積極的に紹介する「現代美術館」として、現代美術を中心とした企画展を開催しています。

また、猪熊画伯は子どもが美に触れることを重視したことから、子どもの観覧無料や子どもが造形活動をする「造形スタジオ」を設置しており、子どもの感性や創造力を育むワークショップやコンサート、講演会などを開催し教育を目的とした活動に力を入れています。

設置目的

市民が美術に関して教養を深め、文化的で情緒に富んだ憩いの場として活用することにより、市民文化の振興発展に寄与する。

抜粋：「丸亀市美術館条例」第1条

■ 綾歌総合文化会館の概要

「人と文化の新しい出会いが行き交う地域発展のコミュニケーションスペース」として、可動席を備える大ホールでは、コンサート、式典、演劇など幅広い講演が開催されています。建物正面入口前は、大屋根を設置した多目的広場となっており、屋外イベント会場等として幅広い活用が可能です。

管理運営の基本的な考え方

文化芸術を媒介として、人々の心豊かな生活を形成し、多様な人間性や人間関係を創出し、教育、福祉、医療等のアメニティの向上に資することにより、市民の文化環境及び生活環境の進化を図る。

抜粋：「指定管理者募集要項」

■ 丸亀市立資料館の概要

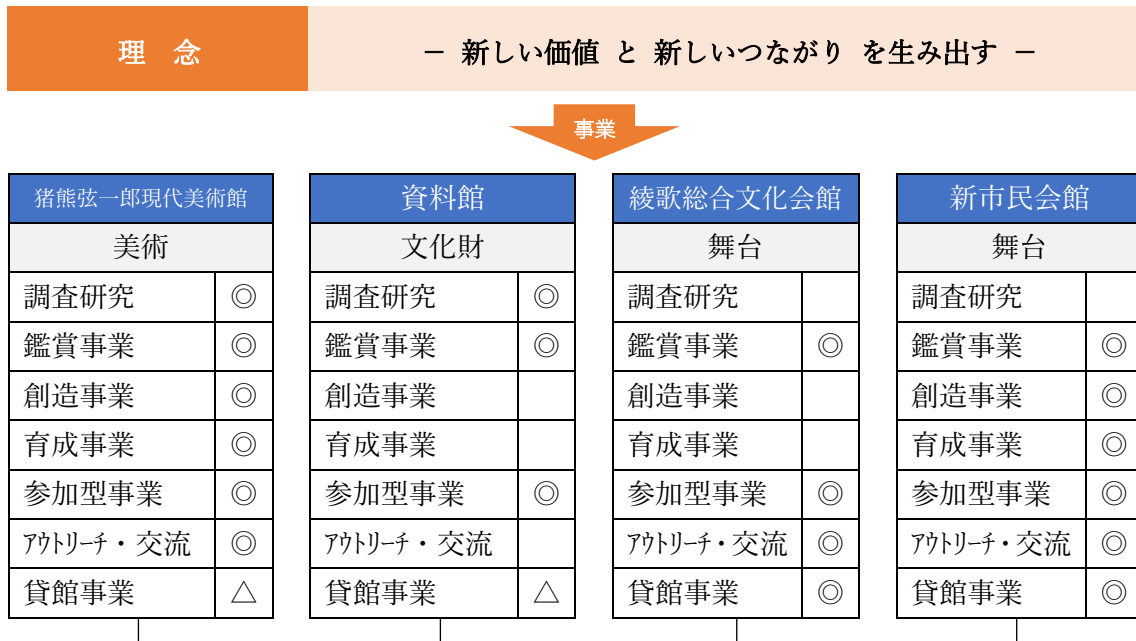
郷土の貴重な歴史・民俗資料、美術工芸品などが保存され、民具展示場などの常設展のほか、企画展も行っています。

設置目的

郷土の資料を市民の利用に供し、もって学術及び地方文化の発展に寄与することを目的に、その資料の収集、保存及び調査研究を行う。

抜粋：「丸亀市資料館条例」第1条

イ 体系図



■ 調査研究

ねらい	保存・活用し、未来へ継承する
-----	----------------

■ 鑑賞事業

ねらい	広い視野と寛容な心を育てる（身体的文化資本、自己決定能力の獲得）
-----	----------------------------------

■ 創造事業

ねらい	優れた感性と創造力を育てる（非認知能力の獲得）
-----	-------------------------

■ 育成事業

ねらい	次世代を担う若手アーティストの育成
-----	-------------------

■ 参加型事業

ねらい	誰もが参加でき自立できる機会の創出
-----	-------------------

■ アウトリーチ・交流事業

ねらい	つながりを生み、課題解決の糸口を創る（新しい出会いと価値観の創出）
-----	-----------------------------------

■ 貸館事業

ねらい	地域の文化芸術活動を底上げする
-----	-----------------



**目指す姿**

主体的な市民活動を推進し、地域社会に根差した文化芸術の創造と人材の育成に取り組むことで、一層地域のつながりを深めコミュニティを構築し、地域の文化活動を発展させる。

## ⑧ 民間の文化に関する施設

民間の文化に関する施設では、主に美術館や画廊・ギャラリー、工房等があります。

特に貞享5年（1688年）に丸亀藩主である京極高豊の命により、丸亀城の城下町に近い中津の浜に面して造られたという歴史を持ち、丸亀美術館を併設する名勝「中津万象園」は、本市の特徴としてあげられます。

画廊・ギャラリーについては、本格的なアートギャラリーをはじめ、カフェを併設した店舗も見られます。

また、うちわづくりや陶芸の制作体験ができる工房やお茶席の体験ができる屋敷、伝統的な練り菓子を使った和菓子作りの体験ができる店舗等もあり、様々な形で丸亀の文化を発信しています。



(2) 文化財の概要

市内には、国指定史跡「丸亀城跡」「塩飽勤番所跡」「快天山古墳」や重要文化財「丸亀城天守」「丸亀城大手一の門、二の門」、重要伝統的建造物群に選定された「丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保存地区」を始め、国、県、市指定の文化財や登録文化財等、様々な分類の文化財が多数存在しています。

また、国県市指定文化財以外にも、多くの未指定の文化資源が数多く現存しています。

① 丸亀市内の文化財

ア 重要伝統的建造物群保存地区

No.	名 称	区分
1	丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保存地区	国選定

イ 名勝

No.	名 称	区分
1	中津万象園	市

ウ 史跡

No.	名 称	区分
1	丸亀城跡	国
2	塩飽勤番所跡	国
	年寄宮本家の墓	
	年寄入江四郎左衛門の墓	
	年寄吉田彦右衛門の墓	
3	城山	国
4	快天山古墳	国
5	笠島城跡	県
6	陣の丸古墳	県
7	青ノ山一号窯跡	県
8	西長尾城跡（国吉城跡）	市
9	栗隈城跡（湯舟城跡）	市
10	京極高朗墓所	市
11	吉岡神社古墳	市
12	宇間神社古墳	市

13	塩飽本島高無坊山石切丁場跡	市
----	---------------	---

## エ 建造物

No.	名 称	区分
1	丸亀城天守（附指定）板札	国
2	丸亀城大手一の門・大手二の門（附指定）東西土塀	国
3	丸亀城玄関先御門・番所・長屋（附指定）土塀	県
4	江戸講中燈籠	市
5	中津御茶所	市
6	寿覚院観音堂	市
7	和泉屋敷石塔	市
8	今田邸内七重塔	市
9	皇子神社本殿	市
10	木鳥神社鳥居	市
11	千歳座	市
12	本島泊制札場	市
13	夫婦倉	市
14	手島制札場	市
15	安養寺宝塔	市
16	下坂神社本殿	市

## オ 絵画

No.	名 称	区分
1	紙本墨画蘇鉄図 与謝蕪村筆四曲屏風 （附指定）紙本墨画竹図 紙本淡彩寿老人図 紙本淡彩山水図四曲屏風 紙本淡彩山水図四曲屏風 紙本淡彩寒山拾得図襖貼付	国
2	絹本著色両界曼荼羅図	県
3	歌川広重 「日本湊尽讃州丸亀」版画	市
4	歌川広重 「山海見立相撲讃岐丸亀」版画	市
5	月照 富士画賛	市
6	亀山城旧藩図	市
7	絹本著色仏涅槃図	市

8	絹本著色山越阿弥陀如来図	市
9	絹本著色阿弥陀如来二十五菩薩来迎図	市
10	絹本著色阿弥陀浄土変相図	市
11	麻布著色十王図	市
12	絹本著色楊柳観音画像	市

カ 絵画・書跡・彫刻

No.	名 称	区分
1	元三大師画像・元三大師由来記板(附指定)・元三大師降魔像	市

キ 彫刻

No.	名 称	区分
1	木造観音菩薩像・不動明王像・毘沙門天像	国
2	木造薬師如来坐像	国
3	木造阿闍如来坐像	県
4	木造弥勒仏坐像	県
5	木造薬師如来坐像	県
6	木造阿弥陀如来立像・木造毘沙門天立像	市
7	木造阿弥陀如来坐像	市
8	木造釈迦如来坐像	市
9	木造不動明王像	市
10	木造毘沙門天像	市
11	木造阿弥陀如来坐像	市
12	木造阿弥陀如来立像	市
13	木造薬師如来坐像	市
14	木造持国天立像・木造多聞天立像	市
15	木造阿弥陀如来立像	市
16	木造隨身立像	市
17	木造十一面観世音菩薩立像	市
18	木造観音菩薩立像・木造勢至菩薩立像	市
19	木造釈迦如来坐像	市
20	木造阿弥陀如来坐像（紅顔梨色阿弥陀）	市
21	木造阿弥陀如来立像	市
22	石造線刻十一面観世音菩薩立像	市
23	木造獅子面部	市

ク 書跡

No.	名 称	区分
1	明倫扁額	市
2	井上通女筆「江戸日記」	市
3	和漢朗詠集 上下二卷	市
4	本居宣長 長歌懷紙	市
5	月照 信海を戒むるの書	市
6	大般若波羅蜜多經	市

ケ 典籍

No.	名 称	区分
1	本草綱目	市

コ 古文書

No.	名 称	区分
1	京極家道具帳	市
2	京極家文書	市
3	塩飽文書	市
4	宮本家文書	市

サ 工芸品

No.	名 称	区分
1	線刻十一面観音鏡像（牡丹模文鏡）	国
2	天文在銘文字瓦及び絵瓦	市
3	応永十二年在銘鰐口	市
4	永徳元年在銘鰐口	市
5	応永二十八年在銘懸仏	市
6	延宝五年宥算在銘梵鐘	市
7	極楽寺 梵鐘	市
8	華鬘	市
9	神光寺 梵鐘	市

シ 歴史資料

No.	名 称	区分
1	丸亀城郭および城下町古地図	市
2	山崎時代の丸亀城郭絵図	市
3	丸亀城木図	市
4	讃岐国絵図	市
5	讃岐一円図	市
6	西讃古地図	市
7	京極家藩主肖像画	市
8	東回り海路図	市

ス 考古資料

No.	名 称	区分
1	伝歓喜寺古瓦	市
2	宝幢寺瓦	市
3	宝幢寺塔心礎石	市
4	経塚出土品及び瓦経	市

セ 有形民俗文化財

No.	名 称	区分
1	山北神社奉納京極侯参勤交代御船揃絵馬	県
2	広島町茂浦 塩釜神社奉納船絵馬	市

ソ 無形民俗文化財

No.	名 称	区分
1	垂水神社湯立神楽	県
2	坂本念仏踊	県
3	岡田おどり	市

タ 天然記念物

No.	名 称	区分
1	長徳寺のモッコク	市
2	下坂神社のクスノキ	市
3	八幡神社のクスノキ	市
4	八坂神社のクロガネモチ	市

5	三谷寺のモミ	市
6	王子神社のセンダン	市
7	森元邸のエノキ	市

#### チ 重要美術品

No.	名 称	区分
1	ニツカリ青江脇指	国認定

#### ツ 登録有形文化財・建造物

No.	名 称	区分
1	丸亀高校記念館 (旧香川県立高松尋常中学校丸亀分校本館)	国登録
2	堀家時計店	国登録
3	重元果物店店舗	国登録
4	寶月堂南館	国登録
5	福濱家住宅納屋	国登録
6	福濱家住宅土蔵	国登録
7	宮武家住宅主屋(江戸そば日月庵)	国登録
8	讃留霊王神社幣殿	国登録
9	讃留霊王神社玉垣	国登録
10	讃留霊王神社烏居	国登録

#### テ 登録有形民俗文化財

No.	名 称	区分
1	丸亀うちわの製作用具及び製品	国登録

(3) 観光レクリエーションの概要

① 丸亀城

石垣の名城と言われる丸亀城は現存 12 天守の一つです。当時最高技術の石垣と現存天守の中で一番小さな天守を持ち、日本の 100 名城にも選ばれています。

② 飯野山

丸亀市と坂出市にまたがる飯野山は、平成 17 年 3 月 22 日に新日本百名山に選定されており、別名「讃岐富士」とも呼ばれ、讃岐七富士の一つに数えられる円錐状をした美しい山です。標高は 422m で 100m 以上は瀬戸内海国立公園、風景林に指定されています。

平成 21 年に 4 月 22 日を「讃岐富士の日」とし、毎年「里山まつり」(山開き)を開催しています。頂上では大護摩供も行われています。

③ 青ノ山

標高 224m で「古墳の山」と呼ばれる青ノ山には、多くの古墳や窯跡が見られます。山頂には、一号古墳(山頂古墳)の両袖形横穴式石室、南のふもとは市内で最も古い(4 世紀前半)前方後円墳である吉岡神社前方後円墳があります。

④ 綾歌三山

「城山」「猫山」と綾川町にまたがる「大高見峰」が連なっていることから、綾歌三山と呼ばれています。「城山」には、戦国時代に長尾氏の居城だった西長尾城跡があります。また、「猫山」の南麓には金剛寺があり、古くから修験道の霊場として知られています。「大高見峰」は、山頂の高見峰神社に祀られている天狗「大高見坊」にちなみ、地元では「たかんぼさん」と呼ばれ親しまれています。

⑤ 王頭山

山頂近くには、「王頭砂漠」と呼ばれる空中庭園のような場所があります。花崗岩が風化してできた真砂土が砂漠のように広がり、コロコロと花崗岩の天然石が点在しています。その昔、立派な寺社が建っていたという坊主屋敷の伝説が残っています。標高 312m 塩飽諸島最高峰。

## ⑥ 丸亀市猪熊弦一郎現代美術館

1991年11月23日に開館。建築家の谷口吉生氏による美しい建築を丸亀駅前に構え、猪熊画伯から寄贈を受けた約2万点の猪熊作品を所蔵し、常設展で紹介するとともに、現代美術を中心とした企画展を開催しています。また、講演会やコンサートなどの多彩なプログラムや、子どもの感性や創造力を育むワークショップなどを開催し、教育を目的とした活動にも力を入れています。

愛称の「MIMOCA（ミモカ）」は、「Marugame Genichiro-Inokuma Museum of Contemporary Art（丸亀市猪熊弦一郎現代美術館）」の略称です。

## ⑦ 丸亀市立資料館

丸亀城内にある資料館。郷土の貴重な歴史・民俗資料、美術工芸品などが保存され、民具展示場などの常設展のほか、企画展も行っています。

## ⑧ うちわの港ミュージアム

丸亀うちわの歴史を伝える様々なうちわ、うちわづくりの模型人形、貴重な文献などを展示、実演コーナーでは伝統の技と工程を披露するほか、体験教室、全国の主なうちわも展示した、うちわの総合博物館です。

愛称の「ポルカ（POLCA）」は、スペイン語で「港のうちわ館」の略称です。

## ⑨ うちわ工房「竹」

丸亀城内にあるうちわ工房。熟練した職人によるうちわづくりの実演や販売にあわせて、骨製作や貼りなどの製作体験も行っています。

## ⑩ えどこうじゅうとうろう 江戸講中燈籠

かつて金毘羅詣での客で賑わった丸亀港のシンボル。天保9年（1838年）に建てられ、参拝客は、旧金毘羅五街道・丸亀街道の出発点に当たり、この江戸講中燈籠を目印に丸亀港に入港していました。4千人近い寄進者のうち最高額を寄進した塩原太助の名にちなんで「太助燈籠」の愛称で親しまれています。

## ⑪ 金毘羅街道・丸亀街道

「一生に一度は、こんぴらさんへ」と金毘羅参りが盛んになったのは江戸後期以降のこと。丸亀、多度津、高松、阿波、伊予・土佐街道の金毘羅五街道のうち、最も栄えたのが丸亀街道でした。

丸亀街道は、出発点の太助燈籠から琴平の高灯籠までの約12kmの道のりとして、街道沿いのあちらこちらに建てられた丁石や道標には、起点からの距離が記され



ています。

⑫ 中津万象園・丸亀美術館

貞享5年(1688年)丸亀藩二代目藩主の京極高豊によって築庭されたという歴史を持つ広大な回遊式日本庭園です。園内には、絵画館、陶芸館、うちわの里を併設しており、絵画館では、ミレー、ルソーなどのバビルゾン派の作品を収蔵しています。

⑬ 塩飽諸島

塩飽諸島は瀬戸内海に浮かぶ大小合わせて28の島々からなり、本島、広島、手島、牛島は塩飽七島の一つでもあります。なかでも本島は、塩飽諸島の中心であり塩飽水軍の本拠地でした。また、広島は28島中最大の島であり、また、良質の石材産地として「青木石」が知られています。

⑭ 塩飽勤番所

塩飽諸島の650人の船方を束ねた4人の年寄たちが交代で政務を執った場所で、四方を土壁と立派な長屋門で囲まれた約1500㎡の土地に主屋や朱印蔵があります。信長・秀吉・家康からの朱印状、大岡越前守の印のある「八判」と呼ばれる判決書、咸臨丸乗組員の遺品など塩飽の歴史を物語る品々を展示しています。

⑮ 笠島重要伝統的建造物群保存地区

江戸時代後期から昭和初期の建物が残る歴史的まち並。三方を丘陵に囲まれ、集落内に網の目のように張り巡らされた狭い道路と、これに取り付くように建つ住宅、周辺の山際に配置された寺社など、中世以来の町並みな規模・形態がよく保存されており、瀬戸内の島々における典型的な港町の状況を知ることができます。

⑯ 日本遺産「知ってる!? 悠久の時間が流れる石の島

～ 海を越え、日本の礎を築いたせとうち備讃諸島 ～

令和元年、丸亀市を含む「せとうち備讃諸島」の石と島と人が織りなすストーリーが「日本遺産」として認定されました。

#### (4) 伝統工芸品・特産品・名物の概要

##### ① 丸亀うちわ

江戸初期に金毘羅参りの土産物として朱赤に丸金印の渋うちわが作られたのが始まりといわれています。その後、うちわづくりは丸亀京極藩が藩士の内職として奨励したことから急速に発展し、丸亀の代表的な地場産業として発展を続けました。現在の生産量は年間約1億6,000万本、全国シェアの90%を誇り、平成9年5月に国の伝統工芸品に指定されました。

##### ② 一貫張

今から約1200年前に弘法大師が柿渋を塗ることを持ち帰ったのが讃岐一貫張りの始まりです。丸亀うちわと並ぶ丸亀市の伝統工芸品です。

##### ③ 青木石

広島で採掘される青みをもった御影石。明治18年3月、島内に青木浦字甲路に石切場を開いたのが始まりといわれています。

##### ④ 桃

飯山町の特産品であり、県下一の生産量を誇ります。

現在は、約140戸の農家が70haほどを栽培、収穫量は320tほどです。

##### ⑤ ハッサク

綾歌町では、県内最大の産地として富熊大原地区で11戸の農家が約7ha栽培しています。地元の龍王山から命名した大玉の「龍」ハッサクはきめ細かくさわやかな酸味と苦みが人気です。

##### ⑥ 菊

綾歌町では、恵まれた自然環境や立地特性を生かした菊の栽培が盛んです。

仏花として需要の高い白菊を中心に生産されており、全体の80%を占めており、県下屈指の産地として、年間約240万本の菊が京阪神を中心に出荷しています。

##### ⑦ だんご馬

中西讃地方では、旧暦の八月朔日(ついたち)を八朔の日(馬節句の日)といい、男の子の健やかな成長を願い、武者人形や張子の虎、大きな鶴亀の菓子とともに立派なだんご馬を飾る祝い文化があります。丸亀藩の馬術の名人であった曲垣平九郎にあやかり、わが家の男子もそうなるようにと願う風習とも言われています。

⑧ さぬきうどん

古くから、材料となる良質の「小麦」「塩」「醤油」「イリコ」等が、香川県の特産品として容易に入手できたことから広まり、生活に密着した食物として親しまれています。現在では、観光客向けの名物ともなっており全国的に広く知られています。

⑨ 骨付鳥

塩と胡椒、ニンニクで下味を付けた鶏の骨付きもも肉をオープン釜などで焼いたもので、全国的にも珍しい料理で広く知られています。

⑩ おいり

中西讃地方を中心に生産されるあられの一種で、直径は約 1 cmの玉状で色は桃色、緑、白、空色等様々です。

主に、結婚式の引き出物や土産菓子として用いられます。

⑪ 香川本鷹

豊臣秀吉の朝鮮出兵に加わった塩飽水軍が戦利品として拝領され、香川県最古の特産農産物のひとつとして伝えられています。産地であった塩飽諸島の活性化を目的に、平成 18 年に香川県、丸亀市、JA 香川県が協力し、幻のトウガラシ「香川本鷹」の復活に向けた取り組みがスタートし、平成 19 年に広島と手島で本格的に栽培が再開しました。

⑫ どぜう汁

飯山町を中心とする中讃地域がその発祥といわれており、農作業に精を出した讃岐人のスタミナ食であり、暮らしの中で生まれた素朴な郷土料理です。

⑬ 月菜汁

平成 11 年に市制 100 周年を記念して作られた「城のある町」（作詞作曲さだまさし氏）の歌詞に出てくる「月菜汁」は、実際にはない料理だったため、市民グループによって創作されました。今では新しい郷土料理として親しまれています。

⑭ あんもち雑煮

白味噌仕立ての汁にあん入りの丸餅、家族円満の願いを込めた輪切の大根、金時人参などを入れた雑煮です。正月におせち料理と共に各家庭で食べられます。

### 第3節 丸亀市の行事・事業等

#### (1) 主な年間行事

##### ① 丸亀お城まつり [5月]

「みんなでつくろう みんなのまつり」を合言葉に、まんでガンガン大行進、大名行列、丸亀城下町こだわり大物産展、丸亀お城村、丸亀おどり総おどり大会等が催されます。

##### ② まるがめ婆娑羅まつり [8月]

市内の各ポイントで踊るバサラダンス、夏の風物詩 花火大会など丸亀の夏を彩る熱気あふれるまつりです。

##### ③ 菊フェスティバル あやうたふるさとまつり [10月～11月]

丸亀の秋を代表するまつりで、特設会場に 120 を超えるブースを設ける「焼肉パーティ」は、その場で焼肉を味わうことができます。その他、バザーなど多彩な催しが行われます。

##### ④ 香川丸亀国際ハーフマラソン大会 [2月]

国内外で活躍する選手をはじめ、数千人がエントリーする国際公認大会。スタート・ゴール地点の丸亀競技場「にぎやか村」では、地元物産販売や本場「さぬきうどん」コーナーが設けられます。

#### (2) その他の年間行事

##### ① 丸亀城桜まつり [4月]

##### ② 桃喰うまつり [7月]

##### ③ 正覚院夏まつり [7月]

##### ④ さぬき広島いろは石ウォーク [10月]

##### ⑤ 丸亀城菊花展 [10月～11月]

##### ⑥ お大師参り（本島） [3月]

##### ⑦ お大師参り（広島） [3月]

##### ⑧ 塩飽本島マイペースマラソン大会 [3月]

##### ⑨ 瀬戸内国際芸術祭・ART SETOUCHI

(3) 民間主催イベント

市内では民間が主催するイベントも多く開催されています。定期的で開催されている「通町テラス」や「おしろのまちの市」などは、参加店舗も来訪者も年々増加傾向にあります。各イベントとも趣向を凝らし、場所や客層を意識したデザイン性の高い出店も多く見られます。また、複数のイベントを同時開催して相乗効果を図る組み合わせ事例もあります。

① 通町テラス

丸亀駅と丸亀城をつなぐ「通町商店街」の中で、飲食店の客席を共同で商店街内に設け、立ち飲みが楽しめる新しいスタイルのイベントです。

丸亀地域商社 株式会社 OIKAZE 主催

② おしろのまちの市

高い石垣と小さな天守閣がトレードマークの丸亀城のある「おしろのまち」で開催される「市」です。四国中から心や暮らしが豊かになるようなこだわりのあるモノ・コトを集めたマルシェです。

いち実行委員会主催

## 第4節 市民の文化活動状況

### (1) 丸亀市文化協会

1949年（昭和24）年8月7日に設立され、2021年（令和3年）4月現在、99団体、約2000人余りの会員が健全な郷土文化の創造発展と水準の向上推進に努め、合わせて会員相互の親睦を図ることを目的に文化芸術に関わる幅広い活動を行っています。

#### ① 部門別会員状況（令和3年4月1日現在）

##### ア 展示部門（51団体）

##### ■ 書道（7団体）

No.	団体名	No.	団体名
1	若竹会	5	讃友書道会
2	青雲書道会	6	かな書道青澄
3	蓬萊書道会	7	幸墨会
4	書道研究珊瑚会		

##### ■ 絵画（10団体）

No.	団体名	No.	団体名
1	油絵アコンズ丸亀	6	丸亀アートクラブ
2	萌の会	7	絵画サークル富士美
3	日本画クラブ藍	8	写真団体ゆうなぎ
4	拓墨の会	9	丸亀東ロータリークラブ写真同好会
5	グループ SEN	10	中津万象園

##### ■ 工芸（5団体）

No.	団体名	No.	団体名
1	サヌキ彫り華耀会	4	綾歌町陶芸クラブ
2	丸亀陶芸同好会	5	創作粘土すずらん
3	ちぎり絵想綾会		

■ 華道（8団体）

No.	団 体 名	No.	団 体 名
1	華道家元池坊讃岐支部	5	小原流香川西支部
2	京都嵯峨御流彩の会	6	遠州丸亀支部飯野支所
3	草月流	7	華月流丸亀支部
4	華道一正流	8	あやうた池坊クラブ

■ 茶道（7団体）

No.	団 体 名	No.	団 体 名
1	表千家流茶道表讃会	5	丸亀万象会
2	煎茶安部流洗心会四国支部	6	武者小路千家みなづき会
3	茶道裏千家淡交会丸亀分会	7	茶道裏千家岡田茶道クラブ
4	茶道裏千家淡交会香川青年支部		

■ 文芸（7団体）

No.	団 体 名	No.	団 体 名
1	丸亀市民短歌会	5	丸亀新樹俳句会
2	丸亀市民俳句会	6	福女の会（おたふくの会）
3	丸亀番傘川柳会	7	香川玉藻かるた会
4	丸亀鼓俳句会		

■ 生活文化（7団体）

No.	団 体 名	No.	団 体 名
1	日本将棋連盟亀城支部	5	装道爲定きもの教室
2	丸亀バラの会	6	フローラルアート・華
3	丸亀さつき愛好会	7	丸亀ドイツ兵俘虜楽団の足跡を辿る会
4	丸亀市菊花同好会		

イ 舞台部門（43団体）

■ 洋舞（4団体）

No.	団 体 名	No.	団 体 名
1	近藤バレエ研究所	3	島田創作舞踏研究所
2	東谷バレエスクール	4	エトワールバレエオブアーツ

■ 邦楽（9団体）

No.	団 体 名	No.	団 体 名
1	(社)琴修会丸亀支部	6	グループセーリング
2	大正琴向日葵	7	豊島和恵箏曲研究所（和奏会）
3	城北大正琴クラブ	8	生田流箏曲希香の会
4	正派 まさご会	9	箏貴会池口社中
5	都山流尺八緑青会		

■ 生活文化（3団体）

No.	団 体 名	No.	団 体 名
1	丸亀奇術愛好会	3	丸亀太極拳クラブ
2	瀬戸マジッククラブ		

■ 邦舞（9団体）

No.	団 体 名	No.	団 体 名
1	たちばな会	6	丸亀市民踊を楽しむ会
2	藤衣会	7	丸亀新舞踊亀城会
3	入江流右興会	8	丸亀民謡舞踊同好会
4	入江流新舞踊むつみ会	9	日本舞踊あすなろ会
5	元亜矢女会		

■ 洋楽（9団体）

No.	団 体 名	No.	団 体 名
1	カメラアコーラス	8	丸亀女声合唱団
2	コール・メル	9	綾歌吹奏楽団
3	丸亀コーロ・アニーロ	10	サザンウィンドアンサンブル
4	丸亀市民吹奏楽団	11	丸亀シティフィルハーモニック
5	混声合唱団響		オーケストラ
6	丸亀ハーモニカクラブ	12	コールライオンズ
7	丸亀市少年少女合唱団	13	歌声広場 PASSIONE

■ カラオケ（2団体）

No.	団 体 名	No.	団 体 名
1	くすの葉クラブ	2	綾歌町カラオケ愛好会



■ 伝統芸能（7団体）

No.	団 体 名	No.	団 体 名
1	丸亀民謡同好会	5	詩吟舞水心黎明流丸亀霊鷲会
2	牧野随風会	6	綾歌火天狗太鼓保存会
3	吟道朱山流朱山会	7	亀遊吟詠クラブ
4	水心黎明流高剣霊城会丸亀支部		

(2) 丸亀市文化振興事業協議会

丸亀市民のあらゆる文化活動への参加意欲を高めるとともに、文化振興に寄与することを目的としており、この目的を達成するために「まるがめ文化芸術祭」や若手芸術家に発表と活動の機会を提供する「丸亀市若手芸術家支援事業」など様々な事業を展開しています。

(3) 丸亀シティフィルハーモニックオーケストラ

平成15年（2003年）1月に設立され、令和3年（2021年）4月現在、50人の団員が丸亀市を中心に演奏活動を行っており、丸亀市と近隣市町の住民の音楽文化の発展に寄与することを目的に「わがまちのオーケストラ」として親しまれる楽団を目指し活動をしています。

「まるがめクラシックギャラリーコンサート」を主催し、オペラやバレエ等をテーマに、日頃聴くことのできない魅力的なステージを開催しています。

(4) 丸亀ドイツ兵俘虜楽団の足跡を辿る会

第一次世界大戦時、ドイツ兵の一部が「本願寺塩屋別院（塩屋町）」に収容された際、彼らの音楽活動は始まり、その後の第九初演に繋がっていきます。その足跡を辿り、音楽を通じて世の中に潤いを与えた功績を称え、それを風化させることがないよう丸亀ドイツ兵俘虜楽団の足跡を辿る音楽フェスを開催し、その期間中「ビールとドイツ音楽の夕べ」「まるがめ第九プレコンサート」「まるがめ第九演奏会」等の行事を行っています。

また、行事をとおして、市民文化の向上と市民が主役の文化による人づくり、まちづくりを目指しています。

(5) 丸亀市少年少女合唱団

平成 14 年（2002 年）4 月に設立され、令和 3 年（2021 年）4 月現在、11 人の団員が丸亀市主催事業をはじめ、定期コンサートや香川ジュニアコーラスフェスティバル等の演奏活動により少年少女の音楽に触れる機会を増やし、感受性豊かな人間づくりを目指すとともに、地域住民の音楽文化の振興を図っています。

(6) 丸亀市民吹奏楽団

昭和 58 年（1983 年）5 月に結成され、令和 3 年（2021 年）4 月現在、約 50 名の団員が、市民の情操の育成と、吹奏楽の普及拡大のため中学校のバンドクリニックの実施、各種行事への出演等、地域に根差した活動を行っています。

(7) 丸亀市文化財保護協会

約 120 名の会員が丸亀市内に所在する文化財の保存、保護及び活用に対する市民の関心と意識の高揚を図ることを目的に、県内外の文化財等の視察見学、講演会の開催、文化財の調査研究、資料の作成を行い、文化財愛護思想の高揚と普及に努めています。

(8) コミュニティ活動

市内には 18 箇所のコミュニティセンターと 1 箇所の公民館があります。

各地区のコミュニティセンターでは、教育・福祉、趣味・生活・教養、スポーツ・レクリエーション、芸能・芸術、音楽等の分野において地域ごとの特色のあるサークル活動が多種多様に展開されています。シニア世代をはじめとした各世代において、様々な団体への参加がみられます。

■ 各コミュニティセンターでの活動（\*生涯学習クラブ登録団体数）

No.	施設名	団体数
1	城北コミュニティセンター	17 団体
2	城西コミュニティセンター	16 団体
3	城乾コミュニティセンター	11 団体
4	城坤コミュニティセンター	15 団体
5	城南コミュニティセンター	23 団体
6	土器コミュニティセンター	20 団体
7	飯野コミュニティセンター	7 団体

8	川西コミュニティセンター	12 団体
9	郡家コミュニティセンター	27 団体
10	垂水コミュニティセンター	16 団体
11	本島コミュニティセンター	—
12	広島コミュニティセンター	—
13	栗熊コミュニティセンター	11 団体
14	岡田コミュニティセンター	27 団体
15	富熊コミュニティセンター	6 団体
16	ゆうとぴあ綾歌	13 団体
17	飯山南コミュニティセンター	11 団体
18	飯山北コミュニティセンター	17 団体
19	飯山東小川公民館	8 団体
合 計		257 団体

#### (9) 幼稚園・保育所（園）・認定こども園や小・中学校の文化活動

丸亀市では、平成 27 年度から「丸亀市こども未来計画」をスタートさせ、令和 2 年度に新たに「第 2 期丸亀市こども未来計画」（令和 2 年度～令和 6 年度）を策定しました。

この計画では、「すべての子どもの健やかな育ちを家庭と地域社会が力を合わせて見守り、支えるまち まるがめ」を基本理念としています。

また、子どもが自立した大人へと成長するためには、将来の夢を描き、夢をかなえるために誇りと自信をもって努力を続けること、そして、人を思いやる優しい心と生きる力を育むことが大切とし「基本目標Ⅰ 子どもの健やかな成長を支援します」を掲げ、文化芸術施策は「基本施策 7 人間性や個性を育む環境整備」に位置付けられています。

#### ① 背景

##### ア 乳幼児期

幼稚園・保育所（園）・認定こども園や地域の子育て施設などにおいて、集団の中で生きる力の基盤となる心情、意欲、態度を身につけていきます。

##### イ 就学後

学習や読書活動、スポーツ・文化芸術活動、社会活動などのさまざまな体験活動や、高齢者や外国人など、幅広い世代や地域内外の人々との交流の機会を通じて、規範意識や社会性を育み、人間性や個性を高めていきます。

## ② 今後の方針

- ア 美術館において、子どもたちが楽しみながら文化芸術に親しむワークショップなどを積極的に展開します。
- イ 幼稚園・保育所（園）・認定こども園や小・中学校において、異年齢交流や異学年交流、地域連携を行い、幅広い社会性や豊かな感性を育てます。
- ウ 幼稚園・保育所（園）・認定こども園や小・中学校において、豊かな生活経験を通して、一人ひとりを大切にし、子どもの心身の健やかな成長、発達を図るほか、子どもたちに自己肯定感が育まれるよう、日々の保育や関わりを模索し、実践します。

資料：「丸亀市子ども・子育て支援事業計画 第2期丸亀市子ども未来計画」より抜粋

## (10) 市内における文化芸術に関わる団体等

市内には「学術・文化・芸術・スポーツ」を活動分野とし文化芸術の振興に寄与する特定非営利活動法人が10団体あります。

優れた文化芸術を通して、社会体験や社会参画の機会の充実を図り、子どもと大人が豊かに育ち合える地域社会づくりに寄与する団体や塩飽諸島に関係する人々、引きこもりの人々、心の病に苦しむ子どもたちに対して島民と一体となった様々な福祉とアートに関係する事業を行う団体、土壁や木造建築などの地域で受け継がれてきた伝統技術の存続と普及に寄与する団体等様々な活動が見られます。

No.	団 体 名
1	特定非営利活動法人 丸亀創生塾明倫館
2	特定非営利活動法人 かがわ子育て親育ちの会
3	特定非営利活動法人 ELF 丸亀
4	特定非営利活動法人 土壁ネットワーク
5	特定非営利活動法人 讃岐京極会
6	特定非営利活動法人 咸臨丸・福祉とアート
7	認定特定非営利活動法人 さぬきっずコムシアター
8	特定非営利活動法人 本島町笠島まち並保存協力会
9	特定非営利活動法人 あやうた
10	特定非営利活動法人 さぬき自立支援ネットワーク

資料：「内閣府 NPO ホームページ」より抜粋

## 第4章 本計画の基本理念及び基本方針

第1節 基本理念

第2節 基本方針

第3節 本計画の体系

## 第4章 本計画の基本理念及び基本方針

### 第1節 基本理念

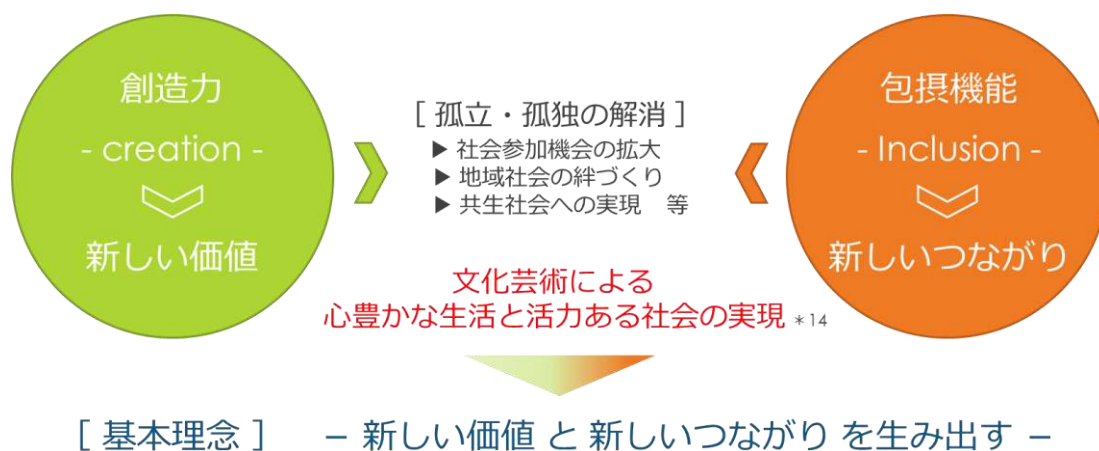
#### 基本理念

－ 新しい価値 と 新しいつながり を生み出す －

前述したように、近年では「孤独・孤立」を起因とした社会問題が深刻化しており、そして、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、これらの社会問題は一層深刻化し、顕在化しています。しかし、これらの問題はそれ以前からのものであり、当面の緊急的な対策に加え、より根本的、根源的で継続的な対策が必要とされています。

このような社会情勢の中、人々のよりよい生き方や暮らしに対する支援のありようが問われており、文化芸術に対しては、成熟社会における市民生活の向上に寄与する役割が求められています。

そこで、本計画では、文化芸術の持つ「多様な価値観を生み出す力、予測不可能な社会変化に対して自ら考える力、人の気持ちが分かる共感力としての『創造力』(本質的な価値)(\*12)」と「違いある人たちを、違いを尊重したまま受け入れる。違いを受け入れ、人と人が繋がる『包摂機能』(社会的・経済的価値)(\*13)」という2つの機能により、社会全体における「孤独・孤立」の解消に向けたアプローチを行うことで「文化芸術による心豊かな生活と活力ある社会の実現」(\*14)へと繋げていきますことから、本計画の基本理念を「－ 新しい価値 と 新しいつながり を生み出す －」と設定します。



(\*14) 「文化芸術基本法第1条」

(\*12) 創造力

本質的価値



いま、求められる役割...

- ▶ 多様な価値観を生み出す力
- ▶ 予測不可能な社会変化に対して、  
自ら考える力
- ▶ 人の気持ちが分かる、  
共感力

(\*13) 包摂機能

いま、求められる役割...

- ▶ 違いある人たちを、  
違いを尊重したまま  
受け入れる
- ▶ 違いを受け入れ、  
人と人が  
繋がる

社会的・経済的価値



## 第2節 基本方針

前頁で掲げた基本理念を実現するために、以下のとおり「基本方針」を設定します。

### (1) 基本方針1 市民主体の文化芸術の推進

誰もが等しく、気軽に文化芸術活動に参加することができるよう、市民の様々な交流の場や学びの機会を創出します。

地域コミュニティを担うのは一人ひとりの市民です。主体的な市民の文化芸術を通じた活動が、ひいては豊かな地域社会の形成につながります。

### (2) 基本方針2 多様な文化芸術の創造

質の高い芸術に触れ、美しさを楽しむ、アーティストの生き様や作品から未知の文化や多様な価値観に触れ、想像力と感性を磨くことができる環境をつくり、新たな文化芸術が循環的に創造されるまちを目指します。

### (3) 基本方針3 文化芸術を生かしたまちづくり

文化芸術を通じて、多様性を受け入れ、共生していくことのできるまちづくりを推進できるよう、文化芸術が生み出す価値と福祉、教育、まちづくり、国際交流、観光、産業等の関連分野との有機的に連携した取組を行います。

また、市内に残されている文化資源を活用した都市ブランディングを推進するとともに、城下町に育まれた丸亀市としての文化的なまちづくりを目指します。

### (4) 基本方針4 歴史・文化の継承

独自の風土に生まれ、暮らしの中に根づいた文化が、市民の心の拠りどころとなるよう、先人から引き継いできた貴重な財産である丸亀市の伝統文化が着実に保存・活用・継承され、それぞれの地域に根差した伝統文化の普及・継承・発展が持続的に行われる地域づくりを目指します。

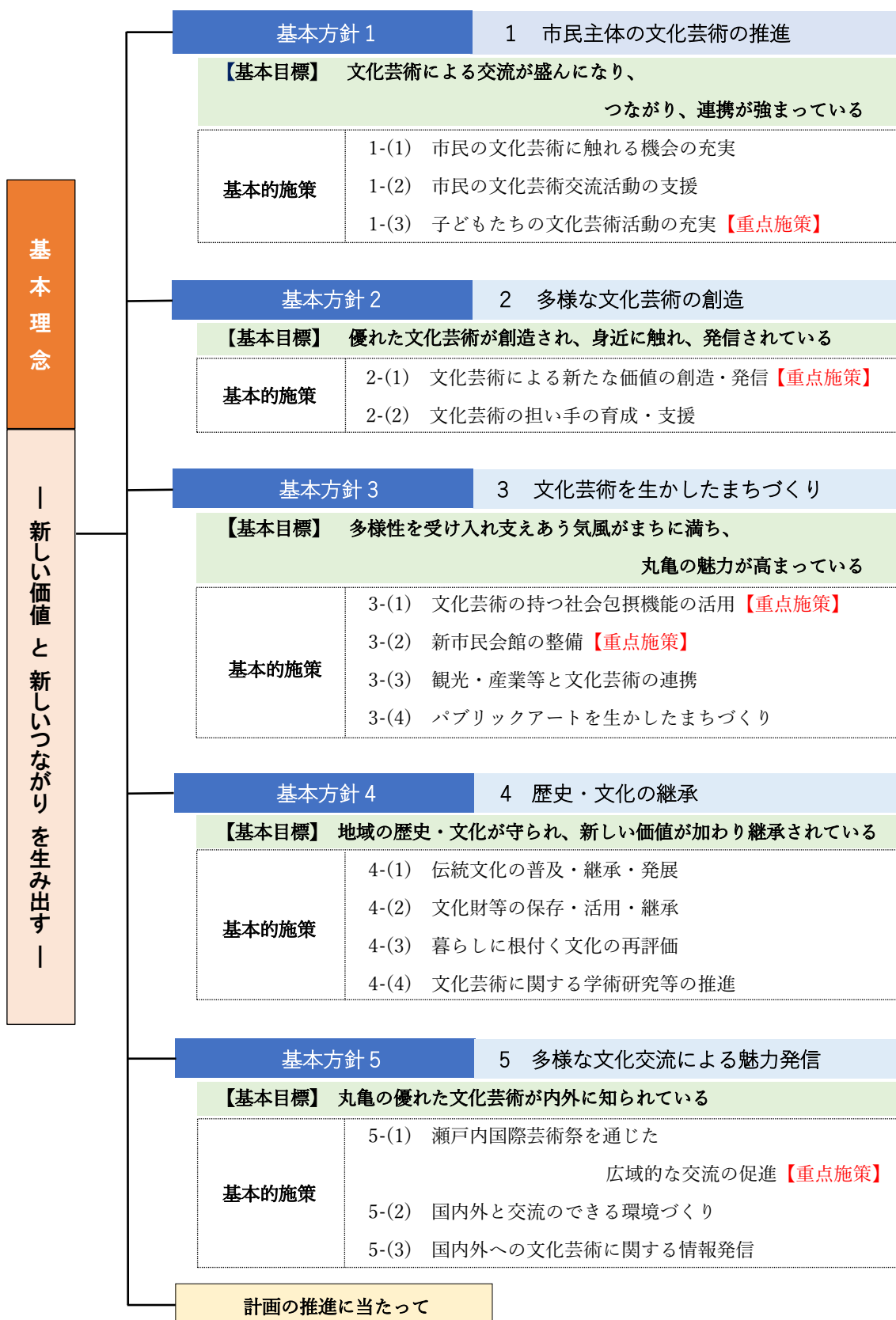
また、これまで蓄積されてきた文化芸術全般に関わる研究成果を生かした取組を行います。

### (5) 基本方針5 多様な文化交流による魅力発信

国内外に魅力あふれる丸亀市の文化芸術が発信されるよう、塩飽諸島と美しい瀬戸内海に面するまちの魅力を生かし、広域的な文化交流活動の基点が形成され、海外の人々との多様な文化交流が行われる創造都市を目指します。



第3節 本計画の体系





## 第5章 本計画の基本目標及び基本的施策と主な取組

- 第1節 基本目標と基本的施策
- 第2節 基本方針1 市民主体の文化芸術の推進
- 第3節 基本方針2 多様な文化芸術の創造
- 第4節 基本方針3 文化芸術を生かしたまちづくり
- 第5節 基本方針4 歴史・文化の継承
- 第6節 基本方針5 多様な文化交流による魅力発信

## 第5章 本計画の基本目標及び基本的施策と主な取組

### 第1節 基本目標と基本的施策

前章の5つの基本方針の達成を目指すため、それぞれの基本方針に対し、次の5つの「基本目標」を設定し達成すべき状態を明確にします。さらに、5つの基本目標を実現するために、各「基本的施策」に取り組むことにより、基本理念「－新しい価値と新しいつながりを生み出す－」が達成されることとなります。

なお、特に重点的に取り組むべき基本的施策については「重点施策」として設定します。

#### (1) 基本方針1

**【基本目標】**文化芸術による交流が盛んになり、つながり、連携が強まっている

**【基本的施策】** 1-(1) 市民の文化芸術に触れる機会の充実

1-(2) 市民の文化芸術交流活動の支援

1-(3) 子どもたちの文化芸術活動の充実 **【重点施策】**

#### (2) 基本方針2

**【基本目標】**優れた文化芸術が創造され、身近に触れ、発信されている

**【基本的施策】** 2-(1) 文化芸術による新たな価値の創造・発信 **【重点施策】**

2-(2) 文化芸術の担い手の育成・支援

#### (3) 基本方針3

**【基本目標】**多様性を受け入れ支えあう気風がまちに満ち、

丸亀の魅力が高まっている

**【基本的施策】** 3-(1) 文化芸術の持つ社会包摂機能の活用 **【重点施策】**

3-(2) 新市民会館の整備 **【重点施策】**

3-(3) 観光・産業等と文化芸術の連携

3-(4) パブリックアートを生かしたまちづくり

#### (4) 基本方針4

**【基本目標】**地域の歴史・文化が守られ、新しい価値が加わり継承されている

**【基本的施策】** 4-(1) 伝統文化の普及・継承・発展

4-(2) 文化財等の保存・活用・継承

4-(3) 暮らしに根付く文化の再評価

4-(4) 文化芸術に関する学術研究等の推進

#### (5) 基本方針5

**【基本目標】**丸亀の優れた文化芸術が内外に知られている

**【基本的施策】** 5-(1) 瀬戸内国際芸術祭を通じた広域的な交流の促進 **【重点施策】**

5-(2) 国内外と交流のできる環境づくり

5-(3) 国内外への文化芸術に関する情報発信

## 第2節 基本方針1 市民主体の文化芸術の推進

### (1) 基本目標

市民主体の文化芸術の推進のためには、将来的な中間支援組織の育成も見据えたうえで、文化芸術に関わる若い世代の人材の確保や育成等が不可欠となっています。育った人材が主体となって牽引する交流の機会の増加に努めるとともに、交流に参加する市民一人ひとりの意識も育てていきます。

文化芸術による交流が盛んになり、つながり、連携が強まっている

### (2) 基本的施策

- 1-1(1) 市民の文化芸術に触れる機会の充実
- 1-1(2) 市民の文化芸術交流活動の支援
- 1-1(3) 子どもたちの文化芸術活動の充実【重点施策】

#### 1-1(1) 市民の文化芸術に触れる機会の充実

##### ■ 施策概要

市民の自主性を尊重し、市民が文化芸術に触れる機会の充実を図るための環境づくりを進めます。また、市民が主体的に学習・研究・自己啓発活動に取り組める機会の充実を図り、市民主体による文化芸術の推進につながる土壌づくりを進めます。

##### ■ 主な取組

#### ① 誰もが文化芸術に触れる機会の充実

誰もが文化芸術を鑑賞又は参加し創造することができるような環境整備が必要です。子どもから高齢者、障がいのある方、経済的な状況等に関わらず、誰もが文化芸術に関心や理解を深め、創造性や自己啓発の醸成につながる機会の充実を図ります。

また、文化芸術活動で顕著な成果を収めた人や団体、推進に寄与した人や団体に対して表彰を行います。



「芸能フェスタ丸亀」

## ② 文化芸術活動の情報の収集と発信

市内の文化芸術に関わる施設の活動内容・場所等、文化芸術に関する情報をまとめ、市民が気軽に文化芸術活動に関わる情報に接する仕組みづくりに取り組みます。



「マルタス HP」



「丸亀市文化協会 HP」



「まるがめ文化芸術祭の紹介」

## ③ 多様な文化芸術活動の場づくり

「丸亀市猪熊弦一郎現代美術館」「綾歌総合文化会館」を始めとする公共施設のほか、その他の施設等の有効活用をはじめ、屋内外での音楽やダンス、伝統芸能の演舞等、文化芸術活動の多様な場を提供し、その活動が持続的に行われる環境整備を図ります。

また、市民の文化芸術活動に対する支援等、新たな仕組みづくりに取り組みます。



「+MIMOCA（ゲートプラザ文化発信プロジェクト）」



中心市街地活性  
「歴史的建造物」活用事業

1-(2) 市民の文化芸術交流活動の支援

■ 施策概要

文化芸術活動を行う市民や事業者、丸亀市文化協会等の文化芸術団体が市内には多く存在しています。文化芸術活動を行う者や団体同士など様々な交流の機会を通して、市民の創造性を育み、新たな文化的価値を創造する環境づくりを推進します。

■ 主な取組

① 文化芸術に関わる多様な交流の場づくり

文化芸術の創造性をたゆまなく育むには、多くの市民が様々な機会を通して語り、交流する場が大切です。

文化芸術に関わる市民相互の交流や芸術家同士の交流、更には市民と芸術家の交流など、自由な発想で対話ができ、市民一人ひとりが主体となれる「場」が構築される環境づくりを推進します。

なお、まちづくりの拠点として新たに整備された「丸亀市市民交流活動センター」と連携し取組を進めます。



「HOT サンダル」



「丸亀市市民交流活動センター連携事業」

② 多岐にわたる文化芸術活動に携わる団体間交流の支援

市民の文化芸術活動は、伝統芸能、伝統工芸、伝統行事、食文化、音楽や美術等の芸術、芸能、生活文化など多岐にわたります。異なる分野の様々な立場の団体が交流することは、文化芸術に関する多様な創作方法や新たな発想を生み出す場となり、市民同士の文化的な交流が期待されることから、その支援のあり方について検討を進めます。



「まるがめ文化芸術祭事業」



「市民が主役の舞台芸術発表・冬の祭典」

## 1-(3) 子どもたちの文化芸術活動の充実 **【重点施策】**

### ■ 施策概要

文化芸術を通して未来を担う子どもたちの豊かな感性や創造性を育み、本市の個性豊かな文化芸術の継承・発展・創造のために、乳幼児・児童・生徒等、それぞれの成長過程に応じた文化芸術と触れる多様な機会を創出できるよう施策を展開します。

### ■ 主な取組

#### ① 子どもたちが文化芸術に触れる多様な機会の創出

身近な文化や伝統行事に親しみ、異なる文化芸術に触れる活動を通して、人と人のつながりや相互理解の意識などが養われます。

優れた文化芸術に幼児期から親しみ、豊かな感性と創造力を育むため、「キッズアーティスト全員集合」や「丸亀市少年少女合唱団定期コンサート」また、文化団体や市民活動団体等が実施する子どもを対象としたプログラム等、文化芸術に対する興味や関心を持つような鑑賞機会や創作・体験の機会の創出や情報発信を含めた環境づくりに取り組みます。



「丸亀市少年少女合唱団定期コンサート」



「丸亀吹奏楽フェスティバル」

#### ② 子どもたちの成長過程に応じた文化芸術に関わる施策展開

子どもたちの成長過程に応じた文化芸術に触れる機会を提供することは、子どもたちの体験を豊かにし、文化芸術に関心や理解を深めることに加えて、文化芸術への継承・発展の意識を育むことにもつながります。

なお、教育委員会を始めとする関係部署、文化団体や市民活動団体等との連携により一層、内容を充実させ実施体制の強化に努めます。



「こどもミモカ」



文化庁事業「文化芸術による子どもの育成事業」



### 第3節 基本方針2 多様な文化芸術の創造

#### (1) 基本目標

心の豊かさや組織の魅力・活力を高めるため、アーティストや作品を積極的に受け入れ、誰もが文化芸術を創造し、気軽に触れて楽しむことのできるまちづくりを推進します。

また、各施設においては、その機能の位置付けを明確にするとともに（「第3章 第2節 ⑦-ア 施設の概要」参照）、市内全域で優れた文化芸術を身近に触れられるということに重点を置き、鑑賞や創造する機会の充実を推進します。

優れた文化芸術が創造され、身近に触れ、発信されている

#### (2) 基本的施策

- 2-(1) 文化芸術による新たな価値の創造・発信 **【重点施策】**
- 2-(2) 文化芸術の担い手の育成・支援

#### 2-(1) 文化芸術による新たな価値の創造・発信 **【重点施策】**

##### ■ 施策概要

「丸亀市猪熊弦一郎現代美術館」や「丸亀市綾歌総合文化会館」等では、様々な文化芸術事業が展開されています。

これらの文化芸術に関係する施設については、市民やアーティストなどの様々な主体が集い、交流し新たな価値を創造・発信する施設として、連携・役割分担等により効果的に活用できる環境づくりに取り組みます。

##### ■ 主な取組

#### ① 「丸亀市猪熊弦一郎現代美術館」を中核とした環境づくり



「丸亀市猪熊弦一郎現代美術館」

撮影：増田好郎

「丸亀市猪熊弦一郎現代美術館」は、猪熊画伯の画業を末永く顕彰するとともに、市民自らが学び、創造し、生活の中に美術を取り入れることができるよう、猪熊画伯の精神を生かした多彩かつ充実した事業を行い、常に新しいものを積極的に紹介する「現代美術館」として、美術の分野から地域文化の発展を育んでいく重要な施設です。

「第2次丸亀市猪熊弦一郎現代美術館運営ビジョン」に定める、「理念」と「基本方針」に基づく取組を進めることにより、丸亀市の都市ブランディングと文化芸術の更なる推進につなげます。

## ② 優れた文化芸術を身近に触れ楽しむことができる環境づくり

優れた文化芸術には、これまでにない新しいものの見方や考え方があります。

「丸亀市猪熊弦一郎現代美術館」での質の高い展覧会や多彩なプログラムや「丸亀市綾歌総合文化会館」の大ホールを中心とした舞台芸術やコンサート等を通じ、豊かな感性と創造力、多様なものへの寛容性を育みます。

## 2-(2) 文化芸術の担い手の育成・支援

### ■ 施策概要

文化芸術の社会的役割が高まるなか、専門的スキルをもつ芸術家が創作活動に持続的に取り組むための包括的な環境づくりに注力します。また、様々なジャンルの若手芸術家や団体が交流し、新たな価値を創出するための情報を共有する場づくりなどの環境づくりを進めます。

### ■ 主な取組

#### ① 若手芸術家の発表の機会の創出

若手芸術家に対し、多様な発表の機会を創出し、多くの市民に文化芸術を身近に感じてもらい、同時に芸術家自身の創造の場となるような環境づくりに取り組みます。



「若手芸術家支援事業」

#### ② 活動の支援と環境整備

文化芸術活動に携わる者に対し、登録制度等による新たな活動支援に取り組みます。また、創作活動を通じた芸術家と児童・生徒等との交流や、様々なジャンルの芸術家や団体同士が連携する環境づくりに取り組みます。

③ 「丸亀市猪熊弦一郎現代美術館」における人材育成

---

「丸亀市猪熊弦一郎現代美術館」の専門性の高い組織を生かし、博物館実習等により美術領域の学芸員の育成やアートマネジメント等の教育機関の人材育成に取り組みます。

また、職場体験や美術館の仕事を子どもたちに紹介する取組なども積極的に行い、美術の振興に資する社会的な活動や公益的な活動に取り組みます。

## 第4節 基本方針3 文化芸術を生かしたまちづくり

### (1) 基本目標

文化芸術を通じて、地域が様々な人々から成立していることを理解し、違いを受け入れ、共生していくことのできるまちづくりを進めます。まちの組織の中には多様な人々がいて、共感を育みながら違いを乗り越えていく習慣がまちの中に根づけば、まちや組織の活力となります。

多様性を受け入れ支えあう気風がまちに満ち、丸亀の魅力が高まっている

### (2) 基本的施策

- 3-(1) 文化芸術の持つ社会包摂機能の活用 **【重点施策】**
- 3-(2) 新市民会館の整備 **【重点施策】**
- 3-(3) 観光・産業等と文化芸術の連携
- 3-(4) パブリックアートを生かしたまちづくり

#### 3-(1) 文化芸術の持つ社会包摂機能の活用 **【重点施策】**

#### ■ 施策概要

文化芸術は、子どもから高齢者まで、障がいのある方や在留外国人、社会的に孤立し、又は困難を抱えている人々等、誰もが社会参加の機会をひらく社会的基盤ともなり得るものであり、昨今、そのような文化芸術の持つ社会包摂機能が注目されています。

文化芸術に備わる特性により、誰かとつながることで、社会的課題の緩和や解決に向けて取り組む継続的な活動として、文化芸術の持つ社会包摂機能を活用し、教育や福祉等の分野と連携・協力する環境づくりを推進します。

#### ■ 主な取組

##### ① 教育や福祉等との文化芸術を通じた連携

文化芸術と教育分野及び福祉分野が関わる既存施策については、文化芸術が持つ「社会包摂機能」の観点から再評価し、芸術家や実演家などの専門家や既に支援活動を行っている団体との連携のあり方、部署間の施策連携などの取組を検討します。

##### ② 「丸亀市猪熊弦一郎現代美術館」「丸亀市綾歌総合文化会館」における

##### 社会包摂機能を生かした取組

「丸亀市猪熊弦一郎現代美術館」「丸亀市綾歌総合文化会館」では、地域のつながりの醸成や孤立しがちな人々の社会参加の基盤となる交流事業等の展開により、文化芸術の持つ社会包摂機能を生かした取組を進めます。



「課題解決型ワークショップ」



「+MIMOCA」

### ③ 社会的処方に向けた取組の検討

近年、医療や福祉の現場では薬や給付などの対症療法が一般的であるのに対し、「健康の社会的決定要因」に着目し、病気の人を文化芸術や同じ病気の患者団体等につないで、孤独や孤立などの生活環境を改善しようという社会的処方の浸透が、一歩踏み込んだ支援になると期待されています。

薬ではなく社会的なつながりや活動を紹介（処方）するなどして治療しようという社会的処方に向けた取組について、本市の実情に即した検討を進めます。

### 3-(2) 新市民会館の整備 **【重点施策】**

#### ■ 施策概要

「(仮称) みんなの劇場整備基本構想」「(仮称) みんなの劇場整備計画」を基に、文化芸術の活動拠点としてだけでなく、児童館や生涯学習機能を備えた複合施設として、着実に整備を進めるとともに、ランニングコストも含めた持続可能な運営方法の検討を進めます。

#### ■ 主な取組

##### ① 新市民会館の整備に向けた「実施設計」「管理運営計画」の策定

「実施設計」終了後、工事に着工します。また、「管理運営計画」を策定します。

##### ② 車座集会

地域の現状と課題、潜在的なニーズを把握し、新市民会館に必要な機能を模索します。

##### ③ 講演会

文化芸術の役割、新市民会館のあり方、注目すべき社会課題との関わりなど様々なテーマで実施し、市民の主体的な学びの場を設定します。

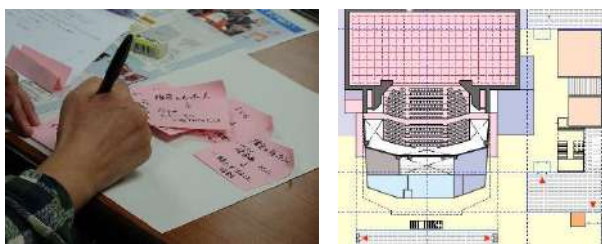
##### ④ ワークショップ

###### ア 課題解決型ワークショップ

地域の課題解決に向けたアクティビティを検討するとともに、具体的にその変化や成果を市民が体感できるようなワークショップを実施します。

###### イ 新市民会館を考えるワークショップ

地域課題の解決に向けた活動や学びの場に主体的に関わる人材を発掘します。



##### ⑤ 社会的インパクト評価

新市民会館の設置目的や実施事業に即したロジックモデル及び成果指標の設定と確認を行います。

##### ⑥ 文化芸術推進サポーター養成

丸亀市の文化の特徴を再認識する機会や、楽しく学ぶ場として、利他的な活動や協働への理解を深める講演会やワークショップを開催します。

3-(3) 観光・産業等と文化芸術の連携

■ 施策概要

市内では、丸亀うちわ、一貫張り等の伝統工芸品が生産されています。伝統工芸品は文化資源としての側面と、ものづくり・地場産業としての側面があり、文化資源の面では、消費者嗜好や価値の多様化から再び文化資源として再評価される時代を迎えつつあります。

観光やものづくりなどの産業と文化芸術がもつ潜在力との有機的な連携により、市の付加価値や魅力を向上させ、地域活性化に資する環境づくりを進めます。

■ 主な取組

① 丸亀うちわとの多面的振興

丸亀うちわについては、「うちわの港ミュージアム」「うちわ工房「竹」」を拠点に、展示、体験、販売事業を展開し、伝統文化の継承・発展と伝統工芸産業の振興の両面から支援を行っています。

今後の展開については、香川県うちわ協同組合連合会との連携（情報発信、技術力、商品開発、企画・デザイン等）を図ることで、文化的側面と産業的側面の両方向からの産地形成に向けた環境整備を進めます。



「丸亀市うちわ産業発展支援事業補助金」

## ② 日本遺産「石の島」の推進

令和元年（2019年）に丸亀市、笠岡市、土庄町、小豆島町の4つの市町にまたがる石の島のストーリーが、日本遺産「知ってる!?悠久の時間が流れる石の島～海を越え、日本の礎を築いたせとうち備讃諸島～」として認定されました。丸亀市は、香川県の海岸線側ほぼ中央に位置し、早くから物資の集散地、また、海上交通の要衝として発展してきました。石の産地としての豊かさに支えられた産業と生活文化を市民で共有し、歴史的背景などの理解をより深めることにより、更なる魅力の発見につながります。



「学習まんが制作事業」



「公開ワークショップ推進事業」

### 3-(4) パブリックアートを生かしたまちづくり

#### ■ 施策概要

パブリックアートとしての彫刻やモニュメントなどの設置は、身近にアートを感じ、魅力あふれる都市空間の創出につながります。

これまでの歴史の中で、時間をかけて形成されてきた丸亀のまちの魅力に、パブリックアートという要素を加え、丸亀の個性を磨き高めることで、安らぎと賑わいのあるまちづくりに取り組みます。

#### ■ 主な取組

##### ① パブリックアートを生かした地域・地区の環境づくり

公園や街路など屋外の公共的な空間におけるパブリックアートとしての彫刻などの設置のあり方について、都市景観や周辺環境への配慮などの基本的な方針を示すとともに、これに沿って新たな作品の設置や既存作品の再配置などを進めることで、調和のとれた潤いと安らぎを感じる都市空間の創出と、賑わいある魅力的なまちづくりにつながります。



「丸亀駅前広場」

撮影：増田好郎



## 第5節 基本方針4 歴史・文化の継承

### (1) 基本目標

市内には、海・山・川など豊かな自然の恵みが数多く残されており、歴史にも大きな影響を及ぼしています。自然とともに暮らしてきた人々は、自然を信仰の対象とし、多くの祭礼・民俗行事を歴史文化として受け継いできました。

これらの歴史文化を保存継承するとともに新しい価値を加え活用することで、先進的な取組を進めます。

地域の歴史・文化が守られ、新しい価値が加わり継承されている

### (2) 基本的施策

- 4-(1) 伝統文化の普及・継承・発展
- 4-(2) 文化財等の保存・活用・継承
- 4-(3) 暮らしに根付く文化の再評価
- 4-(4) 文化芸術に関する学術研究等の推進

#### 4-(1) 伝統文化の普及・継承・発展

##### ■ 施策概要

伝統文化は、アイデンティティの醸成や地域のつながりに寄与することから、地域の伝統文化への支援や多様な主体が関わる環境づくりなどの取組を通して、地域に根差した伝統文化の普及・継承・発展を推進します。

##### ■ 主な取組

#### ① 伝統文化に触れる機会の創出

地域に伝わる誇りある伝統文化を次世代へ受け継いでいくためには、より多くの市民が伝統文化の魅力を感じ、その価値を認識することが重要です。

本市の文化に関する施設等での事業展開をはじめ、伝統文化の講座やワークショップの開催、若い世代など普段なじみのない人が伝統文化に身近に触れる機会の充実を図ります。



「まるがめ第九演奏会」



国事業「伝統文化親子教室」

## ② 地域に受け継がれる伝統文化への支援

地域の伝統文化の保存・継承に取り組む自治会や団体の活動に対する支援を始め、コミュニティセンターでのサークル活動団体が地域の祭りや年中行事へ積極的に関わる環境づくりなど、貴重な地域の伝統文化を次世代へ受け継いでいくための様々な支援のあり方について検討します。



「丸亀ふるさと味な祭り」

## ③ 学校との連携を通じた伝統文化の普及・継承・発展

伝統文化の普及・継承・発展に当たっては、学校との連携は大きな位置を占めることから、伝統文化の継承を担う活動を行う団体とも連携し、その環境づくりに取り組めます。



「うちわに描こう絵画展」

## ④ 魅力ある文化資源の継承

丸亀市には、丸亀うちわや一貫張、青木石等の魅力ある伝統工芸品等があります。現在、後継者がいないなど継承の危機とされながらも、丸亀うちわの生産量は、全国シェアの90%を占めています。これらの、伝統工芸品等の魅力を伝えながらも、継承のための新たな取組を検討します。



国の伝統的工芸品「丸亀うちわ」支援事業  
丸亀うちわ技術技法講座

#### 4-(2) 文化財等の保存・活用・継承

##### ■ 施策概要

市内には、国指定史跡「丸亀城跡」「塩飽勤番所跡」「快天山古墳」や重要文化財「丸亀城天守」「丸亀城大手一の門、二の門」、重要伝統的建造物群に選定された「丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保存地区」を始め、国、県、市指定の文化財や登録文化財等、様々な分類の文化財が多数存在しています。

また、国県市指定文化財以外にも、多くの未指定の文化資源が数多く現存しています。貴重な文化財等を後世へ継承するとともに、周辺環境を含め適切に活用していくための体制づくりを進めます。

##### ■ 主な取組

###### ① 調査研究と保存による文化財等の継承

文化財等の価値の顕在化のために、継続的に調査研究を進めます。また、日常点検を行う等、状態の把握を行い、傷んだ箇所は早期に修理を実施する等の適切な保存に努め、文化財等を次世代に継承します。

###### ② 文化財等の活用の充実

文化財等の価値を身近に感じることができるよう、学校と連携した学校教育や出前講座を利用した生涯学習の充実に努め、一般に公開することで歴史資源や観光資源としての活用を図ります。

###### ③ 保存・活用につなげる整備や情報提供の実施

文化財等の保存・活用を充実させるためには、専門職の育成や周辺環境整備を行うことが必要になります。価値の保存と安全性や利便性のバランスが取れた整備に努めます。

また、発掘調査時の現地説明会や文化財等の公開展示を行うとともに、広報やホームページやイベント等を通して、文化財等に関する情報提供に取り組みます。

###### ④ 地域による保存・活用・継承

市民が地域固有の文化を学び、理解することは、地域に対する誇りや愛着を深め、ひいてはアイデンティティの醸成につながります。市民が主体的に、身近な文化資源の保存・活用・継承に取り組める機会の創出に努めます。

また、ボランティア、まちづくり市民活動団体など、地域との関係性を重視した活用のある方について検討を進めます。

#### 4-(3) 暮らしに根付く文化の再評価

##### ■ 施策概要

地域特有の文化的背景をもつ食文化等の暮らしに根付く文化は、形式を変えながらも脈々と息づいています。民俗文化を含め、暮らしに根付く文化を現代の暮らしの中で再評価し創意工夫することで、地域のコミュニティづくりに有効活用します。

##### ■ 主な取組

###### ① 丸亀の食文化の再評価と普及

月菜汁やあんもち雑煮など、「農業」「食文化」「地域」の連携による取組や、幼稚園・保育所（園）・認定こども園や小・中学校において、幼少期から地元食材や伝統料理の文化・歴史的背景を紹介する等、食育推進への取組も見られます。

日常生活における食文化の価値や魅力について再評価を行い、世代間交流や地域コミュニティの活性化につながる取組や、学校給食等を通し、子どもたちが食文化に触れる機会の充実を図ります。



写真（左）「給食メニュー」

写真（右）「郷土料理教室」

###### ② 伝統的行事の再評価

地域に伝わる生活に根差した伝統的行事について、現代に即した視点から、その価値や魅力について再評価を行い、世代間交流や地域コミュニティの活性化につながる取組を進めます。



写真（左）「無形民俗文化財保存会補助事業」

写真（右）「八朔だんご馬づくり見学会（コミュニティセンター）」

4-(4) 文化芸術に関する学術研究等の推進

■ 施策概要

丸亀市が所蔵する歴史資料や美術作品等の蓄積された成果について、大学機関の専門家や民間の研究者、多くの市民が本市の歴史や美術等に関心を高め、市民の共通の財産として文化芸術の継承・発展に寄与するための学術研究の推進を図ります。

■ 主な取組

① 文化芸術に関わる調査・研究成果の公開

歴史資料や美術作品等については、調査・研究等の公開をさらに充実させ、市民を始め次世代を担う子どもたちが丸亀の歴史や美術等に触れ合い、学び、創造性を育む環境整備に取り組みます。



「常設展（MIMOCA）」



「常設展（資料館）」

② 文化芸術に関する調査・研究成果の活用

歴史資料や美術作品等の調査・研究成果については、市民からの要望に応え、講座や講演会を地域に出向いて行う「出前講座」や文化財関連の現地研修や体験学習を行う「文化財体験学習」、ボランティアガイド、まちづくり市民活動団体等において活用されるよう取り組みます。



「文化財体験学習」

## 第6節 基本方針5 多様な文化交流による魅力発信

### (1) 基本目標

名所旧跡のみならず、私たちにとって「普通」の景観や暮らしぶりが外部の人々を惹きつけるようになっていきます。地域の自然・歴史・伝統・文化など受け継いできたものの中に、「新たな資源」を見だし、個々の資源をつなげることにより「新たな価値」を生み出すこともできます。

地域固有の資源をさらに磨き、つながりを強化するとともに、広く伝えていくことは、来訪者の市内での滞在日数と時間を増やすことにつながることから、観光分野との連携を図り効果的な情報発信に努めます。

また、市の文化芸術の魅力を地方創生の核となる若い世代を中心に伝えるための情報発信のあり方についても検討します。

丸亀の優れた文化芸術が内外に知られている

### (2) 基本的施策

- 5-(1) 瀬戸内国際芸術祭を通じた交流の促進 **【重点施策】**
- 5-(2) 国内外と交流のできる環境づくり
- 5-(3) 国内外への文化芸術に関する情報発信

5-(1) 瀬戸内国際芸術祭を通じた交流の促進 **【重点施策】**

■ 施策概要

瀬戸内国際芸術祭を通じた近隣市町村や周辺島しょ部との多様な文化交流により、互いの文化を尊重しながら良い影響を与え合う環境づくりを進めます。

■ 主な取組

① 瀬戸内国際芸術祭を活かした本土や周辺島しょ部との連携

地域の文化資源を活用した現代アートの展示やイベントを活用し、持続的な地域振興や観光振興に取り組みます。

また、本土や塩飽諸島としてのつながりを持つ周辺島しょ部との連携を進めます。



## 5-(2) 国内外と交流のできる環境づくり

### ■ 施策概要

グローバル化が進展する中で、それぞれの地域の異なる文化と接することは、市民のまちへの愛着や誇りの醸成につながり、子どもたちの将来のためにも意義のあることです。

国際情勢が常に変化する中であっても、文化交流を通し、長年築いてきた友好都市・姉妹都市とのつながりをより一層確かなものとする取組を進めます。

また、中長期的な視点を持って、アジア諸国をはじめとした海外との新たな文化芸術を通じた国際交流ができる環境づくりを進めます。

### ■ 主な取組

#### ① 国内外の芸術家・団体との文化芸術を通じた交流

「丸亀市猪熊弦一郎現代美術館」「瀬戸内国際芸術祭」等では、国内外から芸術家やパフォーマー等を招集し、多様な展覧会や作品の制作や発表、ワークショップ等の取組を行っています。

国内外の芸術家・団体と地域住民との交流の促進や、新たな文化芸術を創造する環境づくりに取り組みます。

また、中長期的には、大学等との専門機関とも連携を図りつつ、国際的な共同創造の発信拠点となる環境づくりを進めます。



「海外アーティストの招聘（瀬戸内国際芸術祭）」

#### ② 市内在住外国人との文化芸術を通じた交流

外国人在住者の増加が予想されることから、市民相互に理解を深めるための講座を開設する等、創造的な文化的交流が生まれる環境づくりに取り組みます。





「異文化理解講座（国際交流協会）」

### ③ 姉妹都市等との文化芸術を通じた交流

丸亀市は、「張家港市（中華人民共和国江蘇省）」と「友好都市」、「サンセバスティアン市（スペインギブスコア県）」と「姉妹都市」提携を結び、国際交流・都市間交流を行っています。

また、市民の交流と観光振興の推進を目的に「石川県七尾市」と「親善都市」、「秋田県由利本荘市」と「友好都市」、「北海道京極町」と「親子都市」提携を結んでいます。

グローバル化が進展する中、草の根的な都市間交流の重要性が増すことから、これまでの文化と平和交流を基軸としつつ、より一層交流の展開を図るため、文化芸術の多様な分野に交流が拡大するよう取り組みます。



「張家港市交流事業」



「サンセバスティアン市交流事業」

## 5-(3) 国内外への文化芸術に関する情報発信

### ■ 施策概要

情報通信技術の進歩を背景に、その利活用が大きなウエイトを占める時代です。

歴史とともに歩んできた丸亀独自の文化芸術を国内外へ発信することによって、市民の地元への愛着と誇りを育み、併せて国内外に対する認知度の向上を図ることで、文化芸術の活動及びその資源が持続的に支えられる機会を創出します。また、多様な媒体の活用による情報発信及び情報の集積、集積されたデータの調査・分析による関連分野への活用など、丸亀の更なる魅力向上につながる取組を進めます。

### ■ 主な取組

#### ① 魅力ある情報発信

インターネット等の多様な媒体を活用し、幅広い世代に向けた魅力あるコンテンツの効果的な発信に努めます。また、海外を含めた多くの人に丸亀の文化芸術の情報に触れてもらうため、外国語に対応した情報発信に努めます。

また、文化財、観光地、物産等について県内外に紹介、宣伝する「丸亀市観光親善大使」との連携による情報発信にも取り組みます。



「丸亀市観光親善大使」



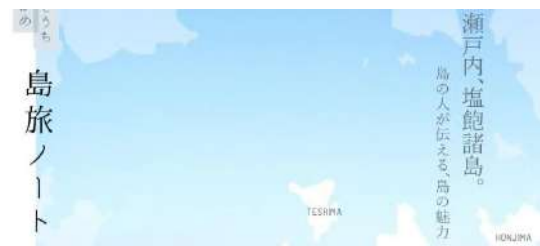
「マルカメラ」

#### ② 文化芸術情報のアーカイブ活用

各種アート、文化財、伝統芸能、伝統工芸、日本遺産、祭り、イベント等、文化芸術に関する情報発信を行うと同時に、誰もが理解しやすいよう留意しながら、それらの情報についてインターネット等を活用してネットワーク化、アーカイブ化するなど、保存、展示、国内外への発信等を推進します。



「丸亀散歩（観光協会）」



「島旅ノート」

## 第5章 本計画の基本目標及び基本的施策と主な取組



「MIMOCA マガジン」



「せとうち石の島 (ガイドアプリ)」



## 第6章 本計画の推進に当たって

- 第1節 本計画の推進
- 第2節 文化芸術に関する人材や専門機関等との連携・協働
- 第3節 各種団体との交流による活動の創出
- 第4節 本計画の進行管理及び評価の手法
- 第5節 本計画の評価

## 第6章 本計画の推進に当たって

### 第1節 本計画の推進

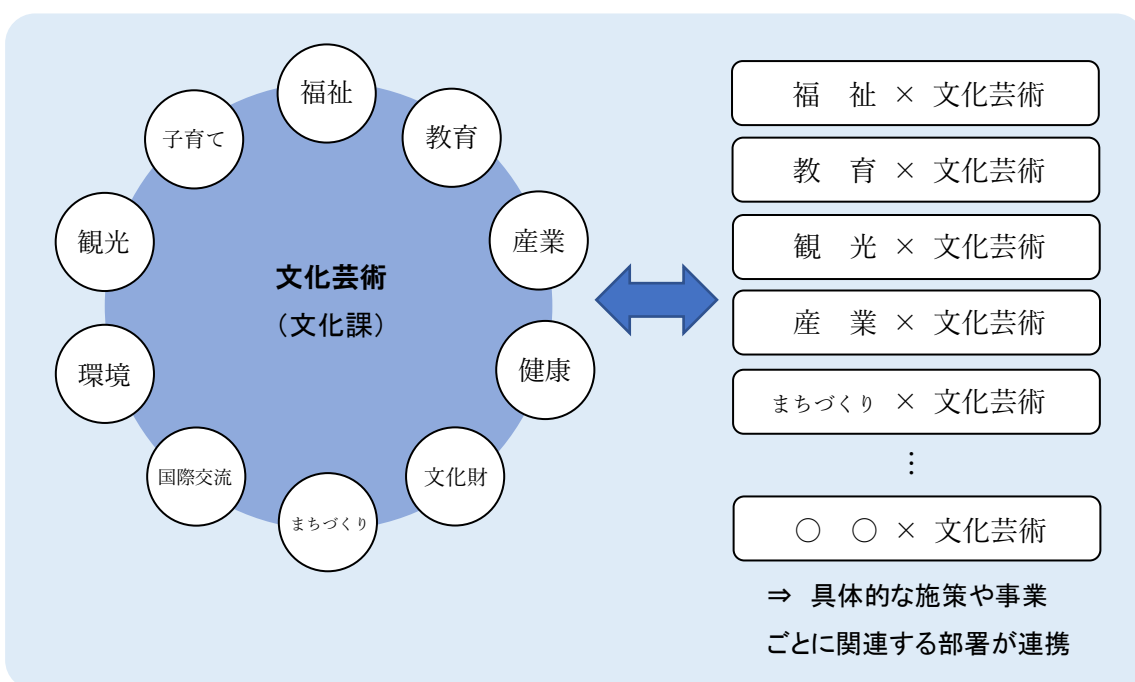
#### (1) 市政の横断的な文化芸術施策の展開

本計画を推進するに当たっては、文化芸術そのものの振興に加えて、福祉、教育、まちづくり、国際交流、観光、産業等との連携による分野横断的な施策展開を図る新たな体制づくりを進めます。

#### (2) 多様な主体が文化芸術に関わる横断的な体制づくり

本計画では、分野を横断した施策展開を想定しています。施策を推進していくためにも、多様な主体に関わり、未着手の事業や新たな事業展開に向けて、新たな視点で施策や事業連携の検討を担う体制づくりを進めます。

また、個別の取組(施策・事業)ごとの進行管理は、各取組の担当部署及び関連部署が連携しながら検証し、課題等を共有し取組の改善に反映します。



事業執行の庁内連携体制

(3) 「丸亀市猪熊弦一郎現代美術館」を中核とした施策展開

丸亀市猪熊弦一郎現代美術館は、本市の文化芸術施策を实践するための中核施設として位置付けられており、事業の企画立案等を行う専門性の高いスタッフの配置を行うなど、専門的集団としての組織体制の構築を進めていることから、美術の側面から多様な事業展開を行い、そのノウハウや知見、人材育成など本計画の全般的な施策を展開します。

## 第2節 文化芸術に関する人材や専門機関等との連携・協働

市内及び市周辺には、文化芸術に関する専門性をもつ人材に加えて、大学、高等学校、専門学校などの文化芸術に関わる専門機関が所在します。これらの人材や専門機関の特性を生かした連携を図り、協働による施策を推進します。

### (1) 専門性を持つ団体や人材との連携・協働

文化団体や市民活動団体等のうち、文化芸術に関する専門性を持つ団体や人材との連携・協働を図ります。

### (2) 大学等との連携・協働

県内には、地域社会をリードし共生社会の実現に貢献する地域密着型の大学経営を進める「香川大学」、芸術教育を担う「四国学院大学」、「香川短期大学」、また、新しい時代に対応した“ものづくり”ができる人材の育成を目指す「四国職業能力開発大学校」、美術やデザイン、製菓等といった文化芸術に関連する高等学校や専門学校があります。

それぞれの特性を生かし、多様な領域を横断した幅広い施策の連携を図ることによって、新たな文化芸術活動の創出に取り組みます。

### (3) 丸亀市文化振興事業協議会との連携・協働

丸亀市民のあらゆる文化活動への参加意欲を高めるとともに、文化振興に寄与することを目的とする「丸亀市文化振興事業協議会」は、「若手芸術家支援事業」、「芸術鑑賞教室」などの活動を実施しており、本計画の施策展開を進めるに当たっても貴重なパートナーとして、市民の文化芸術活動の実施において継続的な連携を図ります。

### (4) 市内文化施設の相互連携・協働

「丸亀市猪熊弦一郎現代美術館」、「丸亀市綾歌総合文化会館」等の市内の文化施設は相互に連携し、より丸亀市の魅力を高めるための取組を推進します。また、県内外の美術館や劇場、音楽堂等との連携による公演などを通して、相互の交流及び丸亀市の文化芸術の情報発信に取り組みます。



### 第3節 各種団体との交流による活動の創出

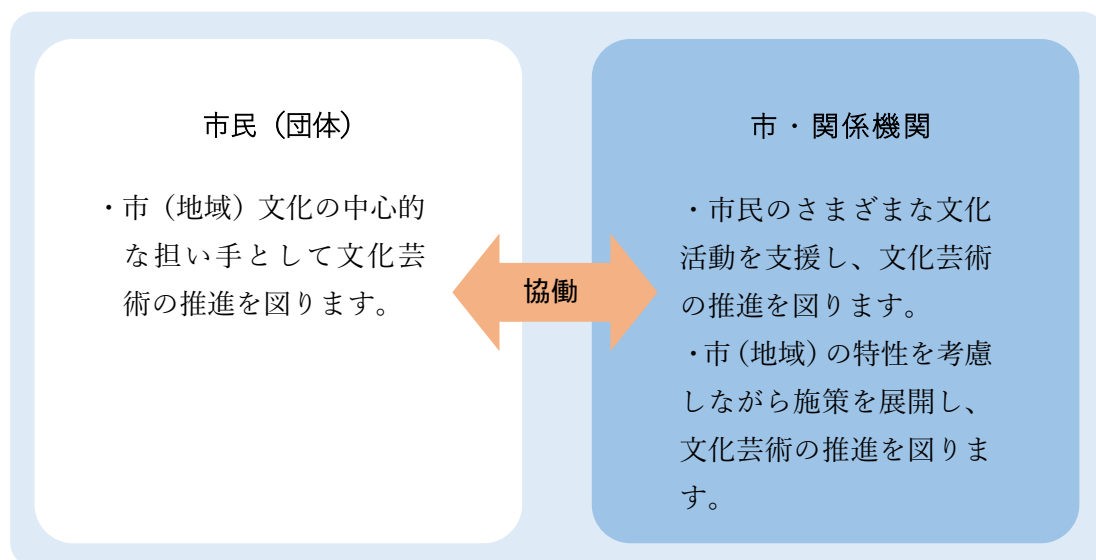
本計画では、文化芸術そのものの振興に加え、市民主体の文化芸術の発展・創造を通して、文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進することを目指しています。

市内には、丸亀市文化協会をはじめとした文化芸術団体、教育・福祉・健康等の社会的課題に取り組む市民活動団体が数多く活動しています。

文化芸術による対話などの交流を通して、当該団体の活動が創造的な取組を生み出す環境づくりを図ります。

また、本計画を着実に推進し、計画に掲げる目標を実現するためには、市民と市・関係機関が協働しながら、それぞれの役割を果たして取り組んでいくことが必要です。

また、施策が効果的に実施され、計画の実現に向けて着実に推進されるようにするため、成果指標や目標値を定め、施策の進行管理を行います。



協働による文化芸術の推進

#### (1) 個人

文化芸術は、丸亀市に住む人、働く人、学ぶ人、丸亀市で様々な活動をしている人など、市民一人ひとりの自主的な活動が原点となります。自主的、創造的な創作活動を行う側として、作品を見たり触れたりする側として、両者の橋渡し役として、市民一人ひとりの文化芸術への関わり方は様々ですが、個々の文化芸術活動を通じて、市民が相互に共感し、つながっていく中で、市民同士のつながりが更に広がっていくことが期待されています。

## (2) 市民活動団体

丸亀市内では、自治会、小学校区まちづくり協議会、NPO や、地域経済や商店街の活性化に取り組む会等、市民団体や企業によるまちづくりに関わる団体が活動しています。また、多様なまちづくりの主体との交流を推進し、市民活動への参画意欲の醸成や協働の更なる発展に寄与するために設置された「丸亀市市民交流活動センター」においても様々な活動が行われています。

これらの市民活動に携わるそれぞれの団体と文化芸術に関わる情報共有を通し、新たな市民活動に発展するよう環境整備を図ります。

## (3) 丸亀市文化協会等の文化団体

丸亀市文化協会は、99 団体、約 2000 人余(令和 3 年 3 月 2 日現在)の会員が、健全な郷土文化の創造発展と水準の向上推進に努め、合わせて会員相互の親睦を図ることを目的とする文化団体です。また、市内には、書道、絵画、華道、茶道、洋舞、伝統芸能などの文化芸術に関わる団体が活動を行っています。

また、その他の文化団体においても、地域や学校における文化芸術活動の支援や市民が本物の文化芸術に触れ、芸術のすばらしさや本質を感じる機会づくりを支援し、丸亀市における次世代の文化芸術活動の担い手を育成する等、重要な役割が期待されています。

それぞれの団体における活動を基本としつつ、文化芸術に関わる様々な情報を通して、社会的課題解決に寄与する新たな活動の可能性が生まれる環境づくりを図ります。

## (4) 教育・福祉等の活動団体(教育・福祉等に関わる団体)

「子どもの貧困」「社会的孤立」「高齢者福祉・認知症対策」等、喫緊の社会的課題に対し、子ども食堂、学習支援等、様々な団体が地域で活動しています。

今後、多様化した価値観の中で、それぞれの立場の人々が持つ社会的課題に対してアプローチすることが求められます。教育・福祉等に関わる様々な団体と連携し、課題の解決に向け、文化芸術活動を通じた事業展開や新たな手法を生みだし、実践する環境づくりを図ります。

## (5) 行政

行政は、全ての文化芸術の担い手が行う活動がより拡大・発展し、活性化していくように、市民や様々な組織・団体の主体的な活動と相互の連携・協力の場づくりを支援します。また、広域的な連携を図りつつ、必要な情報を受発信し、ソフト面・ハード面での基盤を整備していく役割を担います。

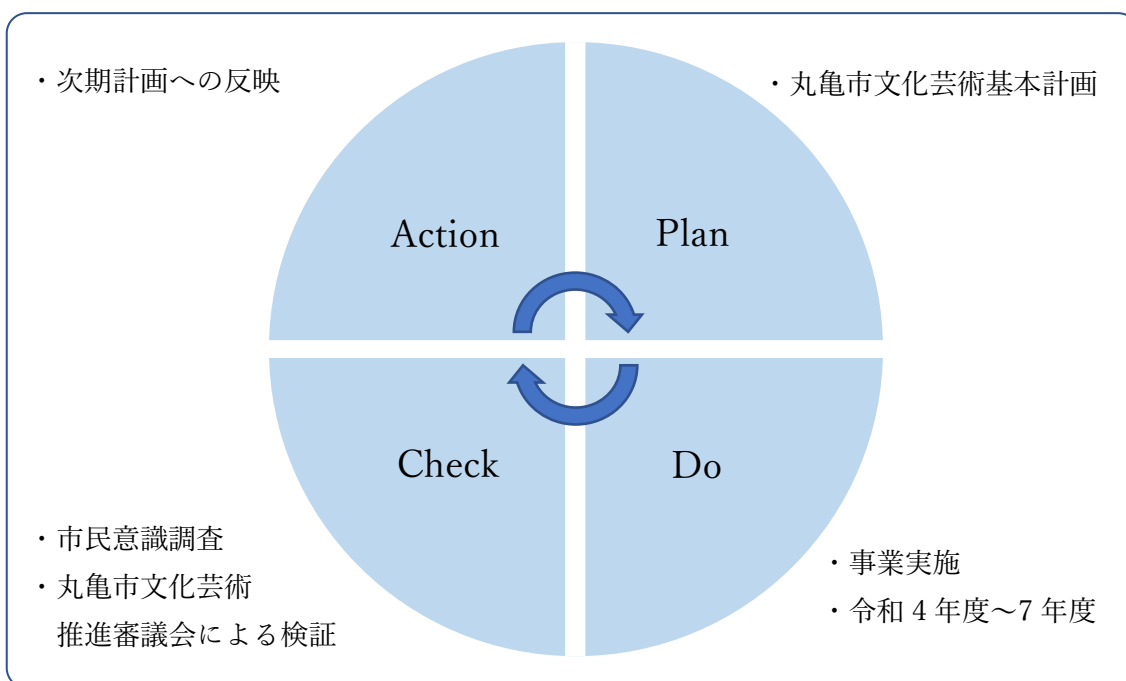
#### 第4節 本計画の進行管理及び評価の手法

本計画の進行管理を行うに当たり、個別の取組ごとの実施計画(具体的な行動計画)を作成します。

毎年度、実施計画の実施状況を把握し、計画期間の最終年度に計画全体の見直しを行います。

個別の取組(基本的施策・事業等)の進行管理については、各部局での事務事業評価や市民アンケート調査等により数値目標の達成状況を確認し、丸亀市文化芸術推進審議会で検証します。そして、PDCAサイクルにより計画の改善を進めていきます。

公的事業を評価するのは、特定の個人ではなく公を構成する多様な市民であることに立ち返り、まず「何のために評価するのか」を明確にし、事業の「価値を発見し引き出す」ための評価に取り組みます。



#### ■ PDCAサイクル

- ① Plan(計画)施策や事業に関する目標などを定める
- ② Do(実施)上記①の方策などを実施する
- ③ Check(評価)定期的に上記①の見込みなどの進行状況について評価する
- ④ Action(改善検討)上記③を踏まえ、必要に応じて①の見直しを行う

\*見直した後は、再度①、②、③、④を繰り返す。

## 第5節 本計画の評価

本計画を実行性のあるものにするために、文化芸術に関する市民意識の現状や施策の進行状況を図る目安として、成果指標を設定し、数値の推移を客観的に検証しながら、施策の着実な推進に取り組みます。

また、指標については、評価・検証の負担軽減の観点から、精選した指標を適切に設定することとし、また、文化芸術の各分野の特性に十分理解しつつ、定量的のみならず定性的を含む質的評価を重視します。

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和7年度
「芸術や地域文化の継承や振興に関する取組」 に対する市民満足度	%	66.4%	↑

資 料

丸亀市文化芸術基本条例

丸亀市文化芸術推進審議会委員名簿

## 丸亀市文化芸術基本条例

(平成 17 年 3 月 22 日条例第 103 号)

改正 平成 18 年 9 月 26 日条例第 36 号 平成 26 年 3 月 28 日条例第 14 号  
令和 4 年 3 月 29 日条例第 18 号

おだやかな風土と美しい瀬戸内海に面した丸亀は、古くから西讃岐における政治、経済、文化の中心的役割を担いながら、歴史的にも栄えてきた地域である。

今、私たちは、このように先人たちが世代をこえて遺した伝統文化を守り育て、さらには、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、新しい光に照らされた丸亀らしい地域文化を興し、次の世代に継承し、発展させるとともに、新たに創造しなければならない。

これらの使命を達成し、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、多様性に寛容で活力ある社会を実現することで、丸亀の地が潤い豊かな文化のまちへ歩み続けるようお願い、その道しるべとしてこの条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、民間団体及び事業所(以下「市民等」という。)並びに文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者の役割を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、ゆとりと豊かさの満ちあふれた活力あるまちづくりに資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 豊かな風土及び歴史によって培われた丸亀市の多様な文化芸術が市民の共通の財産として認識され、将来にわたり継承、発展及び創造されるよう考慮すること。
- (2) 全ての人がある年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術に親しみ、参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備を図ること。
- (3) 文化芸術活動を行う者の主体性、自主性及び創造性を十分に尊重すること。
- (4) 市民等、文化芸術活動を行う者の意見が反映されるよう十分考慮すること。
- (5) 文化芸術に関する創造的な活動がより一層活性化するために、世代間及び地域間の交流並びに国内外との交流の促進を図ること。
- (6) 乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う者、家庭及び地域活動を行う者の相互の連携が図られるよう配慮すること。

(7) 文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携により、その社会的経済的価値の醸成を図ること。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に推進しなければならない。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、文化芸術を創造し、又は享受する権利を有する主体であり、基本理念にのっとり、多様な文化芸術を尊重するよう努めるものとする。

2 市民等は、基本理念にのっとり、文化芸術活動に対する支援又は協力をするよう努めるものとする。

(文化芸術活動を行う者の役割)

第5条 文化芸術活動を行う者は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的に文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 文化芸術活動を行う者は、相互の交流を図るとともに、地域社会の一員としてその活動に取り組むよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第6条 市は、文化芸術基本法(平成13年法律第148号。以下「法」という。)第7条の2第1項の規定に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

(審議会の設置)

第7条 市は、法第37条の規定に基づき、次に掲げる事項を調査及び審査するため、丸亀市文化芸術推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(1) 基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 文化芸術の推進に係る重要事項に関すること。

2 審議会は、文化芸術の推進に関する重要事項について、市長に建議することができる。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 文化団体の代表者

(3) 公募により選任した者

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 6 市長は、審議会に専門的事項を調査及び審議させる必要があるとき、又は臨時に委員を置く必要があるときは、第3項に定める委員のほか、特別委員又は臨時委員を置くことができる。

(表彰)

第8条 市は、文化芸術の推進に関し功績のあった者又は団体を表彰することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、合併前の丸亀市文化振興条例(平成16年丸亀市条例第12号)の規定により表彰されていた者及び団体は、この条例の規定により表彰されたものとみなす。

附 則(平成18年9月26日条例第36号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に委員を委嘱している場合においては、この条例の改正規定は、当該委員の任期が終了する日後新たに委嘱する委員から適用する。

附 則(平成26年3月28日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に委員を委嘱している場合においては、この条例の改正規定は、当該委員の任期が終了する日後、新たに委嘱する委員から適用する。

附 則(令和4年3月29日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(丸亀市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 丸亀市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年条例第42号)の一部を次のように改正する。 次のよう略

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に改正前の丸亀市文化振興条例第5条の規定により丸亀市文化振興審議会委員を委嘱されている者については、改正後の丸亀市文化芸術基本条例第7条の規定により丸亀市文化芸術推進審議会委員に委嘱された者とみなす。



## 丸亀市文化芸術推進審議会委員名簿

区分	氏名	所属等	備考
学識経験者	大村 隆史	国立大学法人 香川大学 講師	
	篠原 勉	公益財団法人 丸亀市福祉事業団 理事	
	嶋田 典人	香川県立文書館	
	高橋 勝子	認定特定非営利活動法人 さぬきっずコムシアター 理事長	
	中井今日子	フリーアナウンサー・コラムニスト	
	長原 孝弘	公益財団法人 ミモカ美術振興財団 理事	
	橋本 一仁	学校法人 四国学院大学 教授	会長
	広谷 鏡子	作家	
	藤井 睦子	学校法人 藤井学園 理事長	
	正木かつみ	HOT サンドルプロジェクト実行委員会 会長	
	森 合音	独立行政法人 国立病院機構 四国こどもとおとなの医療センター ホスピタルアートディレクター	
	山下 高志	あーとらんどギャラリー 代表	
文化団体の代表者	岩崎 勲	丸亀市文化協会 会長	副会長
公募により 選任した者	藤井 満美		
	横山 純果		

丸亀市文化芸術基本計画

令和4年4月1日 策定

編集・発行 丸亀市産業文化部文化課

〒763-8501

香川県丸亀市大手町二丁目4番21号

TEL 0877-24-8822

FAX 0877-24-8863

無断転載・複製を禁じます